

8B-1 no. 39

年少労働資料36号

昭和 56 年 版

勤 労 青 少 年 の 現 状



労働省婦人少年局

昭和 56 年 版

勤 労 青 少 年 の 現 状

労 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

この小冊子は、政府関係機関の発表した最新の諸統計資料から、勤労青少年に関するものを取りまとめて紹介することにより、勤労青少年の現状について統計的に理解を得られるようにすることを目的として作成したものである。

また、本文3の「勤労青少年の福祉施策の現状」については、できる限り昭和56年度の施策を中心に説明を行なった。

勤労青少年問題に関心を持たれる方々に広く御利用いただければ幸いである。

昭和56年12月

労働省 婦人少年局長

目 次

はしがき

勤労青少年の現状

1 概 要	1
2 職業生活の動向	5
(1) 就業状況	5
イ 労働力人口	5
ロ 就 業 者	6
ハ 雇 用 者	14
(2) 新規学校卒業者の就職状況	20
イ 概 況	20
ロ 中学校・高等学校卒業者の状況（職業安定機関扱い）	28
ハ 短期大学・大学卒業者の状況	40
(3) 夜間の高等学校に通学している勤労青少年の状況	56
(4) 離職状況	64
(5) 労働条件	70
イ 賃 金	70
(イ) 概 況	70
(ロ) 新規学校卒業者の初任給	72
ロ 労働時間・休日及び年次有給休暇	76
(6) 労働災害	86
(7) 年少者に係る労働基準法違反状況	88
3 勤労青少年の福祉施策の現状	90
(1) 勤労青少年の福祉増進に関する施策	90
イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動	90
ロ 職業訓練又は教育を受けている勤労青少年に対する（時間の）	

配慮についての事業主に対する指導，啓発等	90
ハ 勤労青少年ホームの充実	91
ニ 勤労青少年スポーツ活動の振興	92
ホ 勤労青少年の国際交流の促進	93
ヘ 実態調査の実施	93
ト 勤労青少年余暇活動研究会による研究	93
(2) 勤労青少年指導者の養成，確保に関する施策	94
イ 勤労青少年指導者大学講座の実施	94
ロ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催	94
ハ 勤労青少年福祉推進者講習会の開催	95
ニ 勤労青少年福祉員の活動への援助	95
ホ 婦人少年室協助員及び婦人少年室特別協助員制度の活用	96
ヘ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催	96
(3) 年少労働者の保護に関する施策	96
(参考資料)	
1 勤労青少年福祉法	108
2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示	114
3 勤労青少年ホーム一覧	118
4 有給教育訓練休暇奨励給付金	136
5 勤労青少年ホーム災害補償保険制度	138

図 表 目 次

(就業状況等)

表 1	15歳以上青少年人口, 労働力人口の推移	5
表 2	従業上の地位別青少年就業者数の推移	6
図 1	従業上の地位別青少年就業者の構成比の推移	7
表 3	産業別青少年就業者数及び構成比の推移	8
表 4	職業別青少年就業者数及び構成比の推移	10
表 5	産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	12
表 6	職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	13
図 2	青少年雇用率の推移	14
図 3	総雇用者中に占める青少年雇用者の割合の推移	15
表 7	規模別青少年雇用者数及び構成比の推移	16
表 8	親元を離れて寮・寄宿舎・下宿・間借りなどをして 生活している青少年雇用者数の推移(非農林業)	18
表 9	15～17歳の人口, 労働力人口, 就業者数, 雇用者数の推移	19
表 10	規模別15～17歳雇用者数の推移(非農林業)	19
表 11	新規学卒者の学歴別就職者数の推移	20
図 4	新規学卒者の学歴別就職率の推移	21
表 12	新規学卒就職者の学歴別構成比の推移	22
図 5	新規学卒就職者の第1次・第2次・第3次産業別構成比	23
表 13	中学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率	24
表 14	高等学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率	26
表 15	新規学卒者の職業紹介状況	28
表 16	新規学卒者を除く(一般)青少年の有効求人倍率の推移	29
表 17	新規学卒者の産業別求人, 就職者数の構成比の推移(中学校卒業者)	30
表 18	新規学卒者の産業別求人, 就職者数の構成比の推移(高等学校卒業者)	32
表 19	新規学卒者の県外就職者数の推移	34
表 20	新規学卒者の地域別職業紹介状況(昭和56年3月卒)	35
表 21	中学校卒業者の地域間移動状況(昭和56年3月卒)	36
表 22	高等学校卒業者の地域間移動状況(昭和56年3月卒)	38
表 23	短期大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移	40

表 24	短期大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移	41
表 25	大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移	42
表 26	大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移	43
表 27	短期大学の関係学科別、職業別就職者数(昭和56年3月卒)	44
表 28	大学の関係学科別、職業別就職者数(昭和56年3月卒)	46
表 29	都道府県別にみた大学卒就職者の流動状況(その1, その2) (昭和56年3月卒)	48
(夜間の高等学校に通学している勤労青少年の状況)		
図 6	労働時間に関する配慮の内容	56
図 7	経済的配慮の内容	57
表 30	その他の配慮の有無別及び配慮の種類別状況	58
図 8	学校卒業後の処遇の変更の内容	59
表 31	職業別、学校を続けていくための転職経験の有無 並びに回数別構成比	60
表 32	職業別転職理由別構成比	61
表 33	学業継続の見通し	62
表 34	通学の目的	63
(離職状況)		
表 35	中学校卒業者の産業別離職率の推移	64
表 36	中学校卒業者の規模別離職率の推移	65
表 37	高等学校卒業者の産業別離職率の推移	66
表 38	高等学校卒業者の規模別離職率の推移	67
表 39	就職後1年間における在職月数別離職状況の推移	68
(労働条件)		
表 40	青少年1人平均月間所定内給与額	70
表 41	産業、学歴別初任給額	72
表 42	規模、学歴別初任給額	74
表 43	主な週所定労働時間階級別企業数の割合及び労働者数の割合の推移	76
表 44	主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合の推移	78
表 45	週休以外の休日日数階級別企業数の割合	80
表 46	週休以外の休日の種類別平均休日日数及び採用率	81

表 47	1 企業平均の勤続年数別年次有給休暇付与日数	82
表 48	労働者 1 人平均の年次有給休暇の付与日数及び 取得日数並びに消化率	83
図 9	年次有給休暇の付与日数階級別構成比（青少年の場合）	84
図 10	年次有給休暇の取得日数階級別構成比（青少年の場合）	84
図 11	年次有給休暇の取得状況（青少年の場合）	85
（労働災害）		
表 49	産業別労働災害発生件数	86
（労働基準法違反）		
表 50	労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移	88
（勤労青少年ホーム）		
表 51	年度別，都道府県別，勤労青少年ホーム設置状況	98
表 52	勤労青少年ホーム利用状況	100
	（その 1） 登録人員	100
	（その 2） 内容別利用延人員の推移	100
	（その 3） 内容別利用延人員の構成比の推移	101
	（その 4） 昭和55年度年間利用者階級別勤労青少年ホーム数	101
	（その 5） クラブ活動内容別利用状況（昭和55年度）	102
（勤労青少年福祉員，勤労青少年福祉推進者）		
表 53	勤労青少年福祉員・福祉推進者の設置及び推進状況	105

勤労青少年の現状

1 概 要

(就業者)

労働力調査によると、昭和55年の青少年人口（15～24歳）は前年より7万人（0.4%）増加して1,612万人、青少年労働力人口は前年より7万人（0.1%）減少して699万人となった。このため、労働力率は前年（44.0%）より0.6ポイント低下して43.4%となっている。

青少年就業者数は前年より6万人（0.9%）減少して675万人で、これを従業上の地位別にみると、雇用者が全体の91.9%（前年91.2%）を占めて620万人、次いで家族従業者が5.9%（同6.5%）で40万人、自営業主が1.8%（同1.9%）で12万人となっている。

また、産業別にみると、卸売・小売・金融・保険・不動産業が全体の34.2%（前年33.5%）を占めて最も多く、次いで製造業22.4%（同22.3%）、サービス業21.8%（同22.2%）……等となっているが、上記の3産業で、全体の78.4%を占めている。

職業別にみると、技能工・生産工程作業者及び単純作業者が全体の30.1%（前年30.7%）を占めて最も多く、次いで事務従事者29.9%（同29.8%）、販売従事者12.9%（同12.0%）、専門的・技術的職業従事者10.5%（同10.1%）、保安職業・サービス職業従事者10.2%（同10.4%）等が主なものである。

就業者の高齢化が進行している中で、昭和55年の全就業者中に占める青少年就業者の割合をみると、産業別には卸売・小売・金融・保険・不動産業が16.1%（昭和45年26.0%）、公務15.1%（同22.4%）、サービス業14.7%（同22.5%）、製造業11.1%（同26.7%）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業10.5%（同20.4%）が全就業者の1割を超えており、その他の産業ではいずれも1割に達していない。

職業別に青少年就業者の割合をみると、事務従事者の21.9%（昭和45年35.2%）、専門的・技術的職業従事者16.2%（17.3%）、保安職業・サー

ビス職業従事者 13.8 % (同 25.1 %), 技能工・生産工程作業者及び単純作業者 11.2 % (同 24.6 %), 販売従事者 10.9 % (同 19.0 %) が全就業者の 1 割を超えており, その他の職業ではいずれも比率が低い。

◦親元を離れて単身で生活している青少年雇用者（非農林業）

非農林業青少年雇用者（618 万人）のうち, 親元を離れて単身で寮・寄宿舎・下宿・間借り等をして生活している者は 148 万人（昭和 50 年 200 万人）で, 非農林業青少年雇用者の 23.9 % (同 27.9 %) を占めている。

これらの者を年齢階級別に構成比でみると 15～19 歳が 22.3 %, 20～24 歳が 77.7 % となっている。

◦年少者

青少年雇用者（620 万人）のうち, 18 歳未満の年少者は 23 万人（昭和 45 年 72 万人）で青少年雇用者の 3.7 % (同 7.7 %) を占めている。

非農林業に雇用されている年少者(22万人)の企業規模は 1～29 人規模が 50.0 % (昭和 45 年 37.5 %), 100～499 人規模 (同 15.3 %), 30～99 人規模 (11.1 %) がそれぞれ 13.6 %, 1,000 人以上規模が 9.1 % (昭和 45 年 23.6 %), 500～999 人規模 0.0 % (同 8.3 %) で, 官公 (同 4.2 %) は 13.6 % となっている。

（新規学校卒業者の就職状況）

学校基本調査によると, 昭和 56 年 3 月新規学校卒業就職者数は, 中学校卒業者 6 万 6 千人（昭和 45 年 27 万 1 千人）, 高等学校卒業者 61 万 3 千人（同 81 万 7 千人）, 短期大学卒業者 13 万人（同 8 万人）, 大学卒業者 29 万 4 千人（同 18 万 8 千人）で, 学歴計を 100 として学歴別構成比をみると, 中学校卒業者 6.0 % (昭和 45 年 20.0 %), 高等学校卒業者 55.6 % (同 60.2 %), 短期大学卒業者 11.8 % (同 5.9 %), 大学卒業者 26.6 % (同 13.9 %) となっている。

卒業者中に占める就職者（就職進学者を含む。）の割合は中学校卒業者 3.9 % (昭和 45 年 16.3 %), 高等学校卒業者 43.1 % (同 58.2 %), 短期大学卒業者 78.0 % (70.3 %), 大学卒業者 76.2 % (同 78.1 %) で 10 年前に比

べると中学校・高等学校卒業者の進学率の上昇が顕著である。

職業安定業務統計により、昭和56年3月中学校・高等学校卒業就職者の県外就職者数をみると、中学校卒業者は9千人、全就職者中に占める県外就職者の割合は20.2%（昭和45年34.9%）で、高等学校卒業者は13万9千人、全就職者中に占める県外就職者の割合は27.4%（同29.6%）となっている。なお、これまでは地元就職志向を反映して中学校・高等学校卒業者とも県外就職率は減少傾向にあったが、昭和56年3月高等学校卒業者の県外就職率は前年と同水準で推移している。

学校基本調査により昭和56年3月大学卒業就職者の状況をみると、他県の大学を卒業し、再び出身高校の所在地県に戻って就職したものは就職者総数の28.0%（他県に所在する大学を卒業し、就職した者の45.3%）で、出身高校・卒業大学・就職した事業所の所在地県がすべて同一の者は就職者総数の29.7%となっている。

（夜間の高等学校に通学している勤労青少年の状況）

夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査によると、昭和55年10月1日現在当該勤労青少年に対して何か特別の配慮をしている事業所は、調査対象事業所の88.8%、配慮していない事業所は2.6%、配慮の必要なしとする事業所は9.1%となっている。配慮している事業所について配慮の主な内容をみると、①労働時間に関する配慮（残業をさせない、早退を認める、労働時間を制度的に短縮する……等）、②経済的配慮（賃金カットをしない、通学のための交通費の支給、入学金・授業料等を援助する……等）、③その他の配慮（寄宿舎、寮に学習室を設置、通学に業務用自動車等を貸与……等）となっている。

一方、夜間の高等学校に通学する勤労青少年の11.7%が、学校を続けていくために転職しており、その主な理由として「通学に時間がかかる」、「賃金が低く、家族や自分の生活費などが足りない」、「仕事の時間が変わるので通学に適さない」……等を挙げている。

学業継続の見通しについては、続けられると思う者92.3%、迷っている

者 5.5%，わからないとする者 2.2% で、通学の目的としては学歴取得のためとする者が圧倒的に多く 85.3% を占めている。

（離職状況）

新規学校卒業就職者の就職離職状況調査によると、昭和54年3月中学校・高等学校卒業者の1年後（昭和55年3月末現在）の離職率は、中学校卒業で 27.6%，高等学校卒業で 17.8% で、前年に引き続き上昇している。

昭和52年3月卒業の就職者についての、3年後（昭和55年3月末現在）の離職率をみると、中学校卒業者は 48.8%，高等学校卒業者は 40.4% となっている。

（労働条件）

賃金構造基本統計調査によると、昭和55年の17歳以下の1人平均月間所定内給与額は男子 8 万 8,700 円（対前年上昇率 6.6%），女子 7 万 9,100 円（同 5.3%），18～19歳では男子 10 万 2,200 円（同 5.3%），女子 9 万 4,300 円（同 4.7%），20～24歳では男子 12 万 4,300 円（同 4.5%），女子 10 万 8,400 円（同 4.6%）となっている。

一方、昭和55年3月新規学校卒業者の初任給は、中学校卒業者の場合、男子 8 万 1,100 円（対前年上昇率 7.6%），女子 7 万 3,200 円（同 4.9%），高等学校卒業男子 9 万 2,800 円（同 4.7%），女子 8 万 8,300 円（同 4.3%），短期大学卒業男子 10 万 700 円（同 5.1%），女子 9 万 7,400 円（同 4.7%），大学卒業男子 11 万 4,500 円（同 4.6%），女子 10 万 8,700 円（同 4.8%）となっている。

賃金労働時間制度総合調査によると、昭和55年の週所定労働時間は1企業平均44時間35分（前年44時間28分），労働者1人平均41時間53分（同41時間50分），で何らかの形態による週休2日制を採用している企業は 47.6%（同 46.1%），何らかの形態による週休2日制の適用を受けている労働者は 74.1%（同 72.9%）となっている。

また、週休以外の平均休日日数は 16.8 日で、労働者1人平均の年次有給休暇付与日数は 14.4 日となっている。

2 職業生活の動向

(1) 就業状況

イ 労働力人口

昭和55年（年平均）の青少年労働力人口（15～24歳）は699万人で、労働力率（青少年人口中に占める青少年労働力人口の割合）は43.4％であった。前年に比べると労働力人口で7万人、労働力率で0.6ポイント低下している。なお対前年減少数を年齢階級別にみると、15～19歳では増減

表1 15歳以上青少年人口、労働力人口の推移

区 分		15歳以上人口	労働力人口	労働力率	労働力人口の年齢別割合	総労働力人口中に占める青少年労働力人口の割合
	昭和	万人	万人	％	％	％
計	45年	1,995	1,108	55.5	100.0	21.5
	50	1,712	819	47.8	100.0	15.4
	53	1,609	719	44.7	100.0	13.0
	54	1,605	706	44.0	100.0	12.6
	55	1,612	699	43.4	100.0	12.4
15～19歳	45	927	301	32.5	27.2	5.8
	50	797	168	21.1	20.5	3.2
	53	800	153	19.1	21.3	2.8
	54	804	147	18.3	20.8	2.6
	55	821	147	17.9	21.0	2.6
20～24歳	45	1,068	807	75.6	72.8	15.7
	50	915	651	71.1	79.5	12.2
	53	809	566	70.0	78.7	10.2
	54	801	559	69.8	79.2	10.0
	55	791	552	69.8	79.0	9.8

注1）昭和45年の数字には沖縄県は含まれていない。

2）数字は各年とも年平均である。

以上の（注）は以下の各表について同じ。

総理府一労働力調査

がなく、20～24歳で7万人の減少となっている。総労働力人口中に占める青少年労働力人口の割合は12.4％で、このうち2.6％が20歳未満である（表1）。

ロ 就業者

青少年労働力人口（699万人）のうち、就業者数は675万人で、これを年齢階級別にみると、15～19歳が141万人（20.9％）、20～24歳が534万人（79.1％）となっている。

青少年就業者数を従業上の地位別にみると、自営業主が12万人（構成比1.8％）、家族従業者が40万人（同5.9％）、雇用者が620万人（同91.9％）となっている。

表2 従業上の地位別青少年就業者数の推移

区 分		昭和 45年	50	51	52	53	54	55
青少年就業者数 (万人)	総 数	1,087	795	743	708	692	681	675
	自 営 業 主	20	15	14	13	13	13	12
	家 族 従 業 者	125	61	55	51	48	44	40
	雇 用 者	939	718	672	642	628	621	620
うち15 ～19歳 (万人)	総 数	295	163	145	144	146	140	141
	自 営 業 主	1	1	1	1	1	1	1
	家 族 従 業 者	35	13	11	12	11	11	10
	雇 用 者	258	149	133	131	134	127	129

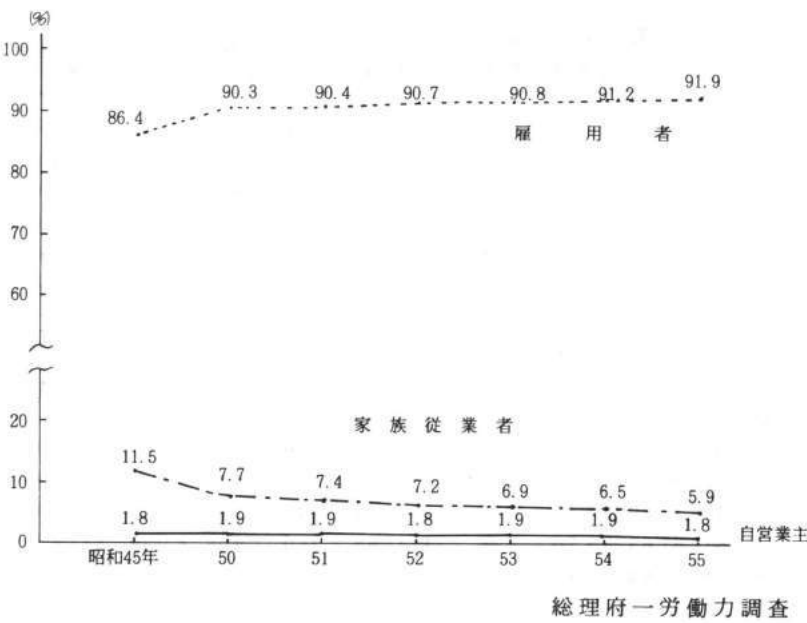
注) 数字は推定値の千位で四捨五入したものであり、総数は分類不能の数を含むため、計と内訳の合計とは必ずしも一致しない。以下同じ。

総理府一労働力調査

就業者数を前年に比べると6万人減少（減少率0.9％）しているが、これを年齢階級別にみると、15～19歳で1万人増加、20～24歳で7万人の減少となっている。

対前年減少数を従業上の地位別にみると、家族従業者での減少が引き続き最も大きく4万人（減少率9.1％）、自営業主と雇用者でそれぞれ1万人の減少となっている（表2）。この変化を図1により構成比でみると、就業者中に占める家族従業者の割合は年々低下、自営業主は同水準、雇用者は上昇している。

図1 従業上の地位別青少年就業者の構成比の推移



青少年が比較的多く就業している産業は、卸売・小売・金融・保険・不動産業（231万人）、製造業（151万人）、サービス業（147万人）で、これらの3産業に青少年就業者の約8割（78.4％）が集っている。

産業別就業者数を前年に比べると、卸売・小売・金融・保険・不動産業（3万人、増加率1.3％）、建設業（1万人、同1.9％）で増加している以外は減少又は同水準で推移している。対前年減少率の高い産業は農業・林業・狩猟業（16.7％）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（7.0％）である。

表3 産業別青少年就業者数及び構成比の推移

		就 業 者 数 （ 万 人 ）									
		全 産 業 計	農 業 ・ 林 業	狩 猟 ・ 殖 産 業	養 殖 ・ 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	運 輸 ・ 通 信 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業
計	昭和45年	1,087	60	6	2	74	368	298	72	169	36
	50	795	26	4	1	64	229	242	45	139	43
	53	692	20	4	1	55	172	224	42	143	31
	54	681	18	4	1	53	152	228	43	151	31
	55	675	15	4	1	54	151	231	40	147	30
15～ 19歳	45	295	20	2	0	20	122	71	13	41	7
	50	163	6	1	0	12	60	47	7	22	7
	53	146	5	1	0	12	47	45	7	25	5
	54	140	5	1	0	12	36	50	8	24	5
	55	141	4	1	0	12	38	51	7	22	5
20～ 24歳	45	792	40	4	2	54	246	227	59	128	29
	50	632	20	3	1	52	169	195	38	117	36
	53	546	15	3	1	43	125	179	35	118	26
	54	541	13	3	1	41	116	178	35	127	26
	55	534	11	3	1	42	113	180	33	125	25

次に年齢階級別にみて、15～19歳の占める割合が青少年就業者の2割以上となっている産業は、農業・林業・狩猟業（15～19歳26.7％、20～24歳73.3％）、製造業（同25.2％、同74.8％）、漁業・水産養殖業（同25.0％、同75.0％）、建設業（同22.2％、同77.8％）、卸売・小売・金融・保険・不動産業（同22.1％、同77.9％）でその他の産業ではいずれも20～24歳が8割以上を占めている（表3）。

構 成 比 (%)											
全 産 業 計	農 業 ・ 林 業	狩 猟 業 ・ 水 産 業	養 殖 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 小 売 ・ 金 融 ・ 保 險 ・ 不 動 産 業	運 輸 ・ 通 信 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 水	道 ・ 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業	公 務
100.0	5.5	0.6	0.2	6.8	33.9	27.4	6.6	15.5	3.3		
100.0	3.3	0.5	0.1	8.1	28.8	30.4	5.7	17.5	5.4		
100.0	2.9	0.6	0.1	7.9	24.9	32.4	6.1	20.7	4.5		
100.0	2.6	0.6	0.1	7.8	22.3	33.5	6.3	22.2	4.6		
100.0	2.2	0.6	0.1	8.0	22.4	34.2	5.9	21.8	4.4		
27.1	1.8	0.2	0.0	1.8	11.2	6.5	1.2	3.8	0.6		
20.5	0.8	0.1	0.0	1.5	7.5	5.9	0.9	2.8	0.9		
21.1	0.7	0.1	0.0	1.7	6.8	6.5	1.0	3.6	0.7		
20.6	0.7	0.1	0.0	1.8	5.3	7.3	1.2	3.5	0.7		
20.9	0.6	0.1	0.0	1.8	5.6	7.6	1.0	3.3	0.7		
72.9	3.7	0.4	0.2	5.0	22.6	20.9	5.4	11.8	2.7		
79.5	2.5	0.4	0.1	6.5	21.3	24.5	4.8	14.7	4.5		
78.9	2.2	0.4	0.1	6.2	18.1	25.9	5.1	17.1	3.8		
79.4	1.9	0.4	0.1	6.0	17.0	26.1	5.1	18.6	3.8		
79.1	1.6	0.4	0.1	6.2	16.7	26.7	4.9	18.5	3.7		

総理府－労働力調査

青少年が比較的多く就業している職業は、技能工・生産工程作業者及び単純作業者（203万人……9割（89.2％）が技能工・生産工程作業者，1割が単純作業者），事務従事者（202万人），販売従事者（87万人）で，これらの3職業に青少年就業者の7割強（72.9％）が集っている。

表 4 職業別青少年就業者数及び構成比の推移

区 分		就 業 者 数 （ 万 人 ）									
		全 職 業 計	専門 的・ 技術	従 事 的 職 業 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 林 ・ 業 ・ 漁 業 者	採 掘 ・ 業 ・ 採 石 者	運 輸 ・ 事 通 信 者	技 能 工 ・ 生 産 工 程 作 業 者 及 単 純 作 業 者	保 安 職 業 ・ サ ー ビ ス 職 業 者 ・ 従 事 者
計	昭和 45年	1,087	51	1	266	126	65	1	53	426	97
	50	795	62	1	218	99	30	0	29	276	79
	53	692	65	1	200	84	23	0	24	223	71
	54	681	69	1	203	82	21	0	23	209	71
	55	675	71	1	202	87	18	0	23	203	69
15～ 19歳	45	295	8	0	56	28	22	0	9	144	28
	50	163	7	0	38	17	7	0	4	73	17
	53	146	8	0	33	15	6	0	3	62	18
	54	140	7	0	35	16	5	0	4	54	19
	55	141	6	0	36	17	4	0	4	55	19
20～ 24歳	45	792	43	1	210	98	43	1	44	282	69
	50	632	55	1	180	82	23	0	25	203	62
	53	546	57	1	167	69	17	0	21	161	53
	54	541	62	1	168	66	16	0	19	155	52
	55	534	65	1	166	70	14	0	19	148	50

職業別就業者数を前年に比べると、販売従事者で5万人(増加率6.1%)、専門的・技術的職業従事者で2万人(同2.9%)増加している以外はいずれも減少又は同水準で推移している。対前年減少率の高い職業は農林・漁業作業者(14.3%)であるが、減少数では技能工・生産工程作業者(6万人)が目立っている(表4)。

構 成 比 (%)									
全 職 業 計	専門的・技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	農林・漁業作業者	採掘・採石業者	運輸・通信業者	技能工・生産工程単純作業作業者及生産者	保安サービス従事者・職業業者
100.0	4.7	0.1	24.5	11.6	6.0	0.1	4.9	39.2	8.9
100.0	7.8	0.1	27.4	12.5	3.8	0.0	3.6	34.7	9.9
100.0	9.4	0.1	28.9	12.1	3.3	0.0	3.5	32.2	10.3
100.0	10.1	0.1	29.8	12.0	3.1	0.0	3.4	30.7	10.4
100.0	10.5	0.1	29.9	12.9	2.7	0.0	3.4	30.1	10.2
27.1	0.7	0.0	5.2	2.6	2.0	0.0	0.8	13.2	2.6
20.5	0.9	0.0	4.8	2.1	0.9	0.0	0.5	9.2	2.1
21.1	1.2	0.0	4.8	2.2	0.9	0.0	0.4	9.0	2.6
20.6	1.0	0.0	5.1	2.3	0.7	0.0	0.6	7.9	2.8
20.9	0.9	0.0	5.3	2.5	0.6	0.0	0.6	8.1	2.8
72.9	4.0	0.1	19.3	9.0	4.0	0.1	4.0	25.9	6.3
79.5	6.9	0.1	22.6	10.3	2.9	0.0	3.1	25.5	7.8
78.9	8.2	0.1	24.1	10.0	2.5	0.0	3.0	23.3	7.7
79.4	9.1	0.1	24.7	9.7	2.3	0.0	2.8	22.8	7.6
79.1	9.6	0.1	24.6	10.4	2.1	0.0	2.8	21.9	7.4

総理府一労働力調査

表5は就業者総数中に占める青少年の割合を産業別にみたものである。全産業計では青少年の割合は1割強（12.2％）であるが、この水準を上回っている産業は、卸売・小売・金融・保険・不動産業（16.1％）、公務（15.1％）、サービス業（14.7％）の3産業である。

前年に比べると、鉱業で0.8ポイント上昇している以外は、いずれの産業においても、青少年の割合は低下又は同水準で推移している。

表5 産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移

（産業別総就業者数＝100％）

区 分		全 産 業 計	農 業 ・ 林 業	狩 猟 業	漁 業 ・ 水 産	養 殖 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 ・ 保 険 ・ 産 業	不 動 産 業	運 輸 ・ 通 信 ・ 電 気 ・ 熱 ・ 給 水 業	サ ー ビ ス 業	公 務
計	昭和45年	21.3	7.1	13.6	10.0	18.8	26.7	26.0	20.4	22.5	22.4			
	50	15.4	4.2	9.3	6.3	13.5	17.2	18.8	12.5	16.4	22.2			
	53	12.8	3.4	9.1	6.7	10.6	13.0	16.1	11.2	15.2	15.7			
	54	12.4	3.2	8.9	8.3	9.9	11.4	16.1	11.3	15.4	15.4			
	55	12.2	2.9	8.9	9.1	9.9	11.1	16.1	10.5	14.7	15.1			
15～19歳	45	5.8	2.4	4.5	0.0	5.1	8.9	6.2	3.7	5.5	4.3			
	50	3.1	1.0	2.3	0.0	2.5	4.5	3.7	1.9	2.6	3.6			
	53	2.7	0.9	2.3	0.0	2.3	3.5	3.2	1.9	2.7	2.5			
	54	2.6	0.9	2.2	0.0	2.2	2.7	3.5	2.1	2.4	2.5			
	55	2.5	0.8	2.2	0.0	2.2	2.8	3.5	1.8	2.2	2.5			
20～24歳	45	15.5	4.7	9.1	10.0	13.7	17.8	19.8	16.7	17.0	18.1			
	50	12.3	3.2	7.0	6.3	11.0	12.7	15.1	10.6	13.8	18.6			
	53	10.1	2.5	6.8	6.7	8.3	9.4	12.9	9.4	12.5	13.2			
	54	9.9	2.3	6.7	8.3	7.6	8.7	12.6	9.2	13.0	12.9			
	55	9.6	2.1	6.7	9.1	7.7	8.3	12.5	8.7	12.5	12.6			

表6は就業者総数中に占める青少年の割合を職業別にみたものである。全職業計（12.2％）を上回っている職業は事務従事者（21.9％）、専門的・技術的職業従事者（16.2％）、保安職業・サービス職業従事者（13.8％）の3職業で、なかでも事務従事者は5人中1人が青少年であるという高い割合を占めている。

前年に比べると、販売従事者で0.4ポイント上昇している以外は、いずれの職業においても低下又は同水準で推移している。

表6 職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移

（職業別総就業者数＝100％）

区 分		全 職 業 計	専門 的・ 技術 的職業 従事者	管理 的・事 務職業 従事者	事務 従事者	販売 従事者	農作 ・業 ・漁 業者	採掘 ・事 ・探 石者	運輸 ・事 ・通 信者	技能 工・生 産者及 び単純 作業者	保安 ・サー ビス職 業・従 事者
計	昭和45年	21.3	17.3	0.7	35.2	19.0	7.4	9.1	22.8	24.6	25.1
	50	15.4	17.2	0.5	26.7	13.5	4.6	0.0	12.4	16.1	17.4
	53	12.8	16.3	0.5	23.0	10.6	3.7	0.0	9.9	12.6	14.6
	54	12.4	16.2	0.5	22.6	10.5	3.5	0.0	9.4	11.7	14.3
	55	12.2	16.2	0.5	21.9	10.9	3.2	0.0	9.3	11.2	13.8
15～ 19歳	45	5.8	2.7	0.0	7.4	4.2	2.5	0.0	3.9	8.3	7.2
	50	3.1	1.9	0.0	4.7	2.3	1.1	0.0	1.7	4.3	3.7
	53	2.7	2.0	0.0	3.8	1.9	1.0	0.0	1.2	3.5	3.7
	54	2.6	1.6	0.0	3.9	2.0	0.8	0.0	1.6	3.0	3.8
	55	2.5	1.4	0.0	3.9	2.1	0.7	0.0	1.6	3.0	3.8
20～ 24歳	45	15.5	14.6	0.7	27.8	14.8	4.9	9.1	18.9	16.3	17.9
	50	12.3	15.3	0.5	22.0	11.2	3.5	0.0	10.7	11.8	13.7
	53	10.1	14.3	0.5	19.2	8.7	2.7	0.0	8.6	9.1	10.9
	54	9.9	14.6	0.5	18.7	8.4	2.6	0.0	7.8	8.6	10.5
	55	9.6	14.8	0.5	18.0	8.8	2.5	0.0	7.7	8.1	10.0

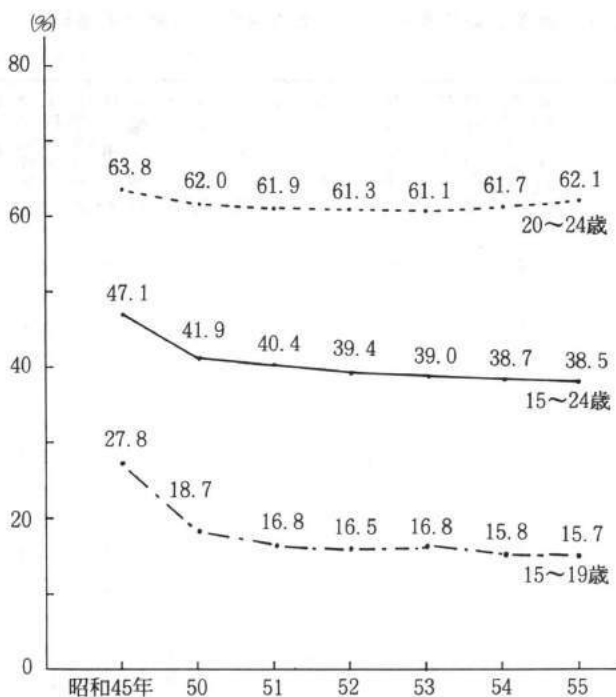
総理府一労働力調査

ハ 雇用者

昭和 55 年の青少年雇用者数は 620 万人で前年より 1 万人(減少率 0.2%)減少している(表 2 参照)。

青少年雇用者数を年齢階級別にみると、15～19 歳が 129 万人(前年 127 万人)、20～24 歳が 491 万人(同 494 万人)で、これを構成比でみると 15～19 歳が 20.8%(前年 20.5%)、20～24 歳が 79.2%(同 79.5%)となっている。

図 2 青少年雇用率の推移



注) 雇用率 …… 年齢階級別青少年人口中に占める年齢階級別青少年雇用者の割合

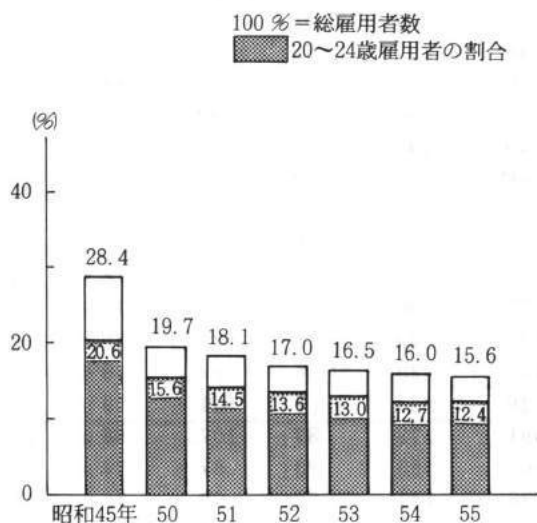
総理府－労働力調査

青少年雇用率（青少年人口中に占める青少年雇用者の割合）は38.5%で、前年に比べると0.2ポイント低下している。雇用率を年齢階級別にみると15～19歳が15.7%（前年15.8%）、20～24歳が62.1%（同61.7%）で15～19歳は前年に引き続きわずかであるが低下、20～24歳は前年に引き続き上昇している（図2）。

図3は総雇用者中に占める青少年雇用者の割合の推移をみたもので、昭和55年では15.6%（前年16.0%）となっており、引き続き低下している。

これを年齢階級別にみると15～19歳は総雇用者中3.2%（前年3.3%）、20～24歳は12.4%（同12.7%）となっている。

図3 総雇用者中に占める青少年雇用者の割合の推移



総理府－労働力調査

表7は青少年の雇用状況を企業規模別にみたもので、最も多いのは29人以下規模の189万人（構成比30.6％），次いで1,000人以上規模の142万人（同23.0％），100～499人規模100万人（同16.2％），30～99人規模92万人（同14.9％），500～999人規模34万人（同5.5％）の順で，なお官公は60万人（同9.7％）となっている。

表7 規模別青少年雇用者数及び構成比の推移
（非農林業）

区 分		雇 用 者 数 （ 万 人 ）						
		規 模 計	1,000 人 以 上	500 ～ 999	100 ～ 499	30 ～ 99	1 ～ 29	官 公
計	昭和 47年	894	232	50	140	121	274	76
	50	718	201	36	111	91	200	76
	51	670	177	38	101	93	192	69
	52	640	163	33	100	88	193	63
	53	626	150	36	99	89	190	61
	54	619	141	36	101	87	191	62
	55	618	142	34	100	92	189	60
15～ 19歳	47	203	60	13	33	25	61	11
	50	149	48	8	24	17	41	10
	51	132	36	9	21	18	40	8
	52	131	36	7	22	19	41	7
	53	133	35	8	21	20	42	7
	54	127	28	8	22	18	43	7
	55	129	31	7	21	19	43	7
20～ 24歳	47	691	172	37	107	96	213	65
	50	569	153	28	87	74	159	66
	51	538	141	29	80	75	152	61
	52	509	127	26	78	69	152	56
	53	493	115	28	78	69	148	54
	54	492	113	28	79	69	148	55
	55	489	111	27	79	73	146	53

前年に比べると 30～99 人規模で 5 万人（増加率 5.7％）、1,000 人以上規模で 1 万人（同 0.7％）増加している以外は 500～999 人規模で 2 万人（減少率 5.6％）、100～499 人規模で 1 万人（同 1.0％）、1～29 人規模で 2 万人（同 1.0％）減少しており、減少率でみると 500～999 人規模が最も高い。

なお、官公では 2 万人（同 3.2％）減少している。

	構 成 比 (%)						
規 模 計	1,000 人 以 上	500 ~ 999	100 ~ 499	30 ~ 99	1 ~ 29	官 公	
	100.0	26.0	5.6	15.7	13.5	30.6	8.5
	100.0	28.0	5.0	15.5	12.7	27.9	10.6
	100.0	26.4	5.7	15.1	13.9	28.7	10.3
	100.0	25.5	5.2	15.6	13.8	30.2	9.8
	100.0	24.0	5.8	15.8	14.2	30.4	9.7
	100.0	22.8	5.8	16.3	14.1	30.9	10.0
	100.0	23.0	5.5	16.2	14.9	30.6	9.7
	100.0	29.6	6.4	16.3	12.3	30.0	5.4
	100.0	32.2	5.4	16.1	11.4	27.5	6.7
	100.0	27.3	6.8	15.9	13.6	30.3	6.1
	100.0	27.5	5.3	16.8	14.5	31.3	5.3
	100.0	26.3	6.0	15.8	15.0	31.6	5.3
	100.0	22.0	6.3	17.3	14.2	33.9	5.5
	100.0	24.0	5.4	16.3	14.7	33.3	5.4
	100.0	24.9	5.4	15.5	13.9	30.8	9.4
	100.0	26.9	4.9	15.3	13.0	27.9	11.6
	100.0	26.2	5.4	14.9	13.9	28.3	11.3
	100.0	25.0	5.1	15.3	13.6	29.9	11.0
	100.0	23.3	5.7	15.8	14.0	30.0	11.0
	100.0	23.0	5.7	16.1	14.0	30.1	11.2
	100.0	22.7	5.5	16.2	14.9	29.9	10.8

総理府－労働力調査

表8は親元を離れて単身で寮・寄宿舎・下宿・間借り、あるいは一戸を構えて生活している青少年雇用者数をみたもので、昭和55年では148万人（前年160万人）となっている。

前年に比べると12万人（減少率7.5%）減少しており、これを年齢階級別にみると15～19歳で2万人（減少率5.7%）、20～24歳で10万人（同8.0%）の減少となっている。

なお、親元を離れて単身で生活している青少年雇用者は、青少年雇用者（非農林業）総数中、約4人に1人の割合を占めている。

表8 親元を離れて寮・寄宿舎・下宿・間借りなどをして生活している青少年雇用者数の推移（非農林業）（万人）

区 分	計			男 子			女 子		
	計	15～19歳	20～24歳	計	15～19歳	20～24歳	計	15～19歳	20～24歳
昭和47年	224	65	159	138	32	106	86	33	53
50	200	51	149	122	23	99	78	28	50
51	182	42	140	113	21	92	69	21	48
52	168	41	127	98	18	80	71	23	48
53	165	43	122	93	17	76	73	26	47
54	160	35	125	92	15	77	67	19	48
55	148	33	115	83	14	69	64	19	45

総理府一労働力調査

（年少者）

労働基準法は年少者（18歳未満の者）が心身の未成熟な者であるという特質に基づき、年少者が雇用される場合、特別の制限規定を設け、これを保護している。

労働力調査によると、昭和55年の年少労働者（15～17歳の雇用者）数は23万人で、前年（24万人）より1万人（減少率4.2%）減少している。

15～17歳人口中に占める年少労働者の割合（雇用率）は4.5%（前年4.9

％），青少年雇用者（620万人）中に占める年少労働者の割合は3.7％（前年3.9％）となっている（表9）。

表10により、年少者の雇用状況を企業規模別にみると、29人以下の規模が最も多く年少労働者の5割（11万人）がここに集っている。前年に比べると500～999人規模で減少している以外は、各規模とも前年と同水準で推移している。

表9 15～17歳の人口，労働力人口，就業者数
雇用者数の推移 (万人)

区 分	15～17歳人口	労働力人口	就 業 者 数	雇 用 者 数
昭和45年	544	87 (16.0)	86	72
50	486	42 (8.6)	40	35
51	486	35 (7.2)	34	29
52	484	31 (6.4)	30	25
53	488	33 (6.8)	31	27
54	493	30 (6.1)	28	24
55	507	28 (5.5)	26	23

注) () 内は労働力率(％)

総理府—労働力調査

表10 規模別15～17歳雇用者数の推移(非農林業) (万人)

区 分	規模計	1,000人以上	500～999	100～499	30～99	1～29	官 公
昭和45年	72	17	6	11	8	27	3
50	35	10	1	5	3	12	4
51	29	6	2	3	3	11	3
52	25	4	1	3	4	11	3
53	27	7	2	2	3	10	3
54	24	2	1	3	3	11	3
55	22	2	0	3	3	11	3

総理府—労働力調査

(2) 新規学校卒業者の就職状況

イ 概 要

昭和56年3月卒業の新規就職者数は表11のとおりで、中学校卒業者は約6万6千人、高等学校卒業者は61万3千人、短期大学卒業者は13万人、大学卒業者は29万4千人となっている。

前年に比べると中学校卒業者で1.8%（1,227人）減少している以外は高等学校卒業者で2.3%（1万3,574人）、短期大学卒業者で0.7%（931人）、大学卒業者で3.1%（8,949人）といずれも増加している。

昭和56年3月卒業新規就職者数を卒業者数に対する割合でみると中学校卒業者は3.9%、高等学校卒業者43.1%、短期大学卒業者78.0%、大学

表 11 新規学卒者の学歴別就職者数の推移

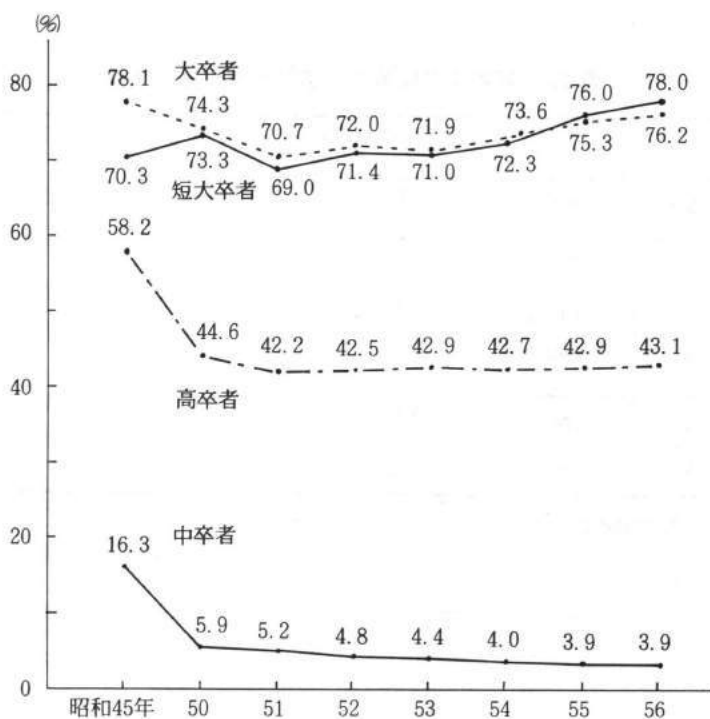
(人)

区 分	中 卒 者		高 卒 者		短大卒者	大 卒 者
	就職者数	うち就職 進学者数	就職者数	うち就職 進学者数		
昭和						
45年	271,266	57,092	816,669	13,895	80,740	188,227
50	93,987	30,772	590,893	14,659	103,314	232,683
51	80,984	26,177	559,232	11,675	104,168	230,463
52	76,263	27,257	596,942	20,571	114,340	244,617
53	70,637	23,908	596,482	19,986	115,423	256,817
54	65,172	21,398	591,183	18,313	123,442	275,850
55	67,415	23,017	599,693	18,263	129,156	285,129
56	66,188	21,510	613,267	18,356	130,087	294,078

文部省一学校基本調査

卒業者 76.2 %で、前年に比べると中学校卒業者を除いて高等学校卒業者で 0.2 ポイント、短期大学卒業者で 2.0 ポイント、大学卒業者で 0.9 ポイントそれぞれ上昇している（図 4）。

図 4 新規学卒者の学歴別就職率の推移



注) 就職率 = $\frac{\text{就職者数}}{\text{卒業者数}} \times 100$

文部省－学校基本調査

また、表11で示した新規学卒就職者数を学歴別構成比でみると表12のとおりで、昭和56年3月中学校卒業者は6.0％、高等学校卒業者は55.6％、短期大学卒業者は11.8％、大学卒業者は26.6％となり、新規学卒就職者の4割弱（38.4％）が高等教育機関（短期大学・大学）卒業者である。この割合は前年と比べてほぼ同水準で推移している。

表 12 新規学卒就職者の学歴別構成比の推移 (％)

区 分	計	中 卒 者	高 卒 者	短大卒者	大 卒 者
昭和					
45 年	100.0	20.0	60.2	5.9	13.9
50	100.0	9.2	57.9	10.1	22.8
51	100.0	8.3	57.4	10.7	23.6
52	100.0	7.4	57.8	11.1	23.7
53	100.0	6.8	57.4	11.1	24.7
54	100.0	6.2	56.0	11.7	26.1
55	100.0	6.2	55.5	11.9	26.4
56	100.0	6.0	55.6	11.8	26.6

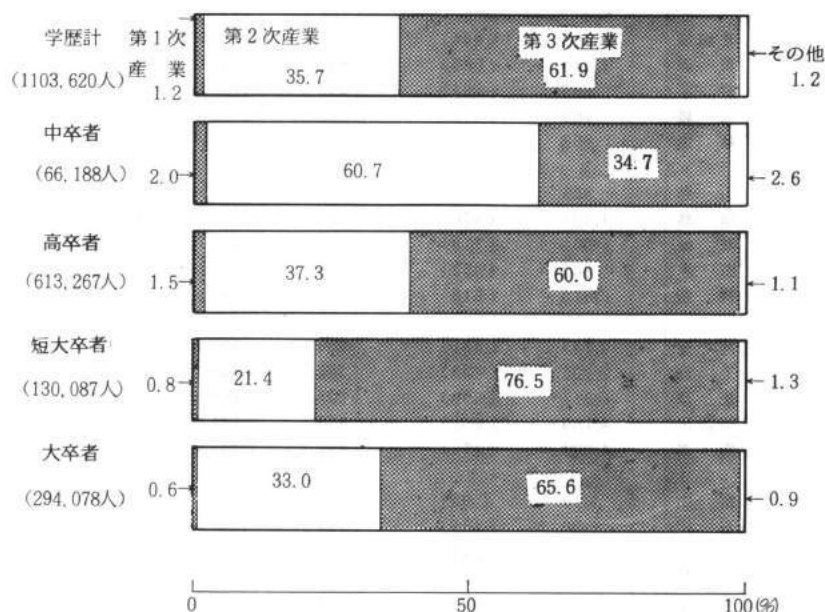
注) 就職進学者を含む。

文部省一学校基本調査

昭和56年3月卒業の新規就職者数を第1次・第2次・第3次産業別に構成比でみると図5のとおりである。

中学校卒業者は60.7%が第2次産業に、高等学校卒業者は60.0%，短期大学卒業者は76.5%，大学卒業者は65.6%が第3次産業に就業している。このため、昭和56年の新規学卒就職者の学歴計では61.9%が第3次産業に、35.7%が第2次産業に、1.2%が第1次産業に就業となっている。

図5 新規学卒就職者の第1次・第2次・第3次産業別構成比
(昭和56年3月卒)



注) 就職進学者を含む。

昭和56年3月中学校卒業者の就職状況を都道府県別にみると表13のとおりである。

就職者数の最も多いのは大阪府（6,434人）で、次いで東京都（6,211人）、愛知県（5,176人）、神奈川県（4,169人）、兵庫県（3,883人）となっている。これを卒業者数に対する割合でみると、最も高いのは高知県（6.9%）、長崎県（6.9%）で、次いで愛知県（5.6%）、青森県（5.5%）、

表 13 中学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率（昭和56年3月卒）

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子		うち県外就職者(人) () 内は男子		就職率(%)
計	66,188	(40,115)	11,880	(5,375)	3.9
北海道	3,188	(1,644)	754	(228)	3.9
青 森	1,346	(680)	840	(339)	5.5
岩 手	909	(394)	443	(128)	4.2
宮 城	769	(409)	182	(65)	2.7
秋 田	357	(141)	214	(73)	2.1
山 形	365	(235)	109	(56)	2.2
福 島	1,297	(578)	565	(242)	4.4
茨 城	1,301	(719)	287	(139)	3.6
栃 木	800	(452)	108	(77)	3.2
群 馬	815	(516)	65	(48)	3.1
埼 玉	2,733	(1,831)	254	(179)	3.4
千 葉	2,105	(1,333)	302	(208)	3.1
東 京	6,211	(4,599)	225	(168)	3.8
神奈川	4,169	(3,068)	198	(141)	4.2
新 潟	1,000	(477)	426	(132)	2.9
富 山	219	(95)	36	(30)	1.5
石 川	350	(186)	44	(30)	2.3
福 井	515	(244)	90	(46)	4.7
山 梨	300	(147)	53	(34)	2.5
長 野	513	(286)	144	(67)	1.7
岐 阜	1,512	(762)	192	(119)	5.2
静 岡	2,391	(1,400)	175	(126)	4.7
愛 知	5,176	(3,386)	179	(132)	5.6

注1) 就職者は就職進学者を含む

$$2) \text{就職率} = \frac{\text{就職者}}{\text{卒業者}} \times 100$$

和歌山県（5.4％）となっている。

また、県外就職率（就職者数に対する県外就職者数の割合）の最も高いのは鹿児島県（67.5％）で、次いで青森県（62.4％）、長崎県（61.8％）、秋田県（59.9％）、宮崎県（59.3％）となっている。逆に県外就職率の最も低いのは大阪府（2.4％）で、次いで愛知県（3.5％）、東京都（3.6％）となっている。

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子		うち県外就職者(人) () 内は男子		就職率(%)
三重	1,085	(637)	194	(132)	4.5
滋賀	533	(322)	69	(43)	3.7
京都	1,659	(1,195)	127	(66)	4.9
大阪	6,434	(4,359)	156	(89)	5.1
兵庫	3,883	(2,762)	327	(188)	5.3
奈良	443	(295)	81	(62)	2.6
和歌山	861	(550)	130	(81)	5.4
鳥取	124	(68)	45	(24)	1.6
島根	389	(149)	100	(39)	3.7
岡山	616	(298)	77	(44)	2.5
広島	834	(493)	86	(44)	2.2
山口	561	(289)	250	(93)	2.6
徳島	564	(267)	180	(110)	5.0
香川	307	(171)	42	(32)	2.4
愛媛	913	(514)	273	(124)	4.2
高知	740	(412)	249	(110)	6.9
福岡	1,745	(999)	307	(145)	2.8
佐賀	491	(268)	205	(102)	3.8
長崎	1,791	(857)	1,106	(399)	6.9
熊本	1,098	(532)	363	(130)	4.2
大分	502	(271)	190	(93)	3.0
宮崎	720	(215)	427	(93)	4.3
鹿児島	1,190	(412)	803	(248)	4.3
沖縄	364	(198)	208	(77)	1.9

文部省一学校基本調査

昭和 56 年 3 月高等学校卒業者の就職状況を都道府県別にみると表 14 のとおりである。

就職者数の最も多いのは東京都（4 万 1,748 人）で、次いで大阪府（3 万 4,191 人）、北海道（3 万 3,537 人）、愛知県（3 万 886 人）、福岡県（2 万 2,489 人）となっている。これを卒業者数に対する割合でみると、最も高いのは青森県（60.9 %）で、次いで福島県（57.8 %）、山形県（57.0 %）、

表 14 高等学校卒業者の都道府県別就職者数及び就職率（昭和 56 年 3 月卒）

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子		うち県外就職者 (人) () 内は男子		就職率 (%)
計	613,267	(286,687)	150,348	(80,269)	43.1
北海道	33,537	(15,538)	2,754	(2,126)	48.3
青 森	13,227	(6,529)	5,035	(2,679)	60.9
岩 手	11,089	(5,596)	4,812	(2,416)	55.7
宮 城	13,462	(6,576)	2,205	(1,313)	51.7
秋 田	10,045	(4,973)	3,848	(1,899)	56.8
山 形	10,033	(5,112)	3,107	(1,668)	57.0
福 島	16,984	(8,440)	5,944	(3,030)	57.8
茨 城	16,325	(7,960)	4,215	(2,204)	51.8
栃 木	11,832	(6,239)	2,849	(1,957)	50.6
群 馬	11,046	(5,251)	1,981	(1,198)	49.2
埼 玉	20,764	(9,100)	8,493	(2,886)	42.4
千 葉	17,848	(8,238)	6,047	(2,308)	37.7
東 京	41,748	(17,608)	3,306	(2,334)	28.6
神 奈 川	20,129	(8,873)	4,602	(1,686)	29.0
新 潟	17,961	(8,643)	5,196	(2,347)	55.7
富 山	6,042	(2,758)	788	(440)	43.6
石 川	6,264	(2,892)	911	(563)	45.1
福 井	5,134	(2,405)	1,046	(622)	50.1
山 梨	5,285	(2,700)	1,774	(1,072)	44.6
長 野	12,798	(5,967)	2,750	(1,546)	46.1
岐 卓	12,847	(5,907)	4,525	(2,570)	49.1
静 岡	20,607	(9,525)	2,902	(1,722)	48.1
愛 知	30,886	(13,468)	1,206	(797)	41.9

注 1) 就職者は就職進学者を含む。

2) 就職率 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者}} \times 100$

秋田県（56.8%）、鹿児島県（56.1%）となっている。

また、県外就職率の最も高いのは沖縄県（67.3%）で、次いで鹿児島県（56.4%）、奈良県（50.0%）、島根県（50.0%）、長崎県（47.6%）となっている。逆に県外就職率の最も低いのは愛知県（3.9%）で次いで大阪府（5.4%）、東京都（7.9%）となっている。

区 分	就 職 者 (人) () 内は男子		うち県外就職者(人) () 内は男子		就職率(%)
三 重 滋 賀	10,550	(4,958)	3,010	(1,704)	50.0
	5,612	(2,486)	1,516	(760)	46.5
京 都 大 阪 兵 庫 奈 良 和 歌 山	10,143	(4,344)	1,967	(1,032)	35.8
	34,191	(15,623)	1,834	(1,510)	34.4
	21,228	(9,100)	4,983	(2,211)	35.5
	4,706	(2,296)	2,351	(1,099)	35.7
	6,210	(2,855)	2,195	(1,236)	46.3
鳥 取 島 根 岡 山 広 島 山 口	4,009	(1,946)	1,088	(628)	48.9
	5,238	(2,534)	2,620	(1,292)	51.5
	10,895	(5,478)	2,706	(1,580)	45.2
	11,473	(5,522)	1,301	(858)	35.2
	8,622	(4,251)	2,730	(1,764)	44.2
徳 島 香 川 愛 媛 高 知 福 岡	4,675	(2,384)	1,740	(1,001)	45.8
	4,842	(2,405)	810	(540)	41.4
	8,546	(4,201)	2,270	(1,524)	43.5
	4,065	(2,065)	1,356	(787)	44.6
	22,489	(10,471)	3,397	(2,678)	42.9
佐 賀 長 崎 熊 本 大 分 宮 崎	6,603	(3,296)	2,853	(1,673)	54.1
	12,355	(5,768)	5,885	(2,880)	53.4
	12,741	(6,168)	4,082	(2,318)	52.4
	8,459	(4,256)	3,128	(1,869)	51.2
	8,546	(4,117)	3,589	(2,030)	55.3
鹿 児 島 沖 縄	14,816	(7,085)	8,359	(4,315)	56.1
	6,360	(2,780)	4,282	(1,597)	35.9

文部省一学校基本調査

ロ 中学校・高等学校卒業者の状況（職業安定機関扱い）

表 15 により，昭和 56 年 3 月の新規学卒者の需給状況をみると，求職者は中学校卒業 4 万 5 千人（前年 4 万 6 千人），高等学校卒業 51 万 2 千人（同 49 万 5 千人）で，前年に比べると中学校卒業者は 1.7 % の減少，高等学校卒業者は 3.3 % の増加であった。

求人数は中学校卒業 12 万 5 千人（前年 12 万 9 千人），高等学校卒業 101 万人（同 92 万 5 千人）で前年に比べると，中学校卒業では 3.2 % の減少，高等学校卒業では 9.1 % の増加となっている。なお，高等学校卒業者の求人数が 100 万人を超えたのは昭和 51 年以来，5 年ぶりのことで

表 15 新規学卒者の職業紹介状況

区 分		① 求職 申込件数 (千人)	② 求 人 数 (千人)	③ 就 職 者 数 (千人)	求人倍率 ② / ① (倍)	就 職 率 ③ / ① (%)	充 足 率 ③ / ② (%)
中 卒 者	昭和45年3月卒	199	1,144	197	5.8	99.1	17.2
	50	70	418	70	5.9	99.8	16.8
	51	59	245	59	4.1	99.9	24.2
	52	56	216	56	3.9	99.4	25.7
	53	50	161	49	3.3	99.9	30.7
	54	46	131	45	2.9	99.7	34.6
	55	46	129	46	2.8	99.8	35.4
	56	45	125	45	2.8	99.7	35.9
高 卒 者	45	666	4,701	657	7.1	98.7	14.0
	50	481	1,628	480	3.4	99.8	29.5
	51	452	1,005	451	2.2	99.8	44.9
	52	483	976	481	2.0	99.6	49.3
	53	478	862	477	1.8	99.8	55.4
	54	479	805	476	1.7	99.2	59.1
	55	495	925	492	1.9	99.4	53.2
	56	512	1,010	509	2.0	99.5	50.4

注) 昭和46年3月卒以降，高校卒の求人数，求人倍率及び充足率は，求人確認制度の実施に伴い，求人数の把握方法を変更したため，昭和45年の数と接続しない。

労働省－職業安定業務統計

ある。

この結果、求人倍率についてみると、中学校卒業者では2.8倍（前年2.8倍）と前年並みにとどまったが、高等学校卒業者では2.0倍（同1.9倍）と前年を上回っている。

就職者数は、中学校卒業者で4万5千人（前年4万6千人）、高等学校卒業者では50万9千人（同49万2千人）で、前年に比べると、中学校卒業者で1.9%の減少、高等学校卒業者で3.5%の増加となっている。就職率は中学校卒業者99.7%（前年99.8%）、高等学校卒業者99.5%（同99.4%）で、いずれも100%に近い率を示している。

充足率は、中学校卒業者35.9%（前年35.4%）、高等学校卒業者50.4%（同53.2%）で、前年に比べると中学校卒業者は0.5ポイント上昇、高等学校卒業者は2.8ポイントの低下となっている。

なお、ちなみに新規学卒者を除く一般青少年の求人倍率の状況をみると、表16のとおりである。

表 16 新規学卒者を除く（一般）青少年の有効求人倍率の推移

（倍）

区 分	昭和45年	50	51	52	53	54	55
全 年 齢 計	1.63	0.65	0.72	0.57	0.63	0.82	0.77
19 歳 以 下	5.06	2.78	2.89	2.19	2.24	2.81	2.60
20 ～ 24 歳	1.31	0.70	0.83	0.68	0.82	1.09	1.12

注 1）昭和45年の年齢区分は20～25歳である。

2）各年10月

労働省－職業安定業務統計

昭和56年3月中学校卒業者の求人数、就職者数を産業別構成比でみると表17のとおりで求人の場合、製造業が最も多く63.4%，次いでサービス業14.5%，建設業10.5%等の順になっている。

ちなみに求人の最も多い製造業について、特徴と思われるものをみると、精密機械（対前年増加率33.8%）、輸送用機械（同31.7%）、一般機械（同23.2%）、電気機械（同19.1%）等の機械関連業種では前年に引き続き昭和56年も著しい増加が目立っており、繊維、木材・木製品等では引き続き減少している。

一方、就職者の場合、製造業が就職者の62.4%を占めて最も多く、次いでサービス業16.8%，卸売業・小売業9.2%，建設業9.1%等の順になっ

表 17 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移

区 分	昭 和 45 年 3 月 卒		50 年 3 月 卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,143,505)	(196,934)	(417,730)	(70,134)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農 ・ 林 ・ 水 産 業	0.2	0.2	0.2	0.3
鉱 業	0.0	0.1	0.0	0.0
建 設 業	5.5	6.3	7.3	7.2
製 造 業	76.9	73.6	69.3	64.4
卸 売 業 ・ 小 売 業	7.2	6.2	8.9	8.0
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	0.1	0.2	0.2	0.1
運 輸 ・ 通 信 業	2.5	2.5	2.0	1.4
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	0.2	0.6	0.3	1.0
サ ー ビ ス 業	7.2	10.2	11.8	17.4
公 務	0.1	0.1	0.1	0.2

注) () 内の数字は実数で単位は (人)

ている。

なお、就職者の最も多い製造業について、主だった業種の動きをみると、電気機械（対前年増加率 17.9 %）、輸送用機械（同 17.3 %）、一般機械（同 7.0 %）等の機械関連業種で増加し、繊維・木製品等の業種で減少しており、求人の動きにほぼ対応している。

昭和 56 年 3 月高等学校卒業者に対する求人数は前年より 9.1 %（8 万 4,397 人）増加して 100 万 9,636 人となり、昭和 51 年以来 5 年ぶりに 100 万人を超えた。一方、就職者数は前年より 3.5 %（1 万 7,053 人）増加して 50 万 9,053 人で、就職率（求職者数に対する就職者数の割合）は 99.5 %（前年 99.4 %）と 100 % 近い率を示している。

（中学校卒業者）

（ % ）

54 年 3 月 卒		55 年 3 月 卒		56 年 3 月 卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(131,362)	(45,439)	(129,645)	(45,905)	(125,434)	(45,049)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3
0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
11.1	9.5	11.5	9.6	10.5	9.1
61.2	59.6	62.1	62.5	63.4	62.4
10.0	9.0	10.2	8.7	9.9	9.2
0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
0.9	0.5	0.7	0.6	0.7	0.6
0.5	1.3	0.5	1.4	0.5	1.3
15.9	19.5	14.5	16.7	14.5	16.8
0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1

労働省一職業安定業務統計

求人数、就職者数を産業別構成比でみると表18のとおりで、求人の場合、製造業が最も多く 41.6 %、次いで卸売業・小売業 29.1 %、サービス業 12.9 %等の順になっている。

中学校卒業者の場合と同様、求人の最も多い製造業について目立った動きをみると、繊維、木材、印刷関連業種が減少に転じたほかは、他のすべての業種で増加していること、なかでも金属・機械関連の業種で増加が著しかったことである。

表 18 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移

区 分	昭和45年3月卒		50年3月卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,956,337)	(380,654)	(1,627,882)	(480,182)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農・林・水産業	0.1	0.3	0.2	0.3
鉱業	0.1	0.1	0.1	0.1
建設業	2.9	2.7	5.6	3.9
製造業	60.0	42.2	44.8	33.4
卸売業・小売業	21.4	27.1	27.5	26.7
金融・保険・不動産業	4.7	10.8	6.5	14.2
運輸・通信業	3.6	4.4	4.5	4.9
電気・ガス・水道・熱供給業	0.8	1.2	0.6	1.5
サービス業	5.7	8.2	9.6	10.7
公務	0.7	3.0	0.6	2.3

注) () 内の数字は実数で単位は (人)

一方、就職者についてみると、製造業が就職者の36.5%を占めて最も多く、次いで卸売業・小売業28.8%、サービス業13.6%等の順になっている。

就職者数の最も多い製造業の中の動きとしては、中学校卒業者の場合と同様、機械関連業種で引き続き増加が大きかったほか、化学、金属関係の業種でも増加が続いている。

(高等学校卒業者)

(%)

54 年 3 月 卒		55 年 3 月 卒		56 年 3 月 卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(805,385)	(475,603)	(925,239)	(492,000)	(1,009,636)	(509,053)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
6.7	4.7	6.8	4.4	6.3	4.0
36.7	30.8	39.0	33.6	41.6	36.5
31.9	32.7	31.0	31.1	29.1	28.8
6.6	10.2	5.6	10.1	5.4	10.1
4.0	4.8	3.6	4.5	3.6	4.8
0.7	1.2	0.6	1.3	0.6	1.1
13.0	14.3	12.9	13.6	12.9	13.6
0.1	0.9	0.1	0.9	0.1	0.6

労働省 - 職業安定業務統計

— 県外就職状況 —

昭和56年3月中学校卒業者の県外就職者数は9千人（前年1万人）で、前年に比べると9.7%（977人）減少しており、引き続き低下傾向にある。一方、高等学校卒業業者では13万9千人（前年13万5千人）で、前年に比べると3.4%（4,548人）の増加となっている。

県外就職率は、中学校卒業業者が20.2%（対前年1.8ポイント低下）と地域に就職する者の割合は引き続き高まったが、高等学校卒業業者は27.4%で前年と同率であった（表19）。

表19 新規学卒者の県外就職者数の推移

区 分		県外就職者数 (千人)	性別構成 (%)		県外就職率 (%)
			男 子	女 子	
中 卒 者	昭和45年3月卒	69	41.7	58.3	34.9
	50	23	35.9	64.1	33.4
	51	18	30.7	69.3	29.7
	52	15	31.3	68.7	27.5
	53	12	29.7	70.3	25.2
	54	11	28.4	71.6	23.2
	55	10	30.0	70.0	22.0
	56	9	32.8	67.2	20.2
高 卒 者	45	113	49.2	50.8	29.6
	50	167	50.8	49.2	34.7
	51	148	47.4	52.6	32.7
	52	150	47.7	52.3	31.1
	53	143	47.0	53.0	29.9
	54	135	46.9	53.1	28.4
	55	135	48.4	51.6	27.4
	56	139	49.7	50.3	27.4

注) 県外就職率 = $\frac{\text{県外就職者数}}{\text{就職者全数}} \times 100$

労働省 — 職業安定業務統計

— 地域別状況 —

表20は昭和56年3月、中学校、高等学校新規学校卒業者の求人、求職の状況を示したものである。主な特徴としては中学校卒業業者の場合、関東、

京浜、東海、京阪神等従前から求人倍率の高い地域での求人数が減少ないし横ばいであったのに対し、東北、四国、南九州等の求人倍率の低い地域では求職者数の減少が比較的大きかったことなどのため、求人倍率の地域間の差は引き続き縮まっている。一方、高等学校卒業者では、関東、京浜、東海、近畿、京阪神等の需要地域において、求人数の伸びが10%を上回ったため北関東、京浜、東海等では求人倍率の上昇が目立ったが、南関東、京阪神等では求職の増加が相対的に大きかったため、小幅の上昇にとどまった。

表20 新規学卒者の地域別職業紹介状況（昭和56年3月卒）

区 分	中 学 卒 業 者			高 校 卒 業 者		
	求 人 数	求職者数	求人倍率	求 人 数	求職者数	求人倍率
計	人	人	倍	人	人	倍
	125,434	45,183	2.78	1,009,636	511,737	1.97
北 海 道	3,354	1,956	1.71	30,508	25,889	1.18
東 北	6,772	3,980	1.70	68,281	60,785	1.12
北 関 東	5,760	2,024	2.85	61,149	32,406	1.89
南 関 東	8,868	2,960	3.00	57,740	31,514	1.83
京 浜	17,772	6,160	2.89	237,529	50,498	4.70
北 陸	3,966	1,534	2.59	45,796	28,340	1.62
甲 信	2,515	721	3.49	30,758	15,542	1.98
東 海	37,502	8,192	4.58	155,383	63,790	2.44
近 畿	3,890	1,349	2.88	20,476	14,463	1.42
京 阪 神	17,747	6,922	2.56	143,792	55,671	2.58
山 陰	1,009	479	2.11	8,409	7,996	1.05
山 陽	4,086	1,362	3.00	45,663	27,342	1.67
四 国	4,543	1,911	2.38	25,395	18,143	1.40
北 九 州	3,775	2,506	1.51	45,742	34,705	1.32
南 九 州	3,873	2,924	1.32	31,776	37,228	0.85
沖 縄	2	203	0.01	1,239	7,425	0.17

注）地域区分は、次のとおりである。

東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）、北関東（茨城、栃木、群馬）、南関東（埼玉、千葉）、京浜（東京、神奈川）、北陸（新潟、富山、石川、福井）、甲信（山梨、長野）、東海（岐阜、静岡、愛知、三重）、近畿（滋賀、奈良、和歌山）、京阪神（京都、大阪、兵庫）、山陰（鳥取、島根）、山陽（岡山、広島、山口）、四国（徳島、香川、愛媛、高知）、北九州（福岡、佐賀、長崎）、南九州（熊本、大分、宮崎、鹿児島）

労働省 — 職業安定業務統計

表 21 により、中学校卒業者の地域間移動状況をみると、全就職者（4万5,049人）のうち他地域へ就職した者は7,787人（前年8,748人）で、全就職者の17.3%（同19.1%）であった。

他地域への送出数の多い地域は、東北（他地域へ就職した者全数の24.3%）、南九州（同20.3%）、北九州（同15.3%）で、この3地域からの送出数は送出数全体の60%を占めている。

また、送出率（出身地域別就職者数に対する他地域就職者数の割合）の高い地域をみると沖縄（98.8%）が1位で、次いで南九州（54.0%）、北

表21 中学校卒業者の地域間移動状況（昭和56年3月卒）

区 分		③ 他地域からの受人数	送							
			北海道	東 北	北関東	南関東	京 浜	北 陸	甲 信	東 海
① 他地域への送出数		7,787(100.0)	687 (8.8)	1,891 (24.3)	261 (3.4)	287 (3.7)	66 (0.8)	346 (4.4)	138 (1.8)	152 (2.0)
受 入 地	北海道	13 (0.2)	1269	9	0	1	3			
	東 北	9 (0.1)	1	2,089	2			3	1	2
	北関東	85 (1.1)	1	52	1,763	16	4	7	1	2
	南関東	353 (4.5)	25	202	50	2,672	27	23	1	6
	京 浜	1,277(16.4)	62	507	149	241	6,094	66	25	83
	北 陸	213 (2.7)	113	83		1	1	1,188	1	8
	甲 信	60 (0.8)	27	12	4			15	581	2
	東 海	3,689(47.4)	417	943	49	24	30	184	104	8,035
	近 畿	473 (6.1)	18	60	7	4		16	3	19
	京阪神	1,129(14.5)	21	19			1	32	2	28
	山 陰	4 (0.1)								
	山 陽	375 (4.8)	1	1						1
	四 国	5 (0.1)	1	1						
	北九州	84 (1.1)		2						1
	南九州	18 (0.2)								
沖 縄	0									
② 出身地域別就職者数		45,049	1,956	3,980	2,024	2,959	6,160	1,534	719	8,187
送出率 ①／②			35.1	47.5	12.9	9.7	1.1	22.6	19.2	1.9

注1) 地域区分は、表20の(注)と同じ。

2) () 内は構成比(%)

九州（47.7％）、東北（47.5％）等となっている。

次に受入数の多い地域をみると、東海（他地域から受け入れた者全数の47.4％）、京浜（同 16.4％）、京阪神（同 14.5％）の3地域で、その受入数は、受入数全体の78％を占めている。

また、受入率（就職地域別就職者数に対する他地域からの受入数の割合）の高い地域をみると東海（31.5％）が1位で、次いで近畿（28.5％）、山陽（24.1％）等となっている。

（人）

出 地								④就職地域別就職者数	受入率
近 畿	京阪神	山 陰	山 陽	四 国	北九州	南九州	沖 縄	45,049	③／④
147 (1.9)	151 (1.9)	106 (1.4)	179 (2.3)	440 (5.7)	1,191 (15.3)	1,578 (20.3)	167 (2.1)		
								1,282	1.0
								2,098	0.4
				1			1	1,848	4.6
	1	1	1	1	5	10		3,025	11.7
1	6	2	7	12	39	59	18	7,371	17.3
	2			1	2	1		1,401	15.2
								641	9.4
43	28	27	76	122	647	913	82	11,724	31.5
1,186	76	4	1	34	84	132	15	1,659	28.5
102	6,735	29	84	222	241	306	42	7,864	14.4
	1	372	3					376	1.1
1	33	41	1,182	46	158	84	9	1,557	24.1
	2		1	1,443				1,448	0.3
	1	2	4	1	1,305	73		1,389	6.0
	1		2		15	1,346		1,364	1.3
							2	2	0.0
1,333	6,886	478	1,361	1,883	2,496	2,924	169		
11.0	2.2	22.2	13.2	23.4	47.7	54.0	98.8		

労働省—職業安定業務統計

一方、高等学校卒業者の他地域への就職者数は11万444人（前年10万7,820人）で、全就職者の21.7%（同21.9%）であった。表22により、送出数の多い地域をみると、1位は東北（他地域へ就職した者全数の19.2%）、次いで南九州（同15.2%）、南関東（京浜を除く、以下同じ。12.1%）で、この3地域で送出数全体の47%を占めている。

また、送出率の高い地域をみると、沖縄（76.5%）が1位で、次いで南九州（45.2%）、南関東（42.3%）等となっている。

次に受入数の多い地域をみると、京浜（他地域から受け入れた者全数の

表22 高等学校卒業者の地域間移動状況（昭和56年3月卒）

区 分		③ 他地域からの受入数	送							
			北海道	東 北	北関東	南関東	京 浜	北 陸	甲 信	東 海
①他地域への送出数		110,444 (100.0)	2,916 (2.6)	21,228 (19.2)	6,823 (6.2)	13,324 (12.1)	1,534 (1.4)	6,178 (5.6)	3,770 (3.4)	4,193 (3.8)
受 入 地	北海道	79 (0.1)	22,973	49	1	5	9	1	1	5
	東 北	165 (0.1)	42	39,550	23	8	7	65		5
	北関東	2,164 (2.0)	58	913	25,583	684	61	147	51	47
	南関東	6,108 (5.5)	210	2,050	1,556	18,178	923	400	125	83
	京 浜	60,099(54.4)	2,117	16,980	5,054	12,457	48,955	3,616	2,763	2,709
	北 陸	306 (0.3)	17	96	14	6	11	22,162	20	40
	甲 信	262 (0.2)	7	10	31	9	18	133	11,768	22
	東 海	12,067(10.9)	333	955	73	71	341	908	752	59,560
	近 畿	1,569 (1.4)	6	24	5	6	2	73	3	139
	京阪神	23,236(21.0)	120	139	62	62	115	831	52	1,104
	山 陰	57 (0.1)		1						1
	山 陽	2,013 (1.8)	3	5	3	8	17	2	2	12
	四 国	134 (0.1)	1	5		3	13	1	1	3
	北九州	1,673 (1.5)	1	1		4	11	1		12
	南九州	509 (0.5)	1		1	1	6			10
	沖 縄	3 (0.0)								1
②出身地域別就職者数		509,053	25,889	60,778	32,406	31,502	50,489	28,340	15,538	63,753
送出率 ①/②			11.3	34.9	21.1	42.3	3.0	21.8	24.3	6.6

注1) 地域区分は、表20の(注)と同じ。

2) () 内は構成比(%)

54.4%), 京阪神(同 21.0%), 東海(同 10.9%)が多く、この3地域で全体の86%を受け入れている。

また、受入率の高い地域をみると、京浜(55.1%)が1位で、次いで京阪神(30.4%), 南関東(25.2%)等となっている。

なお、中学校卒業者、高等学校卒業者ともに主として東北、九州から送り出され、京浜、東海、京阪神の商工業地域へ受け入れられるという地域間需給状況は依然続いている。

(人)

出 地								④就職地域別就職者数	受入率 ③/④
近 畿	京阪神	山 陰	山 陽	四 国	北九州	南九州	沖 縄		
5,670 (5.1)	2,460 (2.2)	3,139 (2.8)	4,320 (3.9)	4,901 (4.4)	9,091 (8.2)	16,779 (15.2)	4,118 (3.7)	509,053	
	3		3	1	1			23,052	0.3
1	6		3		4	1		39,715	0.4
5	8	5	19	12	45	57	52	27,747	7.8
9	25	11	38	25	149	366	138	24,286	25.2
308	1,250	241	804	684	3,030	5,430	2,656	109,054	55.1
23	49	9	6	1	3	4	7	22,468	1.4
2	2		4	1	2	11	10	12,030	2.2
449	635	274	614	669	2,055	3,269	669	71,627	16.8
8,562	321	94	105	106	189	396	100	10,131	15.5
4,852	53,136	1,753	2,473	3,052	2,731	5,423	467	76,372	30.4
	22	4,854	24	6	2	1		4,911	1.2
8	79	740	23,004	336	410	384	4	25,017	8.0
2	24	4	47	13,217	10	20		13,351	1.0
8	26	7	168	5	25,530	1,417	12	27,203	6.2
3	8	1	12	3	460	20,313	3	20,822	2.4
	2						1,264	1,267	0.2
14,232	55,596	7,993	27,324	18,118	34,621	37,092	5,382		
39.8	4.4	39.3	15.8	27.1	26.3	45.2	76.5		

労働省一職業安定業務統計

ハ 短期大学・大学卒業者の状況

表 23 により、昭和 56 年 3 月短期大学卒業就職者の産業別分布をみると、サービス業が 37.5 % を占めて最も多く、次いで製造業 18.8 %、卸売業・小売業 14.8 %、金融・保険業 14.8 % 等となっている。

前年に比べると、対前年増加率では林業・狩猟業が最も高く 257.9 % (増加数 49 人) 次いで金融・保険業 16.2 % (同 2,696 人)、不動産業 11.7 % (同 75 人)、農業 10.4 % (同 79 人)、鉱業 10.2 % (同 15 人) 製造業 4.9 % (同 1,133 人) の順になっている。

表23 短期大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	56	昭和45年	50	55	56
計	80,740	103,314	129,156	130,087	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	685	691	756	835	0.8	0.7	0.6	0.6
林 業・狩 猟 業	101	88	19	68	0.1	0.1	0.0	0.1
漁 業・水産養殖業	138	76	156	75	0.2	0.1	0.1	0.1
鉱 業	123	183	147	162	0.2	0.2	0.1	0.1
建 設 業	1,678	2,667	3,313	3,295	2.1	2.6	2.6	2.5
製 造 業	18,701	19,870	23,309	24,442	23.2	19.2	18.0	18.8
卸 売 業・小 売 業	10,652	14,253	19,758	19,252	13.2	13.8	15.3	14.8
金 融・保 險 業	10,812	15,314	16,612	19,308	13.4	14.8	12.9	14.8
不 動 産 業	227	612	639	714	0.3	0.6	0.5	0.5
運 輸・通 信 業	2,841	2,388	3,223	2,923	3.5	2.3	2.5	2.2
電 気・ガ ス・水 道 業	560	905	1,170	1,076	0.7	0.9	0.9	0.8
サ ー ビ ス 業	30,075	40,136	49,952	48,827	37.2	38.8	38.7	37.5
公 務	3,295	4,633	8,131	7,465	4.1	4.5	6.3	5.7
そ の 他	852	1,498	1,971	1,645	1.1	1.4	1.5	1.3

注 1) 就職者には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の産業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表 24 により、職業別分布をみると、事務従事者が全体の 56.0 %（前年 55.3 %）、専門的・技術的職業従事者が 34.1 %（同 35.0 %）を占めており、この 2 職業で全体の 90 %となっている。

前年に比べると、対前年増加率では技能工・生産工程作業者が最も高く 12.3 %（増加数 255 人）、次いで販売従事者の 9.9 %（同 590 人）、事務従事者の 2.1 %（同 1,470 人）等となっている。

表 24 短期大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	56	昭和45年	50	55	56
計	80,740	103,314	129,156	130,087	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	31,796	39,621	45,198	44,313	39.4	38.4	35.0	34.1
管理的職業従事者	587	333	192	177	0.7	0.3	0.1	0.1
事務従事者	37,234	53,178	71,436	72,906	46.1	51.5	55.3	56.0
販売従事者	5,769	3,802	5,963	6,553	7.1	3.7	4.6	5.0
農林業作業者	363	563	639	634	0.4	0.5	0.5	0.5
漁業作業者	3	8	5	—	0.0	0.0	0.0	—
採鉱・採石者	4	22	10	2	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信者	326	171	294	195	0.4	0.2	0.2	0.1
技能工・生産者	1,392	1,710	2,077	2,332	1.7	1.7	1.6	1.8
保安職業従事者	193	308	290	245	0.2	0.3	0.2	0.2
サービス職業従事者	2,279	2,248	1,908	1,549	2.8	2.2	1.5	1.2
その他	794	1,350	1,144	1,181	1.0	1.3	0.9	0.9

注 1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の職業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表 25 により、昭和 56 年 3 月大学卒業就職者の産業別分布をみると、製造業が全体の 26.9 % を占めて最も多く、次いでサービス業 25.4 %、卸売業・小売業 17.0 % 等となっている。

前年に比べると、対前年増加率では製造業が最も高く 14.1 % (増加数 9,738 人)、次いで金融・保険業の 7.9 % (同 1,941 人)、減少率では林業・狩猟業が最も高く 33.8 % (減少数 49 人)、次いで電気・ガス・水道業の 8.0 % (同 151 人) が目立っている。

表 25 大学卒業者の産業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	56	昭和45年	50	55	56
計	188,227	232,683	285,129	294,078	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	413	667	1,223	1,247	0.2	0.3	0.4	0.4
林 業・狩 猟 業	130	245	145	96	0.1	0.1	0.1	0.0
漁 業・水産養殖業	314	252	338	316	0.2	0.1	0.1	0.1
鉱 業	500	520	435	406	0.3	0.2	0.2	0.1
建 設 業	10,327	15,838	17,984	17,530	5.5	6.8	6.3	6.0
製 造 業	72,789	62,400	69,308	79,046	38.7	26.8	24.3	26.9
卸売業・小売業	32,228	40,732	52,325	50,082	17.1	17.5	18.4	17.0
金 融・保 険 業	15,139	27,864	24,562	26,503	8.0	12.0	8.6	9.0
不 動 産 業	1,015	1,395	1,345	1,336	0.5	0.6	0.5	0.5
運 輸・通 信 業	7,529	7,622	6,960	7,232	4.0	3.3	2.4	2.5
電気・ガス・水道業	1,183	1,304	1,886	1,735	0.6	0.6	0.7	0.6
サ ー ビ ス 業	34,554	49,071	75,440	74,745	18.4	21.1	26.5	25.4
公 務	10,866	22,045	30,702	31,200	5.8	9.5	10.8	10.6
そ の 他	1,240	2,728	2,476	2,604	0.7	1.2	0.9	0.9

注 1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の産業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表26により、職業別分布をみると、専門的・技術的職業従事者が全体の40.3%（前年40.1%）、事務従事者が34.5%（同33.8%）、販売従事者が20.9%（同21.4%）を占めており、この3職業で全体の96%となっている。

前年と比べると対前年増加率では技能工・生産工程作業者の15.0%（増加数192人）、減少率では管理的職業従事者の60.9%（減少数954人）、運輸・通信従事者の31.5%（同297人）が目立っている。

表26 大学卒業者の職業別就職者数及び構成比の推移

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	昭和45年	50	55	56	昭和45年	50	55	56
計	188,228	232,683	285,129	294,078	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	75,780	90,964	114,347	118,404	40.3	39.1	40.1	40.3
管理的職業従事者	2,730	1,875	1,566	612	1.5	0.8	0.5	0.2
事務従事者	59,046	82,777	96,303	101,369	31.4	35.6	33.8	34.5
販売従事者	43,729	44,532	60,917	61,547	23.2	19.1	21.4	20.9
農林業作業者	100	448	697	681	0.1	0.2	0.2	0.2
漁業作業者	11	11	70	67	0.0	0.0	0.0	0.0
採鉱・採石者	14	19	19	15	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信者	1,270	611	942	645	0.7	0.3	0.3	0.2
技能工・生産工程作業者	611	1,996	1,276	1,468	0.3	0.9	0.4	0.5
保安職業従事者	1,020	4,043	3,406	3,383	0.5	1.7	1.2	1.2
サービス職業従事者	2,961	3,076	3,297	2,834	1.6	1.3	1.2	1.0
その他	955	2,331	2,289	3,053	0.5	1.0	0.8	1.0

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の職業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものである。

文部省一学校基本調査

表27は、表24で示した昭和56年3月短期大学卒業者の職業別就職者数を、専攻分野との関係でみたものである。

まず、就職者中、最も大きな割合を占めている事務従事者（全就職者の56.0%）をみると、36.6%が人文関係、34.9%が家政関係で占められており、この両方で7割を超えている。

次に多い専門的・技術的職業従事者（同34.1%）では53.3%を教育関

表 27 短期大学の関係学科別、職業別就職者数（昭和56年3月卒）（人）

職 業	計	人 文	社 会	教 養
計	130,087	30,212	11,097	2,579
専門的・技術的職業従事者	44,313	1,388	666	94
{ 技 術 者	5,388	116	119	35
{ 教 員	15,231	490	52	9
{ 医 療 保 健 技 術 者	9,015	28	23	—
{ 芸 術 家 ・ 芸 能 家	1,235	27	10	7
{ その他の専門的職業従事者	13,444	727	462	43
管 理 的 職 業 従 事 者	177	—	18	—
事 務 従 事 者	72,906	26,715	8,461	2,262
販 売 従 事 者	6,553	1,285	1,176	189
農 林 業 作 業 者	634	—	11	—
漁 業 作 業 者	—	—	—	—
採 鉱 ・ 採 石 作 業 者	2	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 従 事 者	195	64	65	—
技 能 工 ・ 生 産 工 程 作 業 者	2,332	37	220	3
保 安 職 業 従 事 者	245	37	73	7
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	1,549	545	237	18
上 記 以 外 の も の	1,181	141	170	6

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表の「就職者数」は、学科系統別に抽出された職業別就職者数を、全就職者数に引き伸したものである。

係が占めており、次いで家政関係 18.3 %, 保健関係 9.3 %, 芸術関係 7.0 %, 工業関係 6.3 %となっている。

なお、専門的・技術的職業従事者を更に詳しくみると、技術者では工業関係が 50.4 %, 教育関係が 21.3 %を占めており、教員では教育関係が 80.0 %を占めている。医療保健技術者では家政関係が 52.2 %, 保健関係が 40.0 %を占めており、芸術家・芸能家では芸術関係が 86.7 %と圧倒的に多い。

(人)

工 業	農 業	保 健	家 政	教 育	芸 術	そ の 他
5,350	1,448	4,795	36,626	32,813	5,091	76
2,783	370	4,115	8,124	23,628	3,113	32
2,716	343	4	484	1,146	393	32
25	12	474	1,076	12,188	905	—
15	—	3,603	4,708	625	13	—
1	1	—	57	61	1,071	—
26	14	34	1,799	9,608	731	—
48	8	—	18	74	11	—
425	278	562	25,435	7,445	1,279	44
342	186	33	2,119	815	408	—
4	548	—	71	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—
54	2	—	9	—	1	—
1,528	22	1	126	259	136	—
29	7	2	60	23	7	—
38	15	39	363	257	37	—
97	12	43	301	312	99	—

表28は、表26で示した昭和56年3月大学卒業者の職業別就職者数を、専攻分野との関係でみたものである。

まず、就職者中、最も大きな割合を占めている専門的・技術的職業従事者（全就職者の40.3%）をみると、45.8%が工学関係、17.6%が教育関係、9.3%が人文科学関係で、以上の3専攻分野からの就職者が専門的・技術的職業従事者の72.7%を占めている。

専門的・技術的職業従事者を更に詳しくみると技術者（専門的・技術的

表 28 大学の関係学科別、職業別就職者数（昭和56年3月卒）

(人)

職 業	計	人文科学	社会科学	理 学	工 学
計	294,078	35,157	131,543	7,838	63,639
専門的・技術的職業従事者	118,404	10,984	4,563	5,617	54,180
{ 技 術 者	64,557	643	1,055	3,231	53,012
{ 教 員	38,049	8,953	1,595	2,029	876
{ 医療保健技術者	8,414	101	406	36	41
{ 芸術家・芸能家	1,231	24	29	4	15
{ その他の専門的職業従事者	6,153	1,263	1,478	317	236
管理的職業従事者	612	53	254	43	219
事務従事者	101,369	17,637	72,665	1,027	2,662
販売従事者	61,547	4,939	48,114	895	4,205
農林業作業者	681	7	201	—	33
漁業作業者	67	—	46	4	5
採鉱・採石作業者	15	—	—	10	—
運輸・通信従事者	645	97	270	31	185
技能工・生産工程作業者	1,468	24	416	33	786
保安職業従事者	3,383	342	2,388	50	410
サービス職業従事者	2,834	740	1,309	93	292
上記以外のもの	3,053	334	1,317	35	662

注1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表の「就職者数」は、学科系統別に抽出された職業別就職者数を全就職者数に引き伸したものである。

職業従事者の54.5%), 教員(同32.1%), 医療保健技術者(同7.1%), 芸術家・芸能家(同1.0%)等で、技術者では工学関係から82.1%, 教員では教育関係から53.4%, 医療保健技術者では保健関係から78.5%, 芸術家・芸能家では芸術関係から89.1%が、それぞれ就職者中、高い比率を占めている。

次に事務従事者(全就職者の34.5%)をみると、社会科学関係が事務従事者の71.7%を占めて圧倒的に多く、次いで人文科学関係の17.4%となっている。

(人)

農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	そ の 他
11,216	8,837	175	5,677	23,128	5,958	910
5,758	8,451	97	3,157	20,854	4,578	165
4,428	969	96	282	109	700	32
406	558	1	1,554	20,326	1,630	121
212	6,605	—	910	100	3	—
9	—	—	21	31	1,097	1
703	319	—	390	288	1,148	11
4	5	—	2	29	3	—
2,736	99	43	2,030	1,489	394	587
1,892	240	8	330	484	344	96
436	—	—	2	2	—	—
12	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—
16	—	24	3	9	7	3
127	5	—	18	8	51	—
65	5	3	9	85	23	3
93	4	—	70	122	104	7
72	28	—	56	46	454	49

文部省一学校基本調査

表 29 (その 1, その 2) により, 昭和 56 年 3 月大学卒業就職者の流動状況をみると, 他県の大学を卒業し, 再び出身高校の所在地県に戻って就職した者は 8 万 2,431 人で, 就職者総数の 28.0% (他県に所在する大学を卒業し就職した者の 45.3%) となっている。また, 出身高校・卒業大学・

表 29 都道府県別にみた大学卒就職者の流動状況(その 1)
(昭和 56 年 3 月卒)

区 分	卒業した大学の 所在地県別就職 者数 (人)	A のうち卒業大学 と同一県内に就職 した者 (人)	B/A	当該県の高校出身 者で全国いずれか の大学卒業後就職 した者 (人)
	A	B	(%)	C
計	294,078	139,384	47.4	294,076
北海道	7,808	4,970	63.7	11,408
青森	1,345	443	33.0	2,575
岩手	1,079	332	30.8	2,563
宮城	6,306	2,092	33.2	5,045
秋田	828	282	34.1	2,208
山形	927	350	37.8	2,083
福島	1,821	469	25.8	4,742
茨城	2,289	780	34.1	4,765
栃木	1,144	380	33.2	4,272
群馬	1,503	559	37.2	4,287
埼玉	8,286	1,515	18.3	9,848
千葉	9,011	1,289	14.3	8,967
東京	101,713	65,170	64.1	40,608
神奈川	16,304	3,734	22.9	17,221
新潟	1,378	344	25.0	4,115
富山	953	457	48.0	3,091
石川	2,663	819	30.7	3,168
福井	995	337	33.9	1,955
山梨	1,359	244	18.0	1,966
長野	1,424	514	36.1	5,835
岐阜	1,760	590	33.5	5,300
静岡	1,992	588	29.5	8,722
愛知	19,286	11,249	58.3	16,244
三重	953	383	40.2	3,551
滋賀	520	232	44.7	2,677

就職した事業所の所在地県がすべて同一の者は8万7,238人で、就職者総数の29.7%である。

すなわち、大学卒業就職者総数のうち、57.7%の者は出身高校と同一県内の事業所に就職したこととなる。

Cのうち他県に 所在する大学を 卒業し就職した 者(人)	Dのうち出身高 校の所在地県に 戻って就職した 者(人)	E/D (%)	Aのうち他県に 所在する高校出 身者(人)	Fのうち卒業大 学と同一県内に 就職した者 (人)	G/F (%)
D	E	(%)	F	G	(%)
182,073	82,431	45.3	182,073	52,146	28.6
5,221	2,216	42.4	1,621	271	16.7
1,978	777	39.3	748	14	1.9
2,148	748	34.8	664	29	4.4
2,198	888	40.4	3,459	335	9.7
1,790	502	28.0	410	12	2.9
1,656	811	49.0	500	13	2.6
4,118	1,843	44.8	1,196	37	3.1
3,844	1,331	34.6	1,368	74	5.4
3,832	1,542	40.2	704	36	5.1
3,653	1,717	47.0	868	73	8.4
7,928	2,410	30.4	6,366	463	7.3
7,287	3,024	41.5	7,331	458	6.2
8,310	6,522	78.5	69,414	36,380	52.4
12,200	4,286	35.1	11,283	978	8.7
3,692	1,492	40.4	954	66	6.9
2,554	1,131	44.3	416	33	7.9
2,217	1,199	54.1	1,712	94	5.5
1,508	845	56.1	548	7	1.3
1,644	533	32.4	1,037	19	1.9
5,303	2,356	44.4	891	71	8.0
4,674	2,230	47.7	1,134	67	5.9
8,048	4,050	50.3	1,318	68	5.2
5,530	2,912	52.7	8,572	2,268	26.5
3,145	1,452	46.2	547	42	7.8
2,455	1,200	48.9	298	22	7.4

区 分	卒業した大学の 所在地県別就職 者数 (人)	Aのうち卒業大学 と同一県内に就職 した者 (人)	B/A	当該県の高校出身 者で全国いずれか の大学卒業後就職 した者 (人)
	A	B	(%)	C
京 都	17,414	3,421	19.6	7,418
大 阪	29,313	16,531	56.4	22,592
兵 庫	11,042	3,299	29.9	14,866
奈 良	1,355	300	22.2	2,826
和 歌 山	591	190	32.1	2,763
鳥 取	571	117	20.4	1,846
島 根	469	158	33.6	1,950
岡 山	2,736	1,124	41.1	5,373
広 島	5,858	3,112	53.1	9,196
山 口	2,100	618	29.4	4,803
徳 島	956	300	31.4	2,290
香 川	844	357	42.4	2,931
愛 媛	1,835	1,005	54.8	4,640
高 知	602	139	23.1	1,644
福 岡	14,767	6,650	45.0	11,765
佐 賀	737	164	22.2	2,182
長 崎	1,447	420	29.0	3,598
熊 本	3,066	1,349	44.0	4,124
大 分	1,417	422	29.8	2,865
宮 崎	832	254	30.5	2,179
鹿 児 島	1,649	739	44.8	3,747
沖 縄	830	590	71.1	1,186

注1) 標本調査により実施したものであるため、計と内訳が一致しないことがある。

2) 出身高等学校、事業所の所在地等が不明の者は除いてある。

Cのうち他県に 所在する大学を 卒業し就職した 者（人）	Dのうち出身高 校の所在地県に 戻って就職した 者（人）	E/D	Aのうち他県に 所在する高校出 身者（人）	Fのうち卒業大 学と同一県内に 就職した者 （人）	G/F
D	E	(%)	F	G	(%)
3,832	1,734	45.2	13,828	1,241	9.0
9,454	5,984	63.3	16,175	5,310	32.8
10,140	4,570	45.1	6,316	575	9.1
2,508	691	27.6	1,036	124	12.0
2,510	1,092	43.5	338	11	3.3
1,703	671	39.4	428	10	2.3
1,779	646	36.3	297	12	4.2
4,150	2,091	50.4	1,513	107	7.0
5,965	3,135	52.6	2,627	498	19.0
4,071	1,453	35.7	1,368	84	6.2
1,947	722	37.1	613	32	5.2
2,565	1,160	45.2	478	31	6.5
3,440	1,630	47.4	635	56	8.9
1,517	1,141	75.2	474	23	4.9
4,457	2,087	46.8	7,459	1,699	22.8
1,993	512	25.7	549	29	5.2
2,932	1,008	34.4	780	35	4.5
2,527	855	33.8	1,469	176	12.0
2,374	984	41.5	926	53	5.8
1,916	895	46.7	569	38	6.7
2,734	1,152	42.1	636	33	5.2
553	163	29.5	197	33	16.8

文部省一学校基本調査

表 29 都道府県別にみた大学卒就職者の流動状況（その 2）

区 分	当該県に所在する事業所に就職した者 H (人)	出身高校・卒業大学・就職した事業所の所在地県がすべて同一の者		他県の高校出身者で当該県の大学を卒業後、そのまま同県に就職した者	
		I (人)	I/H (%)	J (人)	J/H (%)
計	294,076	87,238	29.7	52,146	17.7
北海道	7,309	4,699	64.3	271	3.7
青 森	1,288	429	33.3	14	1.1
岩 手	1,167	303	26.0	29	2.5
宮 城	3,241	1,757	54.2	335	10.3
秋 田	857	270	31.5	12	1.4
山 形	1,230	337	27.4	13	1.1
福 島	2,675	432	16.1	37	1.4
茨 城	2,345	706	30.1	74	3.2
栃 木	2,169	344	15.9	36	1.7
群 馬	2,664	486	18.2	73	2.7
埼 玉	5,891	1,052	17.9	463	7.9
千 葉	5,833	831	14.2	458	7.9
東 京	105,300	28,790	27.3	36,380	34.5
神奈川	12,096	2,756	22.8	978	8.1
新 潟	2,085	278	13.3	66	3.2
富 山	1,847	424	23.0	33	1.8
石 川	2,209	725	32.8	94	4.3
福 井	1,285	330	25.7	7	0.5
山 梨	856	225	26.3	19	2.2
長 野	3,066	443	14.4	71	2.3
岐 阜	3,129	523	16.7	67	2.1
静 岡	5,331	520	9.8	68	1.3
愛 知	17,294	8,981	51.9	2,268	13.1
三 重	2,003	341	17.0	42	2.1
滋 賀	1,694	210	12.4	22	1.3

当該県の高校出身者で他県の大学を卒業し、再び当該県に戻って就職した者		他県に所在する高校・大学を卒業し当該県に就職した者		当該県の事業所に就職した大学卒業者のうち、当該県内高校出身者の占める割合
K (人)	K/H (%)	L (人)	L/H (%)	I + K/H (%)
82,431	28.0	72,261	24.6	57.7
2,216	30.3	123	1.7	94.6
777	60.3	68	5.3	93.6
748	64.1	87	7.5	90.1
888	27.4	261	8.1	81.6
502	58.6	73	8.5	90.1
811	65.9	69	5.6	93.3
1,843	68.9	363	13.6	85.0
1,331	56.8	234	10.0	86.9
1,542	71.1	247	11.4	87.0
1,717	64.5	388	14.6	82.7
2,410	40.9	1,966	33.4	58.8
3,024	51.8	1,520	26.1	66.1
6,522	6.2	33,608	31.9	33.5
4,286	35.4	4,076	33.7	58.2
1,492	71.6	249	11.9	84.9
1,131	61.2	259	14.0	84.2
1,199	54.3	191	8.6	87.1
845	65.8	103	8.0	91.4
533	62.3	79	9.2	88.6
2,356	76.8	196	6.4	91.3
2,230	71.3	309	9.9	88.0
4,050	76.0	693	13.0	85.7
2,912	16.8	3,133	18.1	68.8
1,452	72.5	168	8.4	89.5
1,200	70.8	262	15.5	83.2

区 分	当該県に所在する事業所に就職した者 H (人)	出身高校・卒業大学・就職した事業所の所在地県がすべて同一の者 I (人) I/H (%)		他県の高校出身者で当該県の大学を卒業後、そのまま同県に就職した者 J (人) J/H (%)	
		I (人)	I/H (%)	J (人)	J/H (%)
京 都	6,628	2,180	32.9	1,241	18.7
大 阪	36,966	11,221	30.4	5,310	14.4
兵 庫	9,927	2,724	27.4	575	5.8
奈 良	1,399	176	12.6	124	8.9
和歌山	1,369	179	13.1	11	0.8
鳥 取	835	107	12.8	10	1.2
島 根	971	146	15.0	12	1.2
岡 山	3,720	1,017	27.3	107	2.9
広 島	7,216	2,614	36.2	498	6.9
山 口	2,321	534	23.0	84	3.6
徳 島	1,089	268	24.6	32	2.9
香 川	1,896	326	17.2	31	1.6
愛 媛	2,824	949	33.6	56	2.0
高 知	1,344	116	8.6	23	1.7
福 岡	9,942	4,951	49.8	1,699	17.1
佐 賀	806	135	16.7	29	3.6
長 崎	1,547	385	24.9	35	2.3
熊 本	2,511	1,173	46.7	176	7.0
大 分	1,464	369	25.2	53	3.6
宮 崎	1,223	216	17.7	38	3.1
鹿 児 島	1,989	706	35.5	33	1.7
沖 縄	768	557	72.5	33	4.3

注 1) 標本調査により実施したものであるため、計と内訳が一致しないことがある。

2) 出身高等学校、事業所の所在地等が不明の者は除いてある。

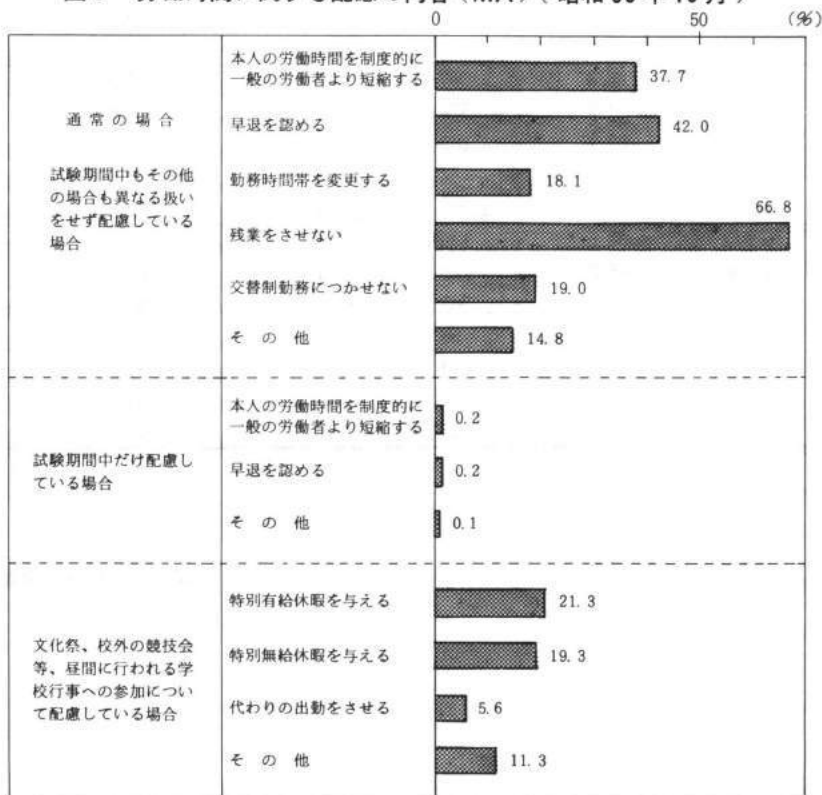
当該県の高校出身者で他県の大学を卒業し、再び当該県に戻って就職した者		他県に所在する高校・大学を卒業し当該県に就職した者		当該県の事業所に就職した大学卒業者のうち、当該県内高校出身者の占める割合
K (人)	K/H (%)	L (人)	L/H (%)	I + K/H (%)
1,734	26.2	1,473	22.2	59.1
5,984	16.2	14,451	39.1	46.5
4,570	46.0	2,058	20.7	73.5
691	49.4	408	29.2	62.0
1,092	79.8	87	6.4	92.8
671	80.4	47	5.6	93.2
646	66.5	167	17.2	81.6
2,091	56.2	505	13.6	83.5
3,135	43.4	969	13.4	79.7
1,453	62.6	250	10.8	85.6
722	66.3	67	6.2	90.9
1,160	61.2	379	20.0	78.4
1,630	57.7	189	6.7	91.3
1,141	84.9	64	4.8	93.5
2,087	21.0	1,205	12.1	70.8
512	63.5	130	16.1	80.3
1,008	65.2	119	7.7	90.0
855	34.1	307	12.2	80.8
984	67.2	58	4.0	92.4
895	73.2	74	6.1	90.8
1,152	57.9	98	4.9	93.4
163	21.2	15	2.0	93.8

文部省一学校基本調査

(3) 夜間の高等学校に通学している勤労青少年の状況

夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査（昭和55年10月1日現在）によると、都道府県庁所在市（東京都は23区内）に所在する夜間の高等学校に通学している25歳未満の勤労青少年を雇用している事業所のうち、当該勤労青少年に対して「特別の配慮をしている」とする事業所は88.3%、「配慮をしていない」とする事業所は2.6%、「配慮をする必要がない」とする事業所は9.1%となっている。「配慮をしている」事業所を100として配慮の内容をみると①労働時間に関する配慮97.9%（総事業所の86.4%）で、主な内容としては、残業

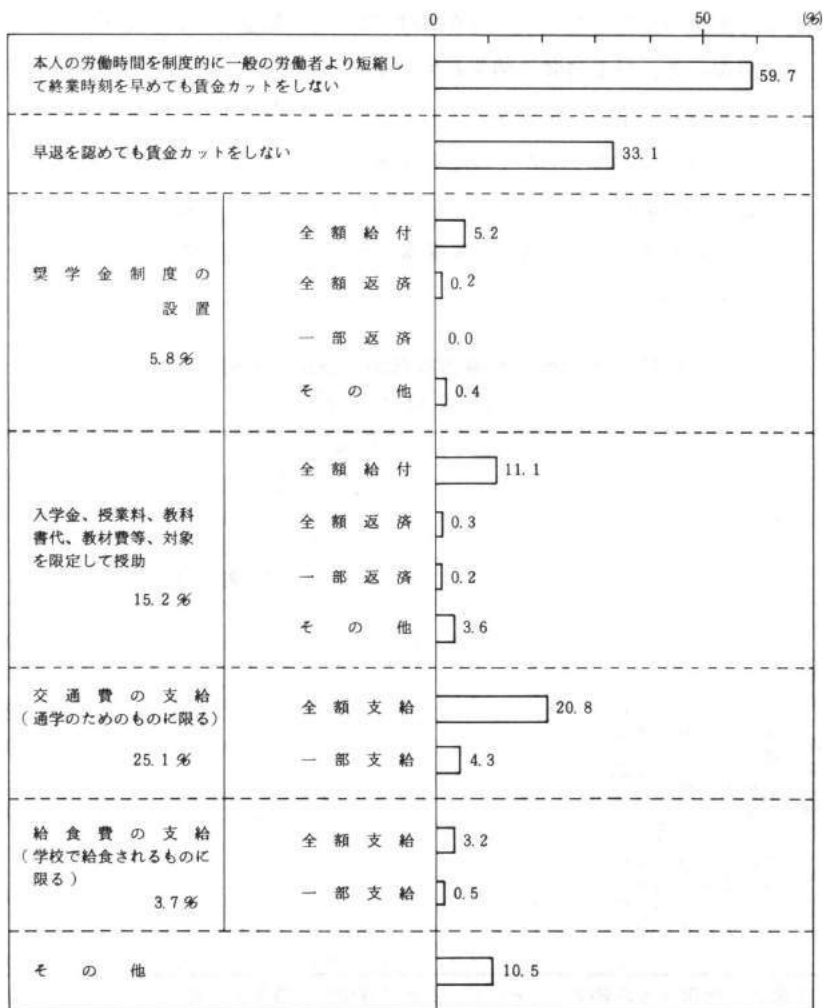
図6 労働時間に関する配慮の内容（MA）（昭和55年10月）



労働省－夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査

をさせない，早退を認める，本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する……等（図 6），②経済的配慮 52.1 %（総事業所の 46.0 %）で，主な内容としては，賃金カットをしない，通学のための交通費の支給，入学金，授業料等，対象を限定して援助する……等（図 7），③その他の配慮

図 7 経済的配慮の内容（MA）（昭和 55 年 10 月）



労働省－夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査

15.7%（総事業所の13.9%）で、主な内容としては、寄宿舎・寮に学習室を設置する、業務用自動車等を通学に用いることを認める、通学用自動車等を運行する……等（表30）となっている。

なお「配慮をしていない」事業所で、労働時間に関する配慮をしていない理由として、他の従業員と比べて不公平になる、従業員が少ないことなどから配慮の余裕がない……等を挙げている。「配慮をする必要がない」とする事業所で、労働時間に関する配慮をする必要がないとする理由としては、終業時刻が早い、学校が近くにある、残業がない……等を挙げている。

また、当該勤労青少年が学校を卒業後、将来的にみて処遇の変更がなされるとする事業所は54.0%、処遇の変更はないとする事業所は46.0%であり、処遇の変更がなされるとする事業所を100として処遇の変更の種類をみると図8のとおりである。

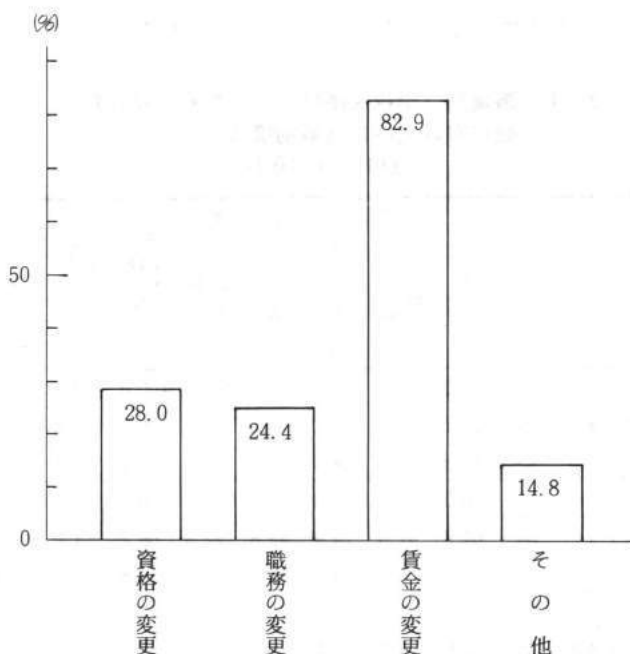
表 30 その他の配慮の有無別及び配慮の種類別状況
（昭和55年10月）

区 分		計	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 ・ 保 険 ・ 業	融 資 ・ 動 産 ・ 業	運 輸 ・ 熱 ・ ガ ス ・ 通 信 ・ 水 道 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他
計		(88.3) 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
配 慮	し て い る	15.7	12.9	17.3	21.7	2.1	9.4	8.5	38.5	
	し て い な い	84.3	87.1	82.7	78.3	97.9	90.6	91.5	61.5	
配 慮 の 種 類 (M A)	通学用自動車等を 運 行 す る	10.9	5.5	22.0	0.0	0.0	4.1	0.0	0.0	
	業務用自動車等を 通学に用いることを 認める（貸与）	29.0	64.2	22.7	37.9	42.9	13.1	0.0	100.0	
	寄宿舎・寮に学習 室（通常の個室以 外の学習専用の部 屋）を設置する	40.1	12.8	43.1	49.9	0.0	19.6	100.0	0.0	
	そ の 他	42.6	23.9	42.0	38.3	57.1	63.2	14.3	0.0	

労働省一・夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との
時間的両立等に関する調査

一方、当該勤労青少年についてみると、職業と学業との両立は時間の問題が基本的な条件の1つであるところから、通学に関する主な時間的要素の状況を挙げると、事業所の終業時刻は16時31分～17時が最も多く55.4%、16時30分 32.7%、17時01分～17時30分 7.1%、17時31分以降 4.8%となっている。学校の始業時刻は17時30分（75.4%）が最も多い。仕事を終えて、身支度等を必要とする者は82.2%で、それに要する時間は6～10分位（36.2%）、5分位まで（30.3%）が多い。職場から学校までの所要時間は30分以内とする者（84.5%）が圧倒的に多いが、1時間以上を要する者（1.9%）もいる。

図8 学校卒業後の処遇の変更の内容（MA）（昭和55年10月）
（処遇が変わるとする事業所＝100.0%）



労働省－夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査

また、夜間通学のために「時間の配慮」がされているかどうかをみると、「されている」とする者 80.0 %、「されていない」とする者 7.6 %、「必要がない」とする者 12.4 %で「されている」と答えた者のうち、94.3 %は今の配慮の程度で十分であると答えているが、5.7 %の者は十分でないと答えている。

表31は、学校を続けていきたいために転職をした経験があるかないかをみたもので、11.7 %が転職経験をもっている。

表32は転職の理由をみたものである。「通学に大変時間がかかる」とする者が最も多く 29.9 %、次いで「賃金が低く、家族や自分の生活費・学費などが足りない」25.9 %、「仕事をする時間が変わったりするので通学に適さない」19.3 %、「職場で時間の配慮を全くしてもらえない」17.0 %、「職場のふんい気が通学に対して冷たい」15.8 %、「職場の人たちが忙しく仕

表 31 職業別、学校を続けていくための転職経験の有無並びに回数別構成比
(昭和 55 年 10 月)

区 分		計	専門的・技術的・従事者	事務従事者	販売従事者	運送・運輸・事通信者	技能工作・生産産業工者	サービス従事者	その他
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
転職経験	あ る	11.7	10.9	41.7	18.2	45.3	5.9	7.8	15.5
	な い	88.3	89.1	58.3	81.8	54.7	94.1	92.2	84.5
転職回数	小 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1 回	64.9	91.3	74.9	49.8	22.9	66.2	54.1	53.9
	2 回	19.7	5.1	13.9	28.7	10.4	24.8	24.6	21.1
	3 回	11.6	0.2	7.1	21.5	8.9	7.8	16.3	25.0
	4 回以上	3.8	3.4	4.1	0.0	57.8	1.2	5.0	0.0

労働省一夜間の高等学校に通学している
勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査

事をしているので、どうしても遠慮する」10.5%となっている。なお、その他の理由29.8%の主な内容をみると、「企業倒産」「企業の経営不振により解雇」「体力的に続かなかった」「通学に関して職場の人間関係にトラブルが生じた」「職場の従業員数が少なく負担が重かった」…等を挙げている。

なお、表31でみた転職経験者の割合の最も高い運輸・通信従事者では、「賃金が低く家族や自分の生活費・学費などが足りない」66.7%が大きな割合を占めており、次いで高い事務従事者では「通学に大変時間がかかる」54.4%が目立っている。

表33は今の状態でいくと学業を継続できそうか、どうかの見通しをみた

表 32 職業別転職理由別構成比
(昭和55年10月)

(%)

区 分	計	専門的・ 職業・技術的 従事者	事務 従事者	販 売 従 事 者	運 従 輸 ・ 事 通 信 者	技 能 工 作 ・ 生 業 産 工 者	サ ー ビ ス 業 従 事 者	そ の 他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
職場で時間の配慮を 全くしてもらえない	17.0	6.8	32.2	15.0	19.3	13.4	4.7	7.0
職場のふんい気が通 学に対して冷めたい	15.8	3.4	23.0	15.0	28.9	10.3	40.5	5.5
仕事をする時間が変 わったりするので通 学に適さない	19.3	15.8	18.4	30.2	8.9	14.4	51.8	6.1
通学に大変時間がか かる	29.9	52.8	54.4	12.2	8.9	23.6	7.0	10.6
職場の人たちが忙し く仕事をしているの でどうしても遠慮す る	10.5	5.1	9.4	14.8	0.0	12.4	21.6	3.9
賃金が低く家族や自 分の生活費・学費な どが足りない	25.9	26.3	19.3	16.9	66.7	29.7	51.8	18.2
そ の 他	29.8	14.6	11.6	40.6	14.1	31.3	23.9	73.2

労働省一夜間の高等学校に通学している
勤労青少年の職業と学業との時
間的両立等に関する調査

ものである。「学業を続けられると思う」と答えた者が92.3%と圧倒的に多いが、「迷っている」と答えた者も5.5%、「わからない」と答えた者も2.2%いる。

「迷っている」と答えた者について、その理由をみると、「疲れる」、「勉強が難しい」が目立っている。なお、その他の理由44.2%の主な内容をみると「職場の人たちとの付き合いの必要性から学校を休みがちになる」「学校のふんい気にとけこめない」……等を挙げている。

次に表34により通学の目的をみると「学歴取得のため」(高校までは是非卒業したい)が85.3%を占めて圧倒的に多い。

表 33 学業継続の見通し
(昭和55年10月)

迷っている	続けられると思う 92.3%	
	迷っている場合の理由 (MA)	
	職場で時間の配慮を全くしてもらえない	0.5
	仕事が忙しい	13.9
	職場のふんい気が通学に対して冷めたい	0.5
	職場の人たちが忙しく仕事をしているのでどうしても遠慮する	5.5
	疲 れ る	77.3
	勉強が難しい	40.7
	学校に行っても役に立たない	8.2
	賃金が低く家族や自分の生活費・学費などが足りない	20.0
	そ の 他	44.2
	計 (5.5) 100.0(%)	
	わからない 2.2%	

労働省一夜間の高等学校に通学している
勤労青少年の職業と学業との時
間的両立等に関する調査

職業別に通学の目的をみると、「学歴取得のため」と答えた者は、事務従事者で最も高く 92.3%，運輸・通信従事者で最も低く 74.5% となっているが、各職業とも目的別中、首位を占めているのは共通である。2位の「教養を高めるため」(37.0%)では運輸・通信従事者の 56.7%，専門的・技術的職業従事者の 54.4% がそれぞれ過半数を占めて目立っている。「現在の仕事に役立てるため」(14.7%)、「国家試験等の受験のため」(13.8%)では専門的・技術的職業従事者で割合の高さが目立っており、「転職に役立てるため」(13.2%)では、運輸・通信従事者が、「職場での待遇がよくなるため」(12.0%)では、事務従事者、技能工・生産工程作業者が、他の職業に比べて高くなっている。

表 34 通学の目的 (M A)

(昭和 55 年 10 月)

(%)

職 業	計	学 歴 取 得 の た め (高 校 卒 業 し た い は な い)	国 家 試 験 等 の た め	職 場 で の 待 遇 が よ い た め	現 役 に 立 て る た め	転 職 に 役 立 て る た め	教 養 を 高 め る た め	そ の 他
計	100.0	85.3	13.8	12.0	14.7	13.2	37.0	9.9
専門的・技術的 職業従事者	100.0	87.8	41.7	10.0	24.1	15.8	54.4	9.8
事務従事者	100.0	92.3	9.2	15.6	5.4	2.6	20.2	7.8
販売従事者	100.0	89.7	8.4	7.1	5.4	13.9	26.9	11.6
運輸・通信 従事者	100.0	74.5	9.4	9.4	0.0	23.8	56.7	10.4
技能工・ 生産工程作業 者	100.0	84.5	11.2	15.2	16.0	16.9	36.5	9.8
サービス 従事者	100.0	84.0	14.7	3.0	13.2	6.4	44.9	17.0
そ の 他	100.0	79.8	7.9	7.7	16.4	2.8	35.1	4.0

労働省一夜間の高等学校に通学している
勤労青少年の職業と学業との時
間的両立等に関する調査

(4) 離職状況

昭和54年3月中学校新規卒業就職者の1年後（昭和55年3月末日現在）の離職率は27.6%（前年26.3%）で、産業別にみると金融・保険・不動産業（41.2%）が最も高い。

また、昭和52年3月中学校新規卒業就職者について、昭和55年3月末日までの就職後3年間の離職率をみると48.8%（昭和51年3月卒48.4%）で、産業別にみると鉱業（80.0%）が最も高い。

離職率を前年に比べると、就職して1年後も3年後もともに電気・ガス・水道・熱供給業を除き、各産業で上昇しており、1年後では鉱業の対前

表35 中学校卒業者の産業別離職率の推移
(就職1年後・3年後)

(%)

区 分		計	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業	その他
1年後	昭和45年3月卒	19.1	18.8	32.2	18.1	26.2	21.3	17.7	4.7	18.8	50.8	
	50	20.1	51.6	32.3	18.9	29.1	22.5	21.9	5.2	17.5	42.8	
	51	22.5	29.4	36.0	21.4	32.9	27.0	25.1	3.6	19.0	43.6	
	52	24.4	33.3	36.9	23.6	33.5	46.3	27.1	4.3	20.6	40.6	
	53	26.3	20.2	36.3	25.1	36.6	32.8	31.1	4.8	23.6	48.1	
	54	27.6	30.0	37.5	26.2	38.9	41.2	35.7	4.1	24.9	51.4	
3年後	昭和45年3月卒	48.0	57.7	57.3	46.9	59.5	48.8	50.4	12.2	46.9	62.1	
	50	46.0	65.6	58.7	44.4	58.9	51.0	49.8	9.7	43.0	91.9	
	51	48.4	56.3	59.0	47.0	63.0	53.5	53.8	8.7	44.4	87.0	
	52	48.8	80.0	59.6	47.1	64.7	66.2	55.6	7.7	46.3	90.1	

注1) 調査対象者は新規学校卒業就職者で卒業年の3月1日から同年4月30日までに雇用保険適用事業所に雇用されて新規に被保険者資格を取得した者

$$2) \text{ 離職率} = \frac{\text{離職者数}}{\text{就職者数}} \times 100$$

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

年9.8ポイント、金融・保険・不動産業の8.4ポイント、3年後では鉱業の対前年23.7ポイント、金融・保険・不動産業の12.7ポイント上昇が目立っている（表35）。

昭和54年3月中学校新規卒業就職者の1年後の離職率を企業規模別にみると、5人未満規模（35.9%）、30～99人規模（32.7%）、5～29人規模（31.6%）が平均（27.6%）を上回っている。

また、昭和52年3月中学校新規卒業就職者について、3年後の企業規模別離職率をみると、1年後の場合と同様、100人未満の規模で最も高く、次いで100～499人規模となっている。

離職率を前年に比べると、1年後では500～999人規模を除いて各規模で上昇しており、なかでも5～29人規模の対前年1.6ポイント、1,000人以上規模の1.5ポイントが高い。3年後では500～999人規模で対前年1.0ポイント、1,000人以上規模で0.4ポイント低下している以外は、各規模で上昇しており、5人未満規模の対前年3.3ポイント上昇が目立って

表36 中学校卒業者の規模別離職率の推移

（就職1年後・3年後）

（%）

区 分		計	1,000人 以上	500～ 999人	100～ 499	30～99	5～29	5人未満
1 年 後	昭和							
	45年3月卒	19.1	13.1	15.2	20.3	23.1	21.5	28.6
	50	20.1	13.0	14.4	21.0	25.2	23.1	30.0
	51	22.5	12.2	15.8	23.1	27.7	27.1	32.5
	52	24.4	12.5	17.8	26.2	30.6	27.2	33.9
	53	26.3	12.6	20.0	26.4	32.1	30.0	35.3
	54	27.6	14.1	19.5	26.5	32.7	31.6	35.9
3 年 後	昭和							
	45年3月卒	48.0	38.2	42.9	51.6	56.0	53.6	62.9
	50	46.0	32.0	37.6	48.7	54.2	50.4	54.4
	51	48.4	32.0	39.0	50.2	56.5	53.2	57.1
	52	48.8	31.6	38.0	50.8	56.7	54.5	60.4

注）表35の（注）参照

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

いる（表36）。

昭和54年3月高等学校新規卒業就職者の1年後（昭和55年3月末日現在）の離職率は17.8%（前年16.3%）で、産業別にみると運輸・通信業（32.1%）、建設業（24.2%）、卸売・小売業（20.7%）が平均より高い。また、昭和52年3月高等学校新規卒業就職者について、3年後の離職率をみると40.4%（昭和51年3月卒41.3%）で、産業別にみると運輸・通信業（56.9%）で最も高く、電気・ガス・水道・熱供給業（6.9%）で最も低くなっている。前年に比べると、1年後では運輸・通信業の対前年4.0ポイント低下、鉱業、建設業の各2.4ポイント上昇が目立っている。3年後では製

表37 高等学校卒業者の産業別離職率の推移

（就職1年後・3年後）

（%）

区 分		計	鉱 業	建 業	製 造 業	卸売・小売業	金融・保険・業	不動産業	運輸・通信業	電気・熱供給業 ・ガス・水	サービス業	そ の 他
1 年 後	昭和 45年3月卒	19.1	23.6	21.3	18.1	22.7	7.0	30.0	5.4	21.5	60.0	
	50	13.8	14.5	17.7	12.6	17.5	4.2	29.0	2.1	14.3	42.5	
	51	16.8	14.9	21.4	16.8	19.8	4.3	38.7	2.1	15.4	44.7	
	52	15.8	12.9	20.9	15.0	18.7	4.0	37.2	1.9	14.7	47.0	
	53	16.3	14.9	21.8	15.2	19.5	3.9	36.1	2.3	15.4	51.3	
	54	17.8	17.3	24.2	17.1	20.7	4.5	32.1	2.7	16.6	49.6	
3 年 後	昭和 45年3月卒	46.6	54.3	42.0	44.5	55.4	28.7	54.7	15.3	51.1	66.6	
	50	37.7	35.7	40.4	36.1	47.1	20.3	46.5	7.3	39.4	81.6	
	51	41.3	34.5	44.9	42.0	48.4	19.5	57.7	6.6	40.2	84.1	
	52	40.4	40.4	44.2	38.9	47.7	19.6	56.9	6.9	40.0	84.5	

注1) 調査対象者は新規学校卒業就職者で卒業年の3月1日から同年4月30日までに雇用保険適用事業所に雇用されて新規に被保険者資格を取得した者

$$2) \text{ 離職率} = \frac{\text{離職者数}}{\text{就職者数}} \times 100$$

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

造業の対前年 3.1 ポイント低下、鉱業の 5.9 ポイント上昇が目立っている（表37）。

表38により、就職 1 年後の離職率を企業規模別にみると、5 人未満規模（30.2 %）、5～29 人規模（24.7 %）、30～99 人規模（19.9 %）が平均（17.8 %）を上回って高く、1,000 人以上規模（9.6 %）が最も低くなっている。

また、就職 3 年後の離職率をみると、1 年後の場合と同様、企業規模が小さくなるに従って離職率が高くなっており、5 人未満規模では 54.8 %、5～29 人規模では 50.7 %と就職者の半数以上が離職している。

離職率を前年に比べると、1 年後では 30 人以上の各規模で上昇しているが、30 人未満規模では低下しており、特に 5 人未満規模の対前年 3.3 ポイント低下が目立っている。就職 3 年後では 1,000 人以上規模の対前年 0.1 ポイント上昇以外は各規模そろって低下しており、なかでも 5 人未満規模の 3.9 ポイント低下が大きい。

表38 高等学校卒業者の規模別離職率の推移

（就職 1 年後・3 年後）

（%）

区 分		計	1,000 人 以上	500 ～ 999 人	100 ～ 499	30 ～ 99	5 ～ 29	5 人未満
1 年 後	昭和 45 年 3 月卒	19.1	13.6	16.0	19.3	21.4	25.2	25.9
	50	13.8	8.6	12.5	14.3	15.1	22.6	30.9
	51	16.8	9.4	16.0	16.6	18.2	24.7	32.0
	52	15.8	9.5	15.4	15.6	17.6	23.6	31.4
	53	16.3	8.5	15.3	16.4	17.9	24.8	33.5
	54	17.8	9.6	15.8	17.5	19.9	24.7	30.2
3 年 後	昭和 45 年 3 月卒	46.6	37.8	43.3	48.6	51.2	58.2	69.5
	50	37.7	28.0	36.0	39.6	40.6	50.1	59.5
	51	41.3	29.3	39.1	42.1	43.6	52.0	58.7
	52	40.4	29.4	38.4	40.9	43.3	50.7	54.8

注）表37の（注）参照

労働省一新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

表39により、昭和54年3月中学校、高等学校新規卒業者の1年間の離職者数を在職月数別構成比でみると、中学校卒業者の場合、就職後1箇月を超えて5箇月に達するまでが10%台で高く、なかでも就職後1箇月を超えて2箇月以下が最高（12.0%）となっている。

高等学校卒業者の場合は、前年と同じパターンで5箇月を超えて6箇月に達するところがピーク（12.6%）となっており、11箇月を超えて1年に達

表39 就職後1年間における在職月数別離職状況の推移

区 分	中 卒 者					
	52年3月卒		53年3月卒		54年3月卒	
	離職者数	構成比	離職者数	構成比	離職者数	構成比
1年間の離職者数	人 11,457	% 100.0	人 10,668	% 100.0	人 10,284	% 100.0
在職1箇月以下	836	7.3	807	7.6	879	8.5
1箇月を超えて2箇月以下	1,161	10.1	1,150	10.8	1,236	12.0
2箇月を超えて3箇月以下	1,152	10.1	1,165	10.9	1,122	10.9
3箇月を超えて4箇月以下	1,209	10.6	1,133	10.6	1,076	10.5
4箇月を超えて5箇月以下	1,212	10.6	1,189	11.1	1,107	10.8
5箇月を超えて6箇月以下	1,082	9.4	1,059	9.9	973	9.5
6箇月を超えて7箇月以下	821	7.2	798	7.5	694	6.7
7箇月を超えて8箇月以下	615	5.4	525	4.9	481	4.7
8箇月を超えて9箇月以下	972	8.5	771	7.2	790	7.7
9箇月を超えて10箇月以下	771	6.7	705	6.6	620	6.0
10箇月を超えて11箇月以下	696	6.1	616	5.8	578	5.6
11箇月を超えて12箇月以下	930	8.1	750	7.0	728	7.1

注) 表37の(注1)参照

するころ、再び大きく（12.3％）高まっている。

なお、離職者の最も少ないのは、中学校卒業者、高等学校卒業者ともに7箇月を超えて8箇月以下となっている。

高		卒		者	
52年3月卒		53年3月卒		54年3月卒	
離職者数	構成比	離職者数	構成比	離職者数	構成比
人	%	人	%	人	%
72,959	100.0	73,154	100.0	80,252	100.0
5,385	7.4	5,097	7.0	6,033	7.5
5,779	7.9	5,668	7.7	6,575	8.2
5,547	7.6	5,625	7.7	6,625	8.3
6,164	8.4	6,151	8.4	6,747	8.4
7,063	9.7	7,143	9.8	7,632	9.5
9,830	13.5	9,812	13.4	10,083	12.6
4,614	6.3	4,663	6.4	4,993	6.2
2,690	3.7	2,639	3.6	2,829	3.5
5,808	8.0	5,940	8.1	6,464	8.1
5,585	7.7	5,618	7.7	6,158	7.7
5,483	7.5	5,569	7.6	6,265	7.8
9,011	12.4	9,229	12.6	9,848	12.3

労働省—新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

(5) 労働条件

イ 賃 金

(i) 概 況

表40により、昭和55年6月分の1人当たり月間所定内給与額をみると、17歳以下では男子8万8,700円、女子7万9,100円、18～19歳では男子10万2,200円、女子9万4,300円、20～24歳では男子12万4,300円、女子10万8,400円となっている。対前年上昇率は17歳以下では男子6.6%（上昇額5,500円）、女子5.3%（同4,000円）、18～19歳では男子5.3%（同5,100円）、女子4.7%（同4,200円）、20～24歳では男子4.5%（同5,400

表 40 青少年1人平均月間所定内給与額（規模10人以上）

区 分		昭 和 53 年				総雇用者 年 齢 計
		総雇用者 年 齢 計	～17歳	18～19歳	20～24歳	
男 子	規 模 計	176.7	77.7	92.2	112.9	186.3
	1,000人以上	197.5	79.8	97.3	116.3	209.6
	100～999人	172.6	79.8	91.5	110.7	182.3
	10～99人	161.5	76.4	89.0	112.4	171.0
女 子	規 模 計	104.2	71.7	86.4	99.3	109.9
	1,000人以上	120.7	70.3	89.1	105.7	127.3
	100～999人	102.4	73.0	86.4	97.8	108.4
	10～99人	95.2	71.7	82.3	92.7	101.2

注1) 所定内給与額…労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則などによって、
ち、超過労働給与額を除いたもの。

2) パートタイム労働者を除く。

3) 各年6月

円), 女子 4.6 % (同 4,800 円) となっている。なお, 青少年について対前年上昇率を規模別, 年齢階級別にみると, 男子の場合, いずれの年齢階級でも 10~99 人規模が最も高く, 17 歳以下では 7.8 % (上昇額 6,500 円), 18~19 歳では 6.7 % (同 6,300 円), 20~24 歳では 4.8 % (同 5,700 円) の上昇となっている。女子の場合, 対前年上昇率の最も高い規模は 17 歳以下では 100~999 人規模で 5.5 % (上昇額 4,200 円), 18~19 歳では 10~99 人規模で 5.5 % (同 4,700 円), 20~24 歳でも 10~99 人規模で 5.4 % (同 5,200 円) の上昇となっている。

(千円)

昭和 54 年			昭和 55 年			
~17 歳	18~19 歳	20~24 歳	総雇用者 年 齢 計	~17 歳	18~19 歳	20~24 歳
83.2	97.1	118.9	198.6	88.7	102.2	124.3
80.7	101.4	122.2	223.7	86.6	105.2	127.9
84.0	97.1	116.3	193.0	87.0	101.5	121.0
83.1	94.6	119.2	181.6	89.6	100.9	124.9
75.1	90.1	103.6	116.9	79.1	94.3	108.4
74.4	93.0	110.1	133.9	78.2	97.0	114.8
76.4	90.9	103.0	114.7	80.6	94.5	106.9
74.4	85.0	96.9	108.0	78.2	89.7	102.1

あらかじめ定められている支給条件, 算定方法によって支給される月間税込総額のう

(ロ) 新規学校卒業者の初任給

表41により、昭和55年3月新規学校卒業者の初任給をみると、中学校卒業者では男子8万1,100円、女子7万3,200円、高等学校卒業者では男子9万2,800円、女子8万8,300円、短期大学卒業者では男子10万700円、女子9万7,400円、大学卒業者では男子11万4,500円、女子10万8,700円となっている。初任給額の対前年上昇率は男子の場合、中学校卒業者7.6%、高等学校卒業者4.7%、短期大学卒業者5.1%、大学卒業者4.6%、女子は中学校卒業者4.9%、高等学校卒業者4.3%、短期大学卒業者4.7%、大学卒業者4.8%となっている。

高等学校卒業者の初任給額を100とした学歴別の初任給額の状況は、男子では中学校卒業者87、短期大学卒業者109、大学卒業者123、女子では中学校卒業者83、短期大学卒業者110、大学卒業者123となっている。

表 41 産 業、学歴別初任給額（規模計）

区 分		男 子								
		産 業 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸小 売 業	金保 險 融 業	不 動 産 業	運通 信 輸 業	電水供 気道・ ガス熱 給 業
昭和 54 年	中 卒 者	75.4	**	72.6	77.0	73.7	**	**	*77.5	**
	高 卒 者	88.6	93.2	88.0	89.4	88.2	85.2	*89.3	94.6	90.6
	短大卒者	95.8	**	100.1	98.3	91.8	*94.6	**	*100.1	*99.0
	大 卒 者	109.5	*112.7	108.2	110.3	109.8	106.7	118.2	111.8	*112.1
55	中 卒 者	81.1	—	*83.4	81.3	80.2	—	**	*91.4	**
	高 卒 者	92.8	*109.3	95.0	93.9	91.6	90.3	*92.5	96.4	93.4
	短大卒者	100.7	**	103.3	102.3	98.1	*103.7	*109.7	*107.6	*102.5
	大 卒 者	114.5	**	113.9	115.6	114.9	110.1	129.1	114.6	*115.7

注1) **印を付けている欄は、サンプル数が極めて少ないため数値を掲載しない。

2) *印を付けている欄は、サンプル数が少なく誤差率が大いので利用する際

初任給額を男子について産業別にみると、中学校卒業者では運輸・通信業の9万1,400円、高等学校卒業者では鉱業の10万9,300円、短期大学卒業者では不動産業の10万9,700円、大学卒業者では不動産業の12万9,100円が最も高く、逆に最も低いのは中学校卒業者ではサービス業の7万6,800円、高等学校卒業者ではサービス業の8万8,600円、短期大学卒業者では卸売業・小売業の9万8,100円、大学卒業者では金融・保険業の11万100円である。また、製造業を100として主な産業間格差をみると、中学校卒業者では卸売業・小売業が99、サービス業が94、高等学校卒業者では卸売業・小売業が98、金融・保険業が96、短期大学卒業者では金融・保険業が101、サービス業が98、大学卒業者では卸売業・小売業が99、サービス業が97となっている。

(規模10人以上) (千円)

サ ー ビ ス 業	女					子				
	産 業 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸小 売業	金保 融業	不 動 産 業	運通 信 輸業	電水 気道・ ガス熱	サ ー ビ ス 業
71.8	69.8	—	**	70.4	*72.0	**	**	**	—	66.5
85.3	84.7	*82.1	82.5	84.7	85.7	84.2	*88.0	88.7	90.4	81.7
95.3	93.0	**	89.6	92.3	92.1	92.3	*100.3	98.4	*94.2	94.1
108.5	103.7	**	96.4	102.4	102.3	100.6	*103.7	*110.5	**	107.8
76.8	73.2	**	**	73.7	*77.4	—	**	*85.9	—	69.3
88.6	88.3	*88.2	87.3	88.9	89.4	87.1	*90.2	92.3	*93.5	84.4
100.5	97.4	**	95.3	97.1	97.7	95.7	102.3	102.1	*97.9	97.2
112.7	108.7	**	103.4	108.2	108.5	104.0	*117.2	*115.6	**	110.4

には注意を要する。

労働省 — 賃金構造基本統計調査

表42により、初任給額を企業規模別にみると、規模間に大きな開きはないが、男子についてみると、中学校卒業者では100～299人規模が8万2,000円で最も高く、1,000人以上規模の7万5,400円が最も低い。高等学校卒業者では1,000人以上規模の9万5,800円が最も高く、10～99人規模の9万円が最も低い。短期大学卒業者・大学卒業者では1,000人以上規模（短期大学10万4,200円、大学11万6,900円）が最も高く、100～299人規模（短期大学9万8,800円、大学11万2,800円）で最も低くなっている。

一方、女子についても、最も高いのは中学校卒業者では100～299人規

表 42 規模、学歴別初任給額（産業計）

区 分		男 子							
		中 卒 者		高 卒 者		短大卒者		大 卒 者	
		昭和 54年	55	54	55	54	55	54	55
初 任 給 額 (千円)	規模 1,000人以上	71.5	※75.4	91.4	95.8	99.1	104.2	111.8	116.9
	300～999	78.9	80.4	89.4	93.1	94.2	99.7	109.1	113.6
	100～299	75.7	82.0	87.7	91.4	94.4	98.8	107.7	112.8
	10～99	75.2	81.3	86.5	90.0	96.6	100.9	108.6	113.1
学 格 歴 間 差 (注1)	1,000人以上	※78	※79	100	100	108	109	122	122
	300～999	88	86	100	100	105	107	122	122
	100～299	86	90	100	100	108	108	123	123
	10～99	87	90	100	100	112	112	126	126
規 格 模 間 差 (注2)	300～999	※110	※107	98	97	95	96	98	97
	100～299	※106	※109	96	95	95	95	96	96
	10～99	※105	※108	95	94	97	97	97	97

注1) 学歴間格差（高卒者＝100）

2) 規模間格差（規模1,000人以上＝100）

3) ※印については表41の（注2）参照

模の7万5,000円, 高等学校, 短期大学, 大学卒業者では1,000人以上規模(高等学校9万400円, 短期大学9万9,400円, 大学11万800円)で, 逆に初任給の最も低い規模は中学校卒業者では1,000人以上規模の7万2,300円であるが, その他の各学歴ではいずれも10~99人規模(高等学校8万3,300円, 短期大学9万4,600円, 大学10万5,900円)となっている。

また, 学歴間の格差を男子についてみると, 中学校卒業者と高等学校卒業者との格差は, 1,000人以上の規模で大きく開いており, 高等学校卒業者と大学卒業者との格差は, 10~99人規模で大きく開いている。

(規模10人以上)

中 卒 者		高 卒 者		短 大 卒 者		大 卒 者	
54	55	54	55	54	55	54	55
69.4	72.3	87.1	90.4	95.2	99.4	105.6	110.8
71.4	74.3	86.8	90.1	94.6	97.3	103.2	108.7
71.1	75.0	84.1	87.3	92.7	97.4	104.2	108.0
68.2	72.7	80.2	83.3	90.8	94.6	102.0	105.9
80	80	100	100	109	110	121	123
82	82	100	100	109	108	119	121
85	86	100	100	110	112	124	124
85	87	100	100	113	114	127	127
103	103	100	100	99	98	98	98
102	104	97	97	97	98	99	97
98	101	92	92	95	95	97	96

ロ 労働時間・休日及び年次有給休暇

表43により、昭和55年の週所定労働時間をみると、1企業平均では44時間35分（前年44時間28分）、労働者1人平均では41時間53分（同41時間50分）となっており、前年と比べると1企業平均で7分、労働者1人平均で3分それぞれ増加している。

週所定労働時間階級別に労働者分布をみると「40時間以下」の労働者の割合が最も多く45.3%（前年44.9%）、次いで「45時間を超え48時間まで」

表 43 主な週所定労働時間階級別企業数の割合及び労働者数の割合の推移

区 分		企 業						1企業平均週 所定労働時間 (時間：分)
		計	時間：分 ～ 40：00	40：01 ～ 42：00	42：01 ～ 45：00	45：01 ～ 48：00	48：01 ～	
昭和 45 年	計	100.0	3.3	7.6	14.8	71.7	2.6	
	1,000人以上	100.0	18.9	42.5	18.9	19.7	0.0	
	100～999人	100.0	5.2	14.8	23.7	55.3	1.0	
	30～99人	100.0	2.1	3.9	11.3	79.4	3.3	
54	計	100.0	15.8	14.4	22.9	45.8	1.1	44：28
	1,000人以上	100.0	64.5	22.7	7.2	5.4	—	39：57
	100～999人	100.0	26.5	18.5	22.0	32.0	1.0	43：13
	30～99人	100.0	9.9	12.4	23.7	52.7	1.2	45：07
55	計	100.0	14.8	14.0	21.4	49.0	0.8	44：35
	1,000人以上	100.0	65.1	17.7	9.8	7.6	—	40：06
	100～999人	100.0	25.2	17.2	22.0	34.7	0.9	43：24
	30～99人	100.0	9.2	12.6	21.5	56.0	0.8	45：12

注）対象は9大産業、常用労働者30人以上の民間企業、各年9月30日現在以下同じ。

23.6% (同 21.7%), 「40時間を超え42時間まで」 15.9% (同 18.0%), 「42時間を超え45時間まで」 15.0% (同 15.0%) 等の順になっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上の規模では9割(89.9%)が「42時間以下(うち40時間以下が75.4%)」、100～999人規模では約5割(50.9%)が「42時間以下(うち40時間以下が32.6%)」、30～99人規模では5割強(53.4%)が「45時間を超え、48時間まで」で、「42時間以下」は24.2%(うち40時間以下は10.1%)となっている。

(%)

計	労働者					労働者1人平均 週所定労働時間 (時間：分)
	時間：分 ～ 40：00	40：01 ～ 42：00	42：01 ～ 45：00	45：01 ～ 48：00	48：01 ～	
100.0	14.6	26.9	17.8	39.7	1.1	
100.0	28.2	45.4	13.0	13.1	0.2	
100.0	7.3	19.5	25.8	46.5	0.9	
100.0	2.3	4.9	11.6	78.0	3.2	
100.0	44.9	18.0	15.0	21.7	0.5	41：50
100.0	72.6	18.6	4.9	3.9	0.1	39：36
100.0	33.0	20.0	20.8	25.8	0.6	42：35
100.0	10.9	13.0	24.8	50.2	1.2	44：59
100.0	45.3	15.9	15.0	23.6	0.3	41：53
100.0	75.4	14.5	5.7	4.4	0.0	39：32
100.0	32.6	18.3	21.2	27.4	0.5	42：39
100.0	10.1	14.1	21.6	53.4	0.7	45：01

—週休2日制—

昭和55年における週休2日制の普及の割合は、企業数で47.6%（前年46.1%）、労働者数で74.1%（同72.9%）で、前年に比べると企業数で対前年1.5ポイント、労働者数で1.2ポイントいずれも上昇している。

週休2日制の適用を受けている労働者について、週休制の形態別割合をみると「完全週休2日制」が最も多く23.0%（前年23.5%）、次いで「月2回週休2日制」16.9%（同15.7%）、「月1回週休2日制」15.2%（同

表 44 主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合の推移

区 分		企 業									
		合計	週休 1日制	週休 1日 半制	週 休 2 日 制						その他
					計	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
昭和 45年	計	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0
	1,000人以上	100.0	64.5	7.3	26.1	4.2	1.4	7.7	4.4	8.4	2.2
	100～999人	100.0	81.9	6.7	8.1	0.6	0.5	1.9	1.6	3.5	3.3
	30～99人	100.0	91.4	1.8	2.4	0.2	—	0.5	1.0	0.7	4.4
54	計	100.0	50.0	3.7	46.1	5.6	3.0	9.7	12.9	14.8	0.1
	1,000人以上	100.0	9.1	1.7	89.3	32.2	15.0	12.7	15.2	14.2	—
	100～999人	100.0	34.1	3.8	62.2	11.1	4.7	13.3	15.9	17.1	—
	30～99人	100.0	57.9	3.8	38.1	2.5	2.0	8.2	11.5	13.9	0.2
55	計	100.0	49.6	2.8	47.6	5.4	3.3	8.8	13.0	17.3	—
	1,000人以上	100.0	8.0	1.8	90.2	30.6	10.8	15.1	18.6	15.1	—
	100～999人	100.0	34.6	2.3	63.1	10.7	5.2	11.1	16.9	19.3	—
	30～99人	100.0	56.9	3.0	40.1	2.5	2.3	7.6	11.2	16.5	—

注1）表43の（注）参照

2）「週休1日半制」とは週6労働日のうち1日か半日のものをいう。

3）「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不定期のものな

13.3%),「隔週週休2日制」11.6%(同12.6%),「月3回週休2日制」7.4%(同7.8%)の割合となっている。

企業規模別に週休2日制の適用労働者数の割合をみると、1,000人以上規模では94.0%(前年93.6%),100～999人規模では70.6%(同68.2%),30～99人規模では42.5%(同39.9%)で、前年に比べると1,000人以上規模では対前年0.4ポイント、100～999人規模では2.4ポイント、30～99人規模では2.6ポイントとそれぞれ上昇している(表44)。

(%)

労働者									
合 計	週 休 1日制	週 休 1日半制	週 休 2 日 制						
			計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	その他
100.0	71.4	7.6	17.9	4.5	1.1	3.9	2.9	5.5	3.2
100.0	53.4	9.0	34.6	10.4	1.7	7.0	4.7	10.8	3.0
100.0	78.9	9.0	9.2	0.7	1.1	2.5	2.2	2.7	2.8
100.0	91.6	1.8	2.2	0.2	—	0.7	0.7	0.7	4.4
100.0	24.2	2.8	72.9	23.5	7.8	12.6	15.7	13.3	0.1
100.0	5.1	1.2	93.6	42.8	12.1	12.5	16.5	9.8	0.1
100.0	28.1	3.7	68.2	13.6	6.1	14.9	16.8	16.7	0.0
100.0	55.5	4.4	39.9	2.6	2.2	8.8	12.2	14.0	0.3
100.0	23.7	2.1	74.1	23.0	7.4	11.6	16.9	15.2	0.0
100.0	4.5	1.4	94.0	41.1	10.4	12.4	18.7	11.4	0.0
100.0	27.1	2.3	70.6	14.8	7.1	12.4	17.6	18.6	0.0
100.0	54.3	3.2	42.5	2.8	2.4	8.6	12.1	16.6	0.0

どをいう。

労働省 — 賃金労働時間制度総合調査

一週休以外の休日一

表45により、昭和55年の週休以外の休日日数をみると、1企業平均で、16.8日（前年16.7日）となっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上規模では16.9日（前年16.9日）、100～999人規模では17.3日（同16.9日）、30～99人規模では16.5日（同16.6日）となっている。休日日数階級別に企業分布をみると、「15～19日」とする企業数の割合が42.3%（前年42.9%）と最も多く、次いで「20～24日」が27.9%（同28.2%），「10～14日」が12.2%（同12.1%）等となっている。

表 45 週休以外の休日日数階級別企業数の割合

(%)								
企業規模	計	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～24日	25日以上	1企業平均週休以外の休日日数(日)
計								
昭和45年	100.0(96.6)	7.0	25.6	25.1	34.9	6.1	1.3	—
54	100.0(97.1)	4.1	8.9	12.1	42.9	28.2	3.7	16.7
55	100.0(96.9)	4.7	8.2	12.2	42.3	27.9	4.7	16.8
1,000人以上								
45年	100.0(99.0)	3.0	5.3	18.7	56.8	12.7	3.5	—
54	100.0(98.7)	3.7	5.6	13.6	48.5	24.1	4.5	16.9
55	100.0(98.7)	4.2	5.4	12.4	48.5	25.9	3.6	16.9
100～999人								
45年	100.0(97.3)	5.0	15.2	20.0	49.8	6.7	3.3	—
54	100.0(96.8)	5.0	7.2	9.4	46.4	27.3	4.7	16.9
55	100.0(97.0)	4.9	6.5	10.0	41.8	30.8	6.0	17.3
30～99人								
45年	100.0(96.2)	7.9	30.2	27.3	28.4	5.7	0.4	—
54	100.0(97.2)	3.8	9.7	13.2	41.2	28.7	3.3	16.6
55	100.0(96.7)	4.6	9.0	13.1	42.3	26.7	4.2	16.5

注1) 昭和45年はサービス業を含まない。

2) ()内は、週休以外の休日の採用企業数の割合を示す。

3) 平均休日日数は、延休日日数を週休以外の休日の採用企業数で除したものである。

労働省 — 賃金労働時間制度総合調査

表46により、週休以外の休日としてどのような休日が採用されているかをみると「年末年始の休日」が93.3%（前年94.0%）,「国民の祝日」92.8%（同93.4%）,「夏季休暇用特別休日」72.1%（同68.1%）,その他の休日35.1%（同39.5%）で、平均休日日数は「国民の祝日」が9.3日（前年9.4日）,「年末年始の休日」が4.2日（同4.0日）,「夏季休暇用特別休日」2.4日（同2.2日）,「その他の休日」が1.0日（同1.2日）となっている。

産業別に週休以外の休日の採用率（合計）をみると、運輸・通信業の83.3%、サービス業の86.3%が他の産業に比べて低いのが目立っている。

表 46 週休以外の休日の種類別平均休日日数及び採用率
(昭和55年9月)

産業・企業規模	合 計		国民の祝日		年末年始の休日		夏季休暇用特別休日		その他の休日	
	平均休日 日数	採用率	平均休日 日数	採用率	平均休日 日数	採用率	平均休日 日数	採用率	平均休日 日数	採用率
計	16.8	96.9	9.3	92.8	4.2	93.3	2.4	72.1	1.0	35.1
1,000人以上	16.9	98.7	10.1	94.7	3.6	95.3	1.7	53.1	1.5	56.9
100～999人	17.3	97.0	9.8	93.5	4.0	92.9	2.3	68.8	1.2	41.6
30～99人	16.5	96.7	9.0	92.4	4.3	93.4	2.4	74.0	0.9	31.9
(産 業)										
鉱 業	14.0	100.0	5.4	93.9	4.2	97.9	2.3	68.4	2.1	57.4
建 設 業	16.0	100.0	7.7	93.6	4.9	100.0	2.6	79.5	0.8	32.3
製 造 業	18.2	99.7	9.7	97.8	4.6	98.8	2.8	80.3	1.1	40.8
卸売業・小売業	15.4	98.9	9.3	94.1	3.4	92.3	1.9	68.5	0.8	30.1
金融・保険業	18.4	100.0	11.9	100.0	3.7	100.0	2.1	66.7	0.7	22.2
不 動 産 業	16.7	99.9	10.3	95.7	3.7	96.9	2.2	64.9	0.5	25.2
運輸・通信業	16.0	83.3	9.7	80.7	3.4	74.3	1.7	52.7	1.1	38.5
電気・ガス・水道 ・ 熱 供 給 業	18.1	100.0	11.7	100.0	3.5	100.0	1.3	50.1	1.7	78.6
サ ー ビ ス 業	14.6	86.3	8.9	75.1	3.3	76.2	1.6	50.1	0.8	20.3

注1) 表45の(注3)参照

2) 週休以外の「その他」とは、「会社創立記念日」、「地方祭」、「メーデー」等をいう。

3) 「年末年始の休日」には、1月1日を含んでいない。

労働省 — 賃金労働時間制度総合調査

— 年次有給休暇 —

表47により、1企業平均の勤続年数別年次有給休暇付与日数をみると、勤続1年未満の者に年次有給休暇を与える企業数の割合は43.2%で、その平均日数は5.6日となっている。

勤続1年以上の者に与える年次有給休暇の平均日数は、「勤続1年」で7.0日、「勤続5年」で11.1日、「勤続10年」で15.8日、「勤続15年」で19.8日、「勤続20年」で20.0日になっている。

年次有給休暇の平均日数の多い産業は「勤続1年未満」では電気・ガス・水道・熱供給業の9.0日（年次有給休暇を与える企業数の割合88.4%）、金融・保険業の8.3日（同84.9%）、不動産業の8.2日（同69.7%）が目

表 47 1企業平均の勤続年数別年次有給休暇付与日数

（昭和55年9月）

（日）

区 分	計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸小 売業	金保 融険 ・業	不 動 産 業	運通 輸信 ・業	電・供 気水 ・道給 ガ・ス熱業	サ ー ビ ス 業
勤続 1年未満	5.6 (43.2)	7.1 (38.9)	5.6 (34.4)	5.3 (40.8)	5.5 (56.0)	8.3 (84.9)	8.2 (69.7)	6.1 (34.0)	9.0 (88.4)	5.9 (41.4)
勤続1年	7.0	7.4	6.8	6.8	7.0	10.4	9.8	7.2	11.1	7.2
勤続5年	11.1	11.7	10.9	10.9	11.1	14.3	13.9	11.4	14.6	11.5
勤続10年	15.8	16.0	15.7	15.7	15.8	17.9	17.6	16.2	17.9	16.2
勤続15年	19.8	19.5	19.6	19.8	19.6	20.2	20.0	20.1	20.0	19.7
勤続20年	20.0	19.7	20.0	20.0	20.0	20.3	20.1	20.4	20.1	19.9

注1) 年次有給休暇とは、労働基準法第39条でいう休暇をいう。

2) ()内は、勤続1年未満の者に年次有給休暇を与える企業数の割合(%)を示す。

労働省 — 賃金労働時間制度総合調査

立っており、この傾向は「勤続1年」、「勤続5年」、「勤続10年」でも同様にみられるが、勤続年数が15年、20年と長くなると、産業間でそれほど違いはなくなってきている。

表48により、労働者1人平均の年次有給休暇の付与日数、取得日数及び消化率をみると、昭和55年9月以前の最近1年間に労働者に付与された年次有給休暇日数（繰越し日数を除く。）及び労働者が取得した日数は、労働者1人平均で、それぞれ14.4日及び8.8日となっており、消化率（付与日数に対する取得日数の割合）は61.3%となっている。

産業別にみると、平均付与日数では電気・ガス・水道・熱供給業の18.9日が最も多く、卸売業・小売業の12.9日が最も少くなっている。平均取得日数では鉱業の14.7日、電気・ガス・水道・熱供給業の14.4日が多く、卸売業・小売業の6.8日が最も少ない。平均消化率では鉱業の90.6%が最も高く、金融・保険業の44.6%が最も低い。

なお、これを企業規模別にみると、1,000人以上の大企業では付与日数は16.6日、取得日数は10.4日、消化率は62.7%、100～999人の中企業では付与日数は13.7日、取得日数は8.4日、消化率は61.2%、30～99人

表 48 労働者1人平均の年次有給休暇の付与日数及び取得日数並びに消化率（昭和55年9月）

区 分	計	鉱業	建設業	製造業	卸小売業	金保融険業	不動産業	運通輸信業	電・供水・道給ガ・ス熱業	サービス業
平均付与日数(日)	14.4	16.2	13.9	14.9	12.9	16.8	14.0	14.3	18.9	13.2
平均取得日数(日)	8.8	14.7	7.0	9.8	6.8	7.5	9.1	9.9	14.4	8.0
平均消化率(%)	61.3	90.6	50.6	65.9	52.4	44.6	65.1	69.3	76.3	60.2

の小企業では付与日数は12.1日、取得日数は7.1日、消化率は58.6%となっており、企業規模が大きいほど、付与日数及び取得日数も多くなっている。

次に、勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査により、勤労青少年の年次有給休暇に関する実態をみると、青少年1人平均年次有給休暇の付与日数は11.9日で、7～10日が32.2%、11～15日が27.1%を占めて多い(図9)。しかし、年次有給休暇は、法制上、勤続年数と関連があるので、勤続年数階級別にみると、「勤続1年以上2年未満」では平均付与日数は8.1日、「勤続2年以上3年未満」では9.7日、「勤続3年以上4年未満」では12.7日、「勤続5年以上」では、16.8日となっている。

図9 年次有給休暇の付与日数
階級別構成比
(青少年の場合)(昭和52年中)

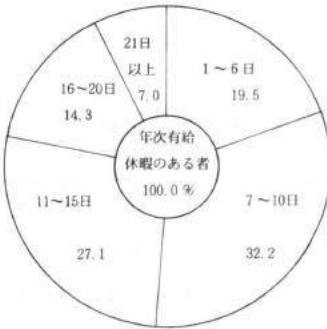
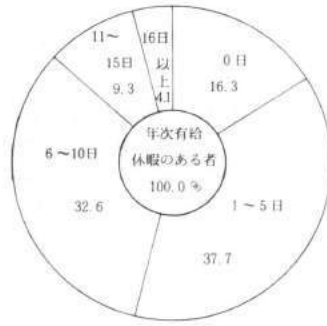


図10 年次有給休暇の取得日数
階級別構成比
(青少年の場合)(昭和52年中)



注) 1人平均年次有給休暇の
付与日数 …… 11.9日

注1) 1人平均取得日数 …… 5.8日

2) 1人平均年次有給休暇
の消化率 …… 49.0%

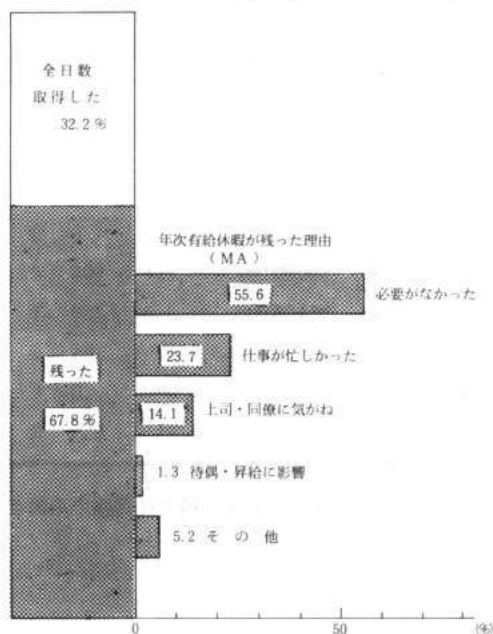
労働省—勤労青少年の職業と余暇並
びに生活設計に関する調査

労働省—勤労青少年の職業と余暇並
びに生活設計に関する調査

図10は、青少年の年次有給休暇の取得日数階級別構成比をみたもので、「1～5日」が最も多く37.7%，次いで「6～10日」が32.6%等となっているが、年次有給休暇が付与されているのに全く取得しなかった者も16.3%いる。なお、青少年1人平均取得日数は5.8日、平均消化率は49.0%となっている。

図11は、青少年の年次有給休暇取得状況を示したもので、3人に1人（32.2%）は付与日数全部を消化しているが、3分の2（67.8%）の者は残している。残した理由をみると、最も多いのが「必要がなかった」（55.6%）で、次いで「仕事が忙しかった」（23.7%）、「上司・同僚に気がね」（14.1%）等となっている。

図 11 年次有給休暇の取得状況（青少年の場合）
（昭和52年中）



労働省－勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査

(6) 労働災害

昭和55年度中に発生した労働災害による休業4日以上之死傷者（自動車賠償責任保険のみにより処理されたものは含まれていない。）のうち、20歳未満之死傷者数は9,189人（前年9,109人）で、被災全労働者数の2.8%（同2.7%）を占めている。表49により20歳未満之死傷者の状況を産業別にみると、最も多く発生しているのは製造業で、20歳未満死傷者数の39.6%（前年39.9%）を占めている。次いで多いのは建設業の29.3%（同29.5%）、運輸業の4.1%（同4.5%）で以上の3産業で20歳未満死傷者数の73.0%（同74.0%）を占めている。

表 49 産業別労働災害発生件数（昭和 55 年度）

産 業	計		
	全 労 働 者	うち18歳未満	18 ～ 19
計	329,729	2,968	6,221
林 業	10,754	20	33
漁 業	1,838	16	27
鉱 業	8,365	5	96
建 設 業	109,681	905	1,783
製 造 業	104,088	1,289	2,354
運 輸 業	29,395	64	311
電気ガス水道又は熱供給事業	231	0	8
そ の 他	65,377	669	1,609

注）自動車事故による災害のうち、自動車賠償責任保険のみにより処理されたもの

死傷者数の内訳をみると、死亡者55人（前年52人）、休業4日以上を要する負傷者9,134人（同9,057人）で、これを産業別にみると、死亡者は建設業に最も多く30人で、この数は20歳未満死亡者の54.5%（前年40.4%）に当たる。次に多いのは製造業の12人で同じく21.8%（前年23.1%）が目立っている。

休業4日以上を要する負傷者では、製造業の3,631人（20歳未満の4日以上休業の負傷者数の39.8%、前年は40.4%）、建設業の2,658人（同29.1%、前年は29.5%）、運輸業の375人（同4.1%、前年は4.5%）が上位を占めている。

死 亡			休 業（4日以上）		
全 労 働 者	うち18歳未満	18～19	全 労 働 者	うち18歳未満	18～19
2,502	15	40	327,227	2,953	6,181
100	0	0	10,654	20	33
26	0	0	1,812	16	27
97	0	0	8,268	5	96
1,108	5	25	108,573	900	1,758
500	7	5	103,588	1,282	2,349
245	0	0	29,150	64	311
4	0	0	227	0	8
422	3	10	64,955	666	1,599

は含まれていない。

労働省労働基準局調べ

(7) 年少者に係る労働基準法違反状況

労働基準法は年少者（18歳未満の者）が心身の未成熟な者であるという特質に基づき、その就業について使用できる最低年齢、労働時間、休日、深夜業、危険有害業務の就労等について特別の制限規定を設け、全国 348 箇所の労働基準監督署に配置された監督官が監督を実施している。

昭和55年1月から12月末までに定期監督等を実施した16万7,850事業場のうち、違反事業場数は10万7,785（64.2％）で、このうち、年少労働者（18歳未満）に関連する法令違反状況は表50で示したとおりである。これによると、最も多いのは労働時間に関する違反で579事業場、次いで休日に関するもの245事業場となっている。違反状況を産業別にみると、労働時

表 50 労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移

区 分		全 産 業				
		昭和45年	50	53	54	55
違反のあった事業場 （注1）		164,589 （70.4）	108,646 （65.7）	84,751 （61.7）	104,359 （63.3）	107,785 （64.2）
う 関 係 年 少 の 労 働 者 反	労働時間	3,877	458	295	429	579
	休日	1,084	267	274	270	245
	深夜業	247	61	35	61	47
	最低年齢	93	39	118	98	118
	就業制限（注2）	835	327	237	237	335

注1）労働安全衛生法、じん肺法及び最低賃金法の違反を含む。

2）「就業制限」は成人女子を含む。

3）（ ）内は定期監督等実施事業場数中に占める同違反事業場数の割合（％）

間に関するものでは製造業の265事業場（労働時間に関する違反事業場数の45.8％）、商業の213事業場（同36.8％）が目立っており、休日に関するものでは商業の95事業場（同38.8％）、製造業の83事業場（同33.9％）が上位を占めている。

なお、年少労働者数等については前掲の表9、表10で示したとおりである。

う　ち　主　な　産　業							
製　造　業		建　設　業		商　　　業		接客娯楽業	
45	55	45	55	45	55	45	55
73,644 (72.6)	49,423 (71.4)	64,777 (69.0)	34,725 (55.8)	2,613 (74.4)	9,217 (70.2)	951 (77.9)	2,791 (72.3)
3,029	265	146	39	162	213	50	26
711	83	74	32	61	95	45	8
184	20	12	4	6	13	8	3
42	13	17	3	30	100	2	—
397	159	376	162	—	4	2	3

労働省 — 労働基準法等に基づく監督業務実施状況

3 勤労青少年の福祉施策の現状

労働省婦人少年局（年少労働課）では、勤労青少年福祉法及び同法に基づく勤労青少年福祉対策基本方針を軸に勤労青少年の福祉の充実と一方、労働基準法に基づく年少者（18歳未満）の保護を柱として主として次のような施策を推進している。

(1) 勤労青少年の福祉増進に関する施策

イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動（勤労青少年福祉法第5条関係）

広く国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年が自ら進んで有為な職業人として健やかに成育しようとする意欲を高めるため「勤労青少年の日」（7月の第3土曜日）を中心に、労働省、都道府県、勤労青少年ホーム等が全国各地で記念大会、スポーツ大会、レクリエーション大会、意見発表会等、法の趣旨にふさわしい諸事業を実施している。昭和56年の「勤労青少年の日」は7月18日で、本年の勤労青少年の標語「若い力支えあう心むすぶ腕—国際障害者年と働く青少年—」を強調するとともに、この日を中心に全国各地で地方の実情に応じた多彩な行事が開催された。

なお、昭和56年の「勤労青少年の日・中央大会」は、7月18日（土）東京都中野区の全国勤労青少年会館（サンブラザ）において、（社）日本勤労青少年団体協議会主催、労働省、東京都後援により行われた。

ロ 職業訓練又は教育を受けている勤労青少年に対する（時間の）配慮についての事業主に対する指導、啓発等（勤労青少年福祉法第12条関係等）

職業訓練校又は高等学校の定時制、通信制の課程等に学ぶ勤労青少年の通学に必要な時間の配慮について、前年実施した「夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査」結果に基づき引き続き事業主に対して婦人少年室協助員、勤労青少年福祉員、勤労青少年福祉推進者等を通じて啓発指導を行っている。

ハ 勤労青少年ホームの充実（勤労青少年福祉法第15条、16条関係）

労働省では、昭和32年度から、主として福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年のために、日々の余暇における憩いや、レクリエーション、クラブ活動、教養向上活動等の健全な余暇活動のための場を提供するとともに、それらの青少年に対する相談・指導を行うこと等を目的に、地方公共団体に補助金を交付し、勤労青少年ホームの設置普及を図ってきている。昭和55年度末現在、全国で444箇所設置されており、昭和56年度は更に23箇所増設中である（表51）。

また、勤労青少年ホームの運営については「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（昭和48年6月労働省告示第36号）等に基づき、地域の実情を考慮し、その機能の一層の充実を図るため指導を行っている。

更に、労働省では、勤労青少年ホームにおける活動の充実を促進するため、次のような指導・奨励策を講じている。

（イ）クラブ活動の奨励

勤労青少年ホーム等を拠点とする勤労青少年クラブで、活動の内容が健全で社会的に評価され、他の模範と認められるクラブに対して「勤労青少年の日」に毎年労働大臣ほう賞を行っており、昭和56年は全国で46クラブが選ばれた。

また、勤労青少年ホームを拠点とする勤労青少年クラブを対象として都道府県が実施するレクリエーション交流会における優秀クラブに対しても、各都道府県1クラブあて労働大臣ほう賞を行っている。そのほか、クラブ活動の体験発表、意見交換等を行うための機会を設けるため、各婦人少年室及び都道府県が主体となりクラブ体験等発表会を開催している。

なお、昭和55年度末では全国の勤労青少年ホームで4,920クラブが活動している（表52）。

（ロ）勤労青少年ジャンボリー大会の開催

勤労青少年ホーム利用者の広域的な交流を図るため、昭和51年度から「勤

「勤労青少年ジャンボリー大会」を開催している。これは全国を北海道、東北、北関東・新潟、南関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロックに分け、ブロック内の勤労青少年ホーム利用者によるレクリエーション交流会で、昭和55年度は約2,600名が参加した。

（イ） 勤労青少年生活設計講座の開催

勤労青少年がその生活の充実と発展を図るうえにおいて、各方面の学識経験者の指導、援助が必要であることにかんがみ、「勤労青少年生活設計講座」を勤労青少年ホームにおいて開催している。

昭和55年度は51箇所で開催された。

（ロ） 勤労青少年教養講座の開催

勤労青少年の職業生活の充実及び社会人としての資質の向上に資するため、勤労青少年ホームにおいて教養講座を開催し、勤労青少年がその職業生活の向上に関連する知識・技能の修得を促進している。昭和55年度は全国216箇所で開催された。

ニ 勤労青少年スポーツ活動の振興

スポーツ活動は、勤労青少年の心身のバランスのとれた成育を促す上から、また、余暇の健全な活用の上からも重要であるが、勤労青少年は同世代の在学青少年に比べ、スポーツ活動をする機会に恵まれていない。このため、スポーツ活動の振興を図り、スポーツ活動の日常化を促進するため、勤労青少年ホームにおいて「勤労青少年スポーツ教室」を開催するとともに、長野県富士見高原において「全国10マイルマラソン大会」を実施している。

「勤労青少年スポーツ教室」の種目は卓球、バドミントン、バレーボール、テニス、ソフトボール等、実施希望の強い種目のなかから実施可能な種目を選び基本的な解説及び実技指導を行っており、昭和55年度は全国230箇所で開催された。

「全国勤労青少年10マイルマラソン大会」は昭和56年で第8回を迎え、全国から235名の出場選手が集まり5月24日実施された。なお、今大会には、

特に君原健二氏（オリンピック・マラソン部門入賞者）が招待選手として参加した。

更に、昭和54年度から「勤労青少年スポーツ交流会」を新たに開催している。これは全国を北海道、東北、北関東・新潟、南関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロックに分け、ブロック内の勤労青少年ホーム利用者によるスポーツ交流会で、種目はバレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール、水泳、スキー等のうちから1種目を選んで実施しており、昭和55年度は2,353名が参加した。

ホ 勤労青少年の国際交流の促進

国際化時代が進む中で、我が国と外国の次代を担う勤労青少年が相互に相手国を理解し、協調と友情を深めることは、極めて有意義である。このため、同趣旨に基づいて、主として休暇で長期間（最大限1年半）相手国に滞在する者が、旅行資金を補うため、就労することもできる日豪ワーキング・ホリデー制度（昭和55年12月1日実施）の周知を図る等、勤労青少年の国際交流の気運の高揚に努めている。

ヘ 実態調査の実施（勤労青少年福祉法第19条関係等）

勤労青少年の実態を把握し、勤労青少年福祉対策基本方針を定めること等のため、毎年角度を変えた視点から実態調査を実施している。昭和56年度は、勤労青少年福祉法制定後10年を経過した現在、同法第13条及び勤労青少年福祉推進者に関する省令（昭和46年労働省令第14号）に基づき、約13,000事業所に約19,000人選任されている勤労青少年福祉推進者の活動の実態等を統計的に明らかにすることにより、今後の活動の発展充実に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、「職場における勤労青少年指導に関する実態調査―勤労青少年福祉推進者活動―」を昭和56年11月に実施した。

ト 勤労青少年余暇活動研究会による研究

婦人少年局長の私的研究機関として、勤労青少年の余暇活動等の在り方について総合的に研究・討議する「勤労青少年余暇活動研究会」(学識経験

者を構成委員として昭和47年度発足）を設置しているが、昭和55年度は研究テーマに「勤労青少年福祉増進の方向」を取り上げ、研究・討議がなされ、その結果について報告がなされた。なお、昭和56年度は、勤労青少年の指導者の活動の活発化を図るために「勤労青少年指導者の養成」をテーマに研究・討議を行っている。

(2) 勤労青少年指導者の養成、確保に関する施策

勤労青少年の健全な育成を促す上で、勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導・援助を行う指導者の果たす役割は重要である。このため優秀な勤労青少年指導者の養成に努めるとともに、その効果的な活動を促進している。

イ 勤労青少年指導者大学講座の実施

「勤労青少年指導者大学講座（昭和51年4月開設、教育期間1年間）は、勤労青少年の余暇活動等に関し、勤労青少年や各種指導者を指導する専門的技術的資質を備えた指導者の養成を目的としており、修了者は地方公共団体や公共の施設等で活躍している。講座は、新規大学卒業者や地方公共団体の職員等に対し、受講手当を支給し、青少年問題、労働問題、時事問題、職場適応問題、余暇問題、組織管理論、相談・指導技術など広範囲にわたる講義研修のほか、勤労青少年ホームと企業における実地研修を行っており、昭和55年度は5期生15名（定員）が修了した。

ロ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催（勤労青少年福祉法第16条関係）

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームにおいて、勤労青少年のレクリエーション、グループ活動等の積極的余暇活動に関する指導や生活・職業相談等に当たる職員である。労働省では、勤労青少年ホーム指導員に必要な資格を付与するとともに、その資質向上を図るため、「勤労青少年ホーム指導員資格講習実施要綱（昭和48年5月）」に基づき、勤労青少年ホーム指導員資格講習会を毎年実施しており、昭和56年度は108名（昭和55年度133名）が修了した。

ハ 勤労青少年福祉推進者講習会の開催（勤労青少年福祉法第13条関係）

勤労青少年福祉推進者は、勤労青少年福祉法に基づき、20歳未満の勤労青少年を常時20人以上雇用している事業場ごとに事業主が選任するもので、勤労青少年の職場適応や労働条件、技能の習得、職業生活等、職業、職場に関する問題についての相談・指導、レクリエーション等の事項を担当し、勤労青少年の福祉増進のための中核的役割を果たすものであるが、その資質向上を図るため、労働省が策定した実施要領に基づき、昭和46年度から各都道府県が中心となり、「勤労青少年福祉推進者講習会」を実施している。

講習は「勤労青少年福祉推進者講習教科基準」により、教科及び時間数が定められており、講習の課程は新任推進者等を対象とする一般課程及び一般課程修了者等を対象とする研究課程からなっている。昭和55年度の勤労青少年福祉推進者講習会修了者は一般課程 1,212名、研究課程 386名であった。なお、昭和56年4月1日現在、全国の13,479事業場に18,641名の勤労青少年福祉推進者が置かれている（表53）。

ニ 勤労青少年福祉員の活動への援助

勤労青少年福祉員は、勤労青少年の福祉増進のために中小企業団体が選任するもので、余暇の有効活用、職場適応の促進、労働条件の改善等について相談・指導に当たるものである。

本制度は昭和33年「年少労働者福祉員制度」として発足したもので、以来、労働省では中小企業に働く年少労働者の保護と福祉増進を図るため、中小企業団体に対してその設置の勧奨を行ってきたが、情勢の変化に対応して昭和52年4月、制度の改正を行い、名称を「勤労青少年福祉員」と改め、対象者を従来の年少労働者（18歳未満）から、おおむね25歳未満の勤労青少年に広げ、更に役割も従来の保護・福祉の推進だけではなく、積極的余暇活動、職場適応等の分野をも含むものとしたものである。

勤労青少年福祉員に対しては労働大臣から奨励状を交付しており、また、連絡協議会・研究講習会等の開催、資料提供等により勤労青少年福祉員の自主的、積極的活動のための援助を行っている。昭和56年12月1日現在、

全国の 2,344 の中小企業団体に 3,408名の勤労青少年福祉員が置かれている（表53）。

ホ 婦人少年室協助力員及び婦人少年室特別協助力員制度の活用

婦人少年室協助力員（昭和28年労働省訓令第3号により設置）及び婦人少年室特別協助力員（昭和45年労働省訓令第2号により設置）は、社会的信望があり、婦人・青少年問題に深い理解と関心を持つ者から労働大臣が委嘱するもので、勤労青少年関係では労働条件、職場環境、余暇の活用に関する相談・指導等に当たっており、昭和56年4月1日現在、婦人少年室協助力員 2,910 名、婦人少年室特別協助力員 139 名が置かれている。

ヘ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員等の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の福祉の向上と健全育成に関する諸問題について、総合的に研究討議を行うとともに広く意見を交換して相互の理解と連携を深めるため、昭和47年度から「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催している。昭和56年度は11月10日東京都千代田区日経ホールにおいて、約 600 名の参加者により「80年代における勤労青少年の役割－ボランティア活動をめぐって－」をテーマとして開催された。

(3) 年少労働者の保護に関する施策

労働基準法では、原則として満15歳に達しない児童の就労を禁止するとともに、満15歳以上18歳未満の年少者については、いまだ発育過程にあるため、健康上、風紀上、危険防止の上から「時間外、休日、深夜」労働を禁止し、また、危険有害業務への就労を禁止するなどの保護規定を設けている。昭和56年度は前年度に引き続き特に最近の就業構造の変化等による労働者の就労形態や労働条件の多様化の進行している中で、問題のある業種等について、労働条件の向上に関する指導啓発と実情把握のために、事業主に対する説明会、年少労働者の座談会、実態調査等を実施するとともにアルバイト就労についても、最低年齢の厳守、年齢証明書の備え付け、

労働条件の明示等が徹底されるよう、学校、事業主、事業主団体等に対し指導、啓発を行っている。

表 51 年度別、都道府県別、勤労青少年ホーム設置状況

区 分	昭和 32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	計
北海道							1			3	3	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2	31
青森							1			1				1	2		1		1	1	1	1	1	1	1	13
岩手													2	2	2	2	2	3	2	1	1	1	1	1		20
宮城								1				1		2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1	19
秋田					1				1	1	1	1		1	1		1			2	1	1	1	1	1	11
山形												1	1	(1)	1	2		1					1			8
福島							1							1	1	2	1	1		1	1	1	1	1	2	13
茨城								1	1		2			1	1	2	2	1	1			1	1	1	1	14
栃木								1	1	2		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	15
群馬										(1)	1			1	1	1	2	1			1					8
埼玉						1					1	1		1	2	2	1	2		1		1	2		1	16
千葉						1			1	1		1			1		2	1		1					1	10
東京都																										0
神奈川県													1													1
新潟								1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20
富山							1					1	1	1	1	1	2	1	1			1	1			13
石川								1		1				1	1	1						1	1			7
福井								1									1	1	1		1	1	1	2		9
山梨																1				1	1	1	1		1	6
長野									1				1		1	2	1	3	2		1	2	1	1		16
岐阜						1					1			1		1	1	1			1	1	1			8
静岡県							1			2	1	2	1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	1		16
愛知県										1	1	1	2			1	1	1							1	12
三重							1					1	1	1		1										5

[illegible]

注1) 上記のホームは国の補助を受けて設置されたものである。

2) ()で示した昭和32年度設置分は昭和54.4.1に、また昭和41年度設置分は昭和55.4.1に、昭和45年度設置分は昭和56.31をもってそれぞれ廃止している。

3) 昭和56年度については、年度内に設置予定のものである。

表 52 勤労青少年ホーム利用状況

(その1) 登録人員

(昭和55年度末現在)

区 分	計		男		女	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	人 264,178	% 100.0	人 107,734	% 100.0	人 156,444	% 100.0
15歳以上20歳未満	38,446	14.5	14,641	13.6	23,805	15.2
20歳以上25歳未満	163,712	62.0	57,740	53.6	105,972	67.7
25歳以上	62,020	23.5	35,353	32.8	26,667	17.1
男女別構成比	100.0(%)		40.8		59.2	

(備考) 集計ホーム数 422

1 ホーム当たり登録人員 626 人

労働省婦人少年局調べ

(その2) 内容別利用延人員の推移

(人)

内 容	昭和50年度	53	54	55
計	6,840,246	6,871,968	6,975,440	6,944,196
ホーム主催行事	2,058,914	1,672,524	1,727,293	1,720,286
講座・教室			{ 1,254,465	{ 1,313,495
その他			{ 472,828	{ 406,791
クラブ活動等団体利用	1,744,263	2,152,037	2,292,591	2,238,402
クラブ活動		2,003,243	2,095,404	2,095,542
その他		148,795	197,187	142,860
個別利用	3,037,069	3,047,407	2,955,556	2,985,508
体育室	1,029,566	1,148,880	1,030,942	1,059,360
娯楽談話室	665,118	689,292	677,018	591,434
音楽室	215,632	181,568	182,589	158,374
図書室	151,854	139,300	130,357	114,263
和室	127,557	158,655	141,303	142,224
その他の室	847,342	729,712	793,347	919,853

労働省婦人少年局調べ

(その3) 内容別利用延人員の構成比の推移

(%)

内 容	昭和50年度	53	54	55
計	100.0	100.0	100.0	100.0
ホーム主催行事	30.1	24.3	24.8 (100.0)	24.8 (100.0)
講座・教室			(72.6)	(76.4)
その他			(27.4)	(23.6)
クラブ活動等団体利用	25.5	31.3 (100.0)	32.9 (100.0)	32.2 (100.0)
クラブ活動		(93.1)	(91.4)	(93.6)
その他		(6.9)	(8.6)	(6.4)
個別利用	44.4 (100.0)	44.4 (100.0)	42.4 (100.0)	43.0 (100.0)
体育室	(33.9)	(37.7)	(34.9)	(35.5)
娯楽談話室	(21.9)	(22.6)	(22.9)	(19.8)
音楽室	(7.1)	(6.0)	(6.2)	(5.3)
図書室	(5.0)	(4.6)	(4.4)	(3.8)
和室	(4.2)	(5.2)	(4.8)	(4.8)
その他の室	(27.9)	(23.9)	(26.8)	(30.8)

労働省婦人少年局調べ

(その4) 昭和55年度年間利用者階級別勤労青少年ホーム数

利用者数	計	3,000 人未満	3,000 ～5,000 人未満	5,000 ～10,000 人未満	10,000 ～15,000 人未満	15,000 ～20,000 人未満	20,000 ～30,000 人未満	30,000 ～50,000 人未満	50,000 人以上
勤労青少年 ホーム数	422	10	17	107	108	68	82	24	6
構成比 (%)	100.0	2.4	4.0	25.4	25.6	16.1	19.4	5.7	1.4

(備考) 1 ホーム当たり平均利用延人員

年間 16,455 人

月間 1,371 人

1日 55 人

労働省婦人少年局調べ

(その5) クラブ活動内容別利用状況(昭和55年度)

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構 成 比		人 員	構 成 比
ス ポ ー ツ	卓 球	395	8.0 %	22,354	236,831人	11.3 %
	バ ド ミ ン ト ン	264	5.4	14,126	198,252	9.5
	バ レ ー ボ ー ル	229	4.7	11,395	138,641	6.6
	テ ニ ス	216	4.4	10,411	134,983	6.4
	空 手	105	2.1	6,266	60,611	2.4
	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	84	1.7	3,392	44,876	2.1
	少 林 寺 拳 法	45	0.9	3,413	31,095	1.5
	柔 道 ・ 剣 道	45	0.9	2,788	30,853	1.5
	ソ フ ト ボ ー ル	45	0.9	1,372	16,358	0.8
	野 球	33	0.7	721	8,271	0.4
	サ ッ カ ー	14	0.3	388	4,318	0.2
	体 操	16	0.3	505	5,286	0.3
	弓 ・ ア ー チ ャ リ ー	19	0.4	437	5,572	0.3
	各 種 武 道	13	0.3	653	4,705	0.2
	そ の 他 の ス ポ ー ツ	43	0.9	2,540	21,612	1.0
	ス ポ ー ツ 愛 好	26	0.5	671	5,984	0.3
小 計		1,592	32.4	81,432	938,248	44.8
野 外 レ ク	登 山	53	1.1	1,412	13,938	0.6
	ハ イ キ ン グ	64	1.3	1,744	17,364	0.8
	ス キ ー	27	0.5	351	3,597	0.2
	サ イ ク リ ン グ	13	0.3	302	3,661	0.2
	そ の 他 の 野 外 レ ク	18	0.4	371	3,696	0.2
	レ ク 愛 好	60	1.2	1,692	18,022	0.9
	小 計	235	4.8	5,872	60,278	2.9

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
ダ ン ス	社 交 ダ ン ス	333	6.8 %	16,321	266,767人	12.7 %
	フ ォ ー ク ダ ン ス	115	2.3	4,722	59,881	2.9
	レ ク ・ ス ク ェ ア ダ ン ス	16	0.3	577	8,688	0.4
	日 本 舞 踊	13	0.3	728	3,403	0.2
	民 舞	13	0.3	435	4,063	0.2
	その他のダンス・バレ	12	0.2	437	4,022	0.2
	小 計	502	10.2	23,218	346,824	16.6
美 術	絵 画	113	2.3	3,631	22,652	1.0
	七 宝 焼	48	1.0	1,504	12,070	0.6
	陶 芸	39	0.8	1,220	10,184	0.5
	そ の 他 の 美 術	5	0.1	168	1,290	0.1
	美 術 愛 好	12	0.2	474	2,952	0.1
	小 計	217	4.4	6,997	49,148	2.3
教 養	書 道	81	1.6	9,484	27,801	1.3
	英 会 話	41	0.8	1,256	9,819	0.5
	ベ ン 習 字	37	0.8	1,024	10,511	0.5
	学 習 会 (勉 強 会)	19	0.4	323	2,614	0.1
	読 書 会	15	0.3	309	1,755	0.1
	各 種 研 究 会	22	0.5	655	5,382	0.3
	そ の 他 の 教 養	11	0.2	385	748	0.0
	小 計	226	4.6	13,436	58,630	2.8
家 政	茶 道	172	3.4	5,429	43,828	2.1
	華 道	112	2.3	3,843	48,927	2.3
	料 理	131	2.6	4,229	47,276	2.2
	着 物 着 付	58	1.2	1,126	8,880	0.4
	和 裁	26	0.5	947	5,615	0.3
	洋 裁	19	0.4	656	5,864	0.3
	編 物	8	0.2	226	1,331	0.1
	小 計	526	10.6	16,456	161,721	7.7

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
音 楽	バ ン ド	381	7.7%	15,764	133,363人	6.4%
	ギ タ ー	163	3.3	5,600	35,096	1.7
	コ ー ラ ス	119	2.4	4,445	46,557	2.2
	フ ォ ー ク ソ ン グ	144	2.9	6,211	47,986	2.3
	民 謡	25	0.5	462	4,459	0.2
	マ ン ド リ ン	19	0.4	480	4,635	0.2
	その他の音楽・器楽	32	0.7	994	7,522	0.3
	音 楽 愛 好	57	1.2	2,604	19,378	0.9
	小 計	940	19.1	36,560	298,996	14.2
趣 味	写 真	119	2.4	3,252	21,978	1.1
	人 形 劇	45	0.9	1,964	14,709	0.7
	演 劇	55	1.1	2,584	19,258	0.9
	囲 碁 ・ 将 棋	30	0.6	855	6,574	0.3
	旅 行	19	0.4	412	4,346	0.2
	フ ラ ワ ー デ ザ イ ン	24	0.5	606	3,940	0.2
	手 工 芸	54	1.1	1,490	8,411	0.4
	ア マ チ ュ ア 無 線	32	0.7	647	5,073	0.3
	詩 吟	13	0.3	426	2,240	0.1
	映 画	13	0.3	378	2,922	0.1
	そ の 他 の 趣 味	41	0.8	1,655	9,986	0.5
	小 計	445	9.1	14,269	99,437	4.8
ボランティア(手話・点字等)		108	2.2	3,222	34,057	1.6
スポーツ・親睦等総合クラブ		98	2.0	3,152	40,377	1.9
内 容 不 明		31	0.6	711	7,826	0.4
合 計		4,920	100.0	205,325	2,095,542	100.0

備考 (1) 1 ホーム当たり平均クラブ数 12

(2) 1 回当たり平均利用人員 10人

労働省婦人少年局調べ

表 53 勤労青少年福祉員・福祉推進者の設置及び推進状況

都道府県	勤労青少年福祉員(昭 56.12.1 現在)				勤労青少年福祉推進者(昭 56.4.1 現在)			
	福祉員設置 団体数	福祉員数	地区別 組織数	全県 組織	推進者選任 事業場数	推進者数	地区別 組織数	全県 組織
北海道	99	124	6	有	198	266		有
青森	61	77	6	有	51	60		
岩手	27	30		有	106	153		有
宮城	29	68		有	148	179		有
秋田	45	64		有	80	106		有
山形	36	36		有	106	110	1	
福島	59	75		有	140	194		
茨城	50	60		有	261	494	4	
栃木	80	94	4		315	442		有
群馬	82	112			233	382	5	
埼玉	30	91			320	626		有
千葉	14	57			495	700		
東京	46	250		有	3,200	3,200		有
神奈川	48	135			1,256	2,130	9	
新潟	57	70			545	848	15	
富山	71	76		有	55	58		
石川	62	64		有	89	127		
福山	41	48		有	94	97		
山梨	19	19			52	77		
長野	51	71		有	223	348	6	有
岐阜	81	115	1	有	208	290		
静岡	48	61		有	499	685	3	
愛知	89	147		有	1,154	1,438	4	有
三重	59	70	11	有	75	104		
滋賀	35	40		有	80	136		
京都	22	50			54	72		
大阪	53	146		有	774	1,463		
兵庫	109	121		有	491	1,046	4	
奈良	39	49		有	36	36		
和歌山	34	40			176	187		
鳥取	29	37		有	42	58		
島根	32	42		有	32	38		
岡山	61	78		有	140	194		
広島	66	101		有	226	317		有
山口	72	80		有	208	232	3	
徳島	35	39	1	有	22	22		
香川	28	36		有	120	141		
愛媛	43	52		有	83	107		有
高知	25	26		有	20	26		
福岡	78	121	2		415	529	8	有
佐賀	32	34			56	57		
長崎	44	45	1	有	85	92		
熊本	73	77		有	102	178		
大分	30	32			169	255	1	
宮崎	33	36		有	95	151		有
鹿児島	55	78	1	有	70	89		有
沖縄	32	34		有	80	101		
合 計	2,344	3,408	33	34	13,479	18,641	63	15

労働省婦人少年局調べ

参 考 資 料

- 1 勤労青少年福祉法
- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示
- 3 勤労青少年ホーム一覧
- 4 有給教育訓練休暇奨励給付金
- 5 勤労青少年ホーム災害補償保険制度

参 考 資 料

1 勤労青少年福祉法

昭和45・5・25法律第98号
改正 昭和53・5・8法律第40号

目 次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等（第6条・第7条）

第3章 福祉の措置（第8条—第14条）

第4章 福祉施設（第15条—第17条）

第5章 雑則（第18条—第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会をになう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成長するように配慮されるものとする。

第3条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

（関係者の責務）

第4条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するように努めなけれ

ばならない。

- 3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあたっては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

第5条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成才しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

- 2 勤労青少年の日は、7月の第3土曜日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

第6条 労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項
 - ② 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。
- 4 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、婦人少年問題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、

その概要を公表するものとする。

- 6 前2項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。
(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第7条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画（以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。）を策定するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあたって必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。

- 3 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第5項及び前項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第3章 福祉の措置

(職業指導等)

第8条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適應した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第9条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適應することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第10条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適應することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

第11条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行なう等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮）

第12条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練法（昭和44年法律第64号）第10条に規定する準則訓練又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

○本条……一部改正（昭和53・5法律40号附則17条）

（勤労青少年福祉推進者）

第13条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適應することを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者（以下「勤労青少年福祉推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、労働省令で定める。

（余暇の有効活用）

第14条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成育に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるように努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第4章 福祉施設

（勤労青少年ホーム）

第15条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように

努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。
- 3 労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

(勤労青少年ホーム指導員)

第16条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「勤労青少年ホーム指導員」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

(雇用促進事業団が設置する施設)

第17条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和36年法律第116号）第19条第1項第5号の福祉施設のうち、勤労青少年に係るものの設置及び運営を行なうにあたっては、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。

第5章 雑 則

(国の助言等)

第18条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

(調査等)

第19条 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

- 2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告

を求めることができる。

(船員に関する特例)

第20条 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第6条第1項、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）、同条第5項（同条第6項及び第7条第3項において準用する場合を含む。）、第7条第3項及び第19条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第6条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第13条第2項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53・5・8法律第40号）（抄）

第1条 この法律は、昭和53年10月1日から施行する。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示

勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第6条第1項の規定に基づき、勤労青少年福祉対策基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

昭和56年4月30日

労働大臣 藤 尾 正 行

勤労青少年福祉対策基本方針

（全文略、以下にその概略を示す。）

勤労青少年福祉対策基本方針概要

第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

1 職業生活の動向

(1) 勤労青少年人口の推移と雇用の動向

15歳から24歳までの青少年労働力人口は、従来から減少傾向を示し、昭和55年には、699万人となったが、今後徐々に増加して昭和60年には728万人になると推定されている。青少年労働力の需給関係は、今後の安定経済成長の下で、大きな変化はないものと考えられる。

(2) 職場生活の動向

勤労青少年のうち、高学歴者の占める割合が高まっており、これら高学歴者のグレーカラー及びブルーカラー的職種への就業等、あらゆる産業、職種にわたる幅広い分野への就業と、技術革新による職務内容の変化が続くものと考えられる。

また、学校卒業後かなりの期間にわたり、確固たる職業観に基づく安定した職業生活に至らない者、「生活目標がない」などと考える者が少なくないが、一方、職業を通じて自己実現等が可能な働きがいのある職場を選択する傾向が更に強まると思われる。

(3) 余暇生活の動向

週休2日制の普及を中心として今後自由時間は増大するものと考えられ、勤労青少年にとって、その生活の充実を図るという意味で今後一層自由時間の意義は大きくなるものと考えられる。現状では、「スポーツ活動」、「ボランティア活動」等自己実現につながる積極的な余暇活動が十分に行われていないが、今後は、自由時間の増大に伴い、積極的な余暇活動が増加するものと考えられる。

2 職業生活をめぐる諸問題（略）

第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉に関する気運の高揚

勤労青少年福祉の増進について、地域の実情に応じて効果的な方法により、事業主、勤労青少年及び国民各層に対する啓蒙、指導活動を行う。

特に、「勤労青少年の日」の事業等については、統一的な年間目標を強調しつつ実施するものとする。

2 職場生活の充実

(1) 職業選択の適正化

大学卒業者を含め、勤労青少年が正しい自己理解と十分な職業情報に基づいて、適切な職業選択を行い得るよう、職業安定機関が学校との連携を強化し、情報等の提供、指導、相談に努める。

(2) 職業・職場適応の充実

職業安定機関は、関係行政機関、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員との連携を図り、職業に対する適応性を増大させるための措置の充実に努める。

(3) 基礎的職業訓練の受講機会の確保

体系的な基礎的職業訓練が実施されるよう事業主等に対する指導援助の強化を図るとともに、中小企業に対して認定職業訓練に対する助成の強化、地域職業訓練センターの増設等に努める。

(4) 労働条件面の整備等

第3次産業や中小企業に対して、労働条件面の整備を図るとともに、アルバイト生徒の就業保護のため指導に努める。

更に、作業環境の改善、安全衛生教育の充実等について事業主に対する指導、奨励に努める。

(5) 意欲を高める制度、慣行の充実等

企業において賃金制度や人事管理制度等の見直しをする際には勤労青少年の働きがいや損なうことのないよう配慮することを促進するとともに、勤労青少年の意欲的な職場参加を促進するよう指導に努めるものとする。更に、企業外の学校教育、職業訓練の受講に対して、事業主が時間、費用等について配慮を行うよう指導し、併せて有給教育訓練休暇の普及に努める。

(6) 勤労青少年福祉推進者の業務の活発化等

関係機関等との連携等により勤労青少年福祉推進者の職場適応業務の活発化を図るとともに、選任事業場の範囲を拡大する。

(7) 勤労青少年福祉員の業務の活発化等

勤労青少年福祉員の職場適応業務の活発化を図るため、その活動指針を示す等、充実した指導を行う。

3 余暇生活の充実

(1) 公共の労働福祉施設の整備と運営の強化

勤労青少年ホーム及び勤労者体育施設については、引き続き設置に努めるとともに、勤労青少年ホームの施設内容については、スポーツ活動へ重点を置くなどニーズの多様化に十分対応し得るようにする。更に、勤労青少年ホームが地域における勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に実施する拠点として十分機能するよう配慮する。

(2) スポーツ活動の振興

スポーツ講習会の実施等により、気軽に行えるスポーツの機会を確保し、併せて、健康づくり指導の充実に努める。

(3) 文化・教養活動等の振興

勤労青少年の高学歴化等に配慮しつつ、充実した講習会等の開催を促進する。

(4) クラブ活動の振興

勤労青少年が仲間づくりを進める上での有効な方法としてのクラブ活動の指導、援助を行い、併せて他地域の仲間とも交流するよう、クラブ相互間の交流を促進する。

(5) 社会参加の促進

勤労青少年が、自由時間においてボランティア活動等の自主性ある社会参加を積極的に行うよう、必要な知識、技術等に関する講習会の開催等を促進し、気運の醸成を図る。

4 指導者の養成の充実

勤労青少年ホーム指導員の養成の充実、勤労青少年福祉推進者及び勤労青少年福祉員等の資質の向上等に努めるとともに、専門的な指導者の養成として、勤労青少年指導者大学講座の充実に努める。また、これら勤労青少年指導者等の有機的な連携の強化を図るよう努める。

5 国際交流の促進

広く一般の勤労青少年の国際交流を事業主の理解と配慮の下に積極的に促進するよう努めるとともに、日豪間で取り決めたワーキング・ホリデー制度の周知をはじめ、国、地方公共団体等が実施する国際交流事業についてもこの趣旨に沿うよう配慮する。

3 勤労青少年ホーム一覧

都道府 県 名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
北海道	札幌市中央 勤労青少年ホーム	〒060 札幌市中央区南4条東4丁目	011-241-8439	月曜日
	滝川市	〒073 滝川市本町5-3-31	0125-23-2801	日曜日
	根室市	〒087 根室市弥生町2-5	01532-3-4747	日曜日
	帯広市	〒080 帯広市西7条南8-1	0155-23-4893	日曜日
	小樽市	〒047 小樽市緑町1-9-4	0134-24-0909	日曜日
	室蘭市	〒050 室蘭市東町1-20-27	0143-44-1135	日曜日
	旭川市	〒070 旭川市常盤公園内	0166-22-3224	日曜日
	札幌市円山	〒060 札幌市中央区北8条西24丁目	011-631-7647	水曜日
	稚内市	〒097 稚内市大黒町3-4-30	01622-3-3643	金曜日
	北見市	〒090 北見市常盤町2-1-68	0157-23-4255	日曜日
	苫小牧市	〒053 苫小牧市旭町3丁目1-12	0144-33-4525	月曜日
	深川市	〒074 深川市4条18-2	01642-3-4549	水曜日
	札幌市アカシア	〒065 札幌市東区北22条東1丁目	011-752-7959	月曜日
	美瑛市	〒072 美瑛市西4条北2丁目	01266-4-4523	日曜日
	三笠市	〒068-21 三笠市若草町280-2	01267-2-3542	月曜日
	岩見沢市	〒068 岩見沢市5条西7丁目4	0126-23-9235	日曜日
	札幌市ポプラ	〒062 札幌市白石区平和通1-南10	011-862-8802	水曜日
	音更町	〒080-01 河東郡音更町柏寿台1	01554-2-2263	水曜日
	網走市	〒093 網走市桂町18	01524-3-3396	月曜日
	羽幌町	〒078-41 苫前郡羽幌町南7条 3-1地先	01646-2-1186	火曜日
	池田町	〒083 中川郡池田町西2条1丁目	01557-2-5222	火曜日
	余市町	〒046 余市郡余市町大川町10丁目6	01352-3-5939	日曜日
	増毛町	〒077-02 増毛郡増毛町大字暑寒沢村 25	01645-3-2427	月曜日
	札幌市豊平	〒062 札幌市豊平区豊平8条 11丁目4	011-823-5256	月曜日
	芽室町	〒082 河西郡芽室町東1条8丁目1	01556-2-0066	日曜日
	釧路市	〒084 釧路市鳥取南7-2-20	0154-51-8456	日曜日
	広尾町	〒089-25 広尾郡広尾町字野塚989	01558-2-5061	月曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
北海道	岩内町 勤労青少年ホーム	〒045 岩内郡岩内町字野束 501-1	01356-2-8910	月曜日
	浦河町 〃	〒057 浦河郡浦河町築地 1-5-1	01462-2-0891	月曜日
	(札幌市発寒) 〃	—	—	—
	(赤平市) 〃	—	—	—
青 森	※支笏湖勤労青少年 フレンドシップセンター	〒066-02 千歳市モラップ	01232-5-2055	年末年始
	八戸市 勤労青少年ホーム	〒031 八戸市沼館 2-13-20	0178-22-8612	第2,4日曜日 第1,3,5月曜日
	青森市 〃	〒030 青森市松原 1-6-3	0177-35-1649	火曜日 祝日の翌日
	弘前市 〃	〒036 弘前市五十石町 7	0172-34-4361	月曜日
	三沢市 〃	〒033 三沢市幸町 1-7-5	01765-3-6257 5714	第1,3,5月曜日 第2,4日曜日
	むつ市 〃	〒039-51 むつ市大湊上町 3-12	01752-4-2410	火曜日
	十和田市 〃	〒034 十和田市西三番町 2-12	01762-3-5111 6708	木曜日
	黒石市 〃	〒036-03 黒石市大字内町 24-1	01725-3-1612	火曜日 祝日の翌日
	五所川原市 〃	〒037 五所川原市字栄町 20	0173-34-3602	日曜日
	三戸町 〃	〒039-01 三戸郡三戸町大字川守田 字関根 4-1	01792-2-0173	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日 祝日の翌日
	鯉ヶ沢町 〃	〒038-27 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞 戸町字小夜 51	01737-2-4705	月曜日
	大間町 〃	〒039-46 下北郡大間町大字大間字 大間平 41-7	017537-4346	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
	野辺地町 〃	〒039-31 上北郡野辺地町字中道 20-1	01756-4-9657	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
	(平内町) 〃	—	—	—
岩 手	盛岡市中央通 勤労青少年ホーム	〒020 盛岡市中央通 3-11-15	0196-23-2701	月曜日
	北上市 〃	〒024 北上市幸町 1-1	0197-63-5812	水曜日
	宮古市 〃	〒027 宮古市宮町 3-2-3	01936-2-7712	水曜日
	一関市 〃	〒021 一関市田村町 3-20	0191-23-7869	日曜日
	花巻市 〃	〒025 花巻市南川原町 182-5	0198-23-4839	金曜日
	大船渡市 〃	〒022 大船渡市盛町中道 下 1	01922-7-4203	水曜日
	陸前高田市 〃	〒029-22 陸前高田市高田町字砂畑 73	01925-5-2941	日曜日
	水沢市 〃	〒023 水沢市字大鐘 67-2	01972-4-2917	日曜日
	久慈市 〃	〒032 久慈市川崎町 1-66-49	01945-3-2320	日曜日
	江刺市 〃	〒023-11 江刺市岩谷堂字下谷地 27	01973-5-2111	日曜日
	遠野市 〃	〒028-05 遠野市新町 1-10	01986-2-4411	月末の火曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
岩手県	二戸市 勤労青少年ホーム	〒028-61 二戸市石切所字穴切20	01952-3-4174	月曜日
	胆沢町	〒023-03 胆沢郡胆沢町小山字館30	01974-7-0527	日曜日
	雫石町	〒020-05 岩手郡雫石町40地割字 干刈田5-1	01969-2-0611	日曜日
	東山町	〒029-03 東磐井郡東山町長坂字 町裏179	01914-7-2243	月曜日
	大東町	〒029-05 東磐井郡大東町摺沢字 新右エ門土手13-6	01917-5-3541	日曜日
	一戸町	〒028-53 二戸郡一戸町高善寺字 大川鉢24-9	01953-3-2111	金曜日
	紫波町	〒028-33 紫波郡紫波町日詰字西裏 54-1	01967-6-2344	日曜日
	盛岡市仙北	〒020 盛岡市仙北2-4-13	0196-35-9355	日曜日
	岩手町	〒028-43 岩手郡岩手町大字沼宮内 7地割28-2	01956-2-2503	水曜日
	※釜石 勤労福祉センター	〒026 釜石市嬉石町1-7-8	0193-24-2241	第1,3,5月曜日 第2,4日曜日
宮城県	仙台市一番町 勤労青少年ホーム	〒980 仙台市一番町2-1-4	0222-22-2319	水曜日
	石巻市	〒986 石巻市日和ヶ丘1-5-6	0225-23-0919	日曜日
	古川市	〒989-61 古川市大栴干刈町7	02292-3-2384	火曜日
	白石市	〒989-02 白石市字益岡9-1	02242-5-3720	第1,3,5水曜日 第2,4日曜日
	塩釜市	〒985 塩釜市北浜4-6-52	02236-4-6483	日曜日
	名取市	〒981-12 名取市大手町5-6-1	02238-2-0829	日曜日
	仙台市卸町	〒983 仙台市卸町2-12-9	0222-94-2409	水曜日
	多賀城市	〒985 多賀城市鶴ヶ谷1-6-2	02236-4-9747	日曜日
	角田市	〒981-15 角田市角田字牛館19-5	02246-3-2224	日曜日
	岩沼市	〒989-24 岩沼市桜2-8-30	02232-2-3394	日曜日
	中新田町	〒981-42 加美郡中新田町四日市場 字船橋243	02296-3-5332	月曜日
	鹿島台町	〒989-41 志田郡鹿島台町木間塚 字小谷地504-1	022956-2510	日曜日
	涌谷町	〒987-01 遠田郡涌谷町字下道69	02294-2-3113	日曜日
	桃生町	〒986-03 桃生郡桃生町城内字東嶺 164	02257-6-4565	月曜日
	七ヶ浜町	〒985 宮城県七ヶ浜町吉田浜字野山 5-9	022357-3302	第1,3日曜日 第2,4,5月曜日
	泉市	〒981-31 泉市野村字新桂島前60	02237-4-0575	月曜日
	山元町	〒989-22 亶理郡山元町浅生原字 日向12-1	02233-7-2949	第2,4日曜日 第1,3,5月曜日
	亶理町	〒989-23 亶理郡亶理町荒浜字中野 33	02233-5-3115	火曜日 祝日の翌日
	(気仙沼市)	—	—	—

都道府 県名	ホー ム名	所 在 地	電話 番号	休 館 日
宮 城 秋 田	※柴田町 勤労青少年ホーム	〒989-16 柴田郡柴田町大字船岡字 館山19-1	02245-4-3411	火曜日
	※女川町 勤労青少年センター	〒986-22 牡鹿郡女川町鷺神浜字 荒立84-2	02255-4-3181	第2,4日曜日 第1,3,5月曜日
	秋田県能代 勤労青少年ホーム	〒016 能代市青葉町5-37	01855-2-3129	月曜日
	大館市	〒017 大館市三の丸60	0186-42-0872	日曜日
	横手市	〒013 横手市城西町1-1	01823-2-1507	水曜日
	湯沢市	〒012 湯沢市佐竹町4-52	01837-3-2111 (内線272)	木曜日 第3日曜日
	大曲市	〒014 大曲市大町7-2	01876-2-1312	金曜日
	本荘市	〒015 本荘市美倉町30	01842-2-5425	第1,3日曜日
	男鹿市	〒010-05 男鹿市船川港金川姫ヶ沢 150-4	0185-24-3381	日曜日
	鹿角市	〒018-52 鹿角市花輪字扇の間 7-1	01862-3-6701	
	矢島町	〒015-04 由利郡矢島町七日町 上山寺54-1	01845-6-2540	
	仁賀保町	〒018-04 由利郡仁賀保町平沢字 中町79	01843-5-4711	月曜日
	(能代市)	—	—	
	※秋田市	〒010 秋田市八橋片田添83	0188-24-5377	第3日曜日
	山形市 勤労青少年ホーム	〒990 山形市緑町4-15-12	0236-23-0746	日曜日
山 形	上山市	〒999-31 上山市長清水字鞍掛 226-1	02367-2-0007	日曜日
	南陽市	〒999-22 南陽市三間通420-1	0238-43-5000	水曜日 第3日曜日
	寒河江市	〒991 寒河江市大字西根字石川西 333	02378-6-2192	火曜日
	村山市	〒995-01 村山市大字大久保甲 610-2	02375-4-2320	第3日曜日
	天童市	〒994 天童市老野森2-6-2	02365-4-4520	火曜日
	長井市	〒993 長井市小出1721-1	02388-4-5868	火曜日
	いわき市平 勤労青少年ホーム	〒970 いわき市平谷川瀬字三十九町 10	0246-74-8647	第2,4,5日曜日 第1,3火曜日
	郡山市	〒963 郡山市麓山1-8-4	0249-34-1212 (内線55)	月曜日 第3日曜日
	二本松市	〒964 二本松市榎戸1-92	02432-3-5121	水曜日
	いわき市勿来	〒970 いわき市金山町朝日台1	02466-3-2879	第1,3火曜日 第2,4,5日曜日
福 島	喜多方市	〒966 喜多方市字舞台田3119-1	02412-2-1403	第2,4,5日曜日 第1,3月曜日
	原町市	〒975 原町市三島町2-45	02442-2-2047	日曜日
	会津若松市	〒965 会津若松市城東町14-52	02422-6-6661	月曜日
	本宮町	〒969-11 安達郡本宮町字矢来39-1	02433-3-4488	第2,4日曜日

都道府 県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
福島	須賀川市 勤労青少年ホーム	〒962 須賀川市大字和田字柏崎44	02487-3-2387	月曜日
	安達町	〒969-14 安達郡安達町油井字溝石 ₃₋₁	02432-3-3721	第3日曜日
	鏡石町	〒969-04 岩瀬郡鏡石町大字笠石 _{字北原10-2}	024862-6019	
	(新地町)	—	—	—
	(石川町)	—	—	—
茨城	古河市 勤労青少年ホーム	〒306 古河市幸町3-42	0280-32-2197	木曜日
	水戸市梅香	〒310 水戸市梅香1-2-20	0292-24-6600	
	勝田市	〒312 勝田市中央町14-2	0292-72-5883	日曜日
	土浦市	〒300 土浦市文教町9-2	0298-22-7921	月曜日
	那珂湊市	〒311-12 那珂湊市中央1-1-1	02926-3-1218	第2,4日曜日 第1,3,5水曜日
	竜ヶ崎市	〒301 竜ヶ崎市字光順田1759	02976-2-1415	月曜日
	水海道市	〒303 水海道市栄町2680-1	02972-3-0667	月曜日
	日立市	〒316 日立市末広町1-1-2	0294-35-1466	月曜日
	笠間市	〒309-16 笠間市石井349	02967-2-5333	第1,2,4,5日曜日 第3水曜日
	水戸市五軒	〒310 水戸市五軒町1-2-12	0292-26-3161	月曜日
	総和町	〒306-02 猿島郡総和町大字北利根 ₁₀	02809-2-2505	火曜日
	高萩市	〒318 高萩市高浜町1-42	02932-3-7177	月曜日
	石岡市	〒315 石岡市大字石岡2149-3	02992-4-0322	日曜日
	(取手市)	—	—	—
	※結城市	〒307 結城市浦町196-1	02963-3-3192	日曜日
栃木	栃木市 勤労青少年ホーム	〒328 栃木市日の出町14-36	0282-22-3113	水曜日
	鹿沼市	〒322 鹿沼市千手町2609-1	0289-62-6945	日曜日
	足利市	〒326 足利市東砂原後町1068-1	0284-41-3402	月曜日
	宇都宮市松原	〒320 宇都宮市松原3-1-5	0286- ₂₂₋₁₂₉₆ 21-7359	日曜日
	佐野市	〒327 佐野市大橋町2048-3	0283-3-2398	日曜日
	小山市	〒323 小山市犬塚428-1	0285-23-3402	日曜日
	大田原市	〒324 大田原市美原町3080-5	02872-2-6878	日曜日
	大平町	〒328 下都賀郡大平町蔵井2002-1	0282-43-5191	日曜日
	田沼町	〒327-03 安蘇郡田沼町大字 田沼884	02836-2-5610	日曜日

都道府 県 名	ホ ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
栃 木	今市市 勤労青少年ホーム	〒321-12 今市市平ヶ崎 160	0288-22-6211	火曜日
	黒磯市 "	〒325 黒磯市上厚崎 664	02876-3-7410	日曜日
	壬生町 "	〒321-02 下都賀郡壬生町大字安塚 1179-3	0282-86-3044	日曜日
	石橋町 "	〒329-05 下都賀郡石橋町大字石橋 1567-5	0285-53-6543	月曜日
	宇都宮市東 (矢板市) "	〒321 宇都宮市今泉町 3007 —	0286-63-3155 —	日曜日 —
群 馬	高崎市 勤労青少年ホーム	〒370 高崎市並榎町 123	0273-23-6732	日曜日
	前橋市 "	〒371 前橋市大渡町 2-3-15	0272-52-0500	火曜日
	太田市 "	〒373 太田市下浜田 1088-2	0276-46-0344	日曜日
	藤岡市 "	〒375 藤岡市藤岡 854-2	02742-3-2564	日曜日
	吾妻郡 "	〒377-04 吾妻郡中之条町大字 西中之条字永田原 135	0279-75-5174	月曜日
	沼田市 "	〒378 沼田市白岩町甲 213	0278-4-0135	日曜日
埼 玉	富岡市 "	〒370-33 富岡市田篠 1238-7	02746-4-1309	金曜日
	川口市 勤労青少年ホーム	〒332 川口市本町 2-4-5	0482-22-3570	日曜日
	埼玉県大宮 "	〒330 大宮市高鼻町 4-130	0486-41-2656 42-4426	
	埼玉県川越 "	〒350 川越市三久保町18-3	0492-22-5241	日曜日
	埼玉県秩父 "	〒368 秩父市熊木町 8-44	04942-3-2294	月末の土・日曜日
	埼玉県飯能 "	〒357 飯能市双柳 429-1	04297-2-2113	
	埼玉県蕨 "	〒335 蕨市中央 4-21-29	0484-32-4749	第1,3日曜日
	埼玉県新座 "	〒352 新座市北野 2-15-1	0484-79-0717	"
	埼玉県桶川 "	〒363 桶川市末広 3-19-8	0487-28-3393	月末の日曜日 第2月曜日
	埼玉県草加 "	〒340 草加市住吉 2-2-8	0489-28-5550	
	埼玉県和光 "	〒351 和光市新倉 1-20-40	0484-65-4841	第1,3,5日曜日 第2,4土曜日
	埼玉県鴻巣 "	〒365 鴻巣市本町 3-12-18	0485-42-8403	
	埼玉県三郷 "	〒341 三郷市大字谷口 570	0489-53-1040	
	白岡町 "	〒349-02 南埼玉郡白岡町大字 小久喜 1227-1	04809-2-6000	水曜日
	吹上町 "	〒369-01 北足立郡吹上町大字明用 1230	0485-49-0777	日曜日 第1,3土曜日
	小川町 "	〒355-03 比企郡小川町大字 腰越 43-3	04937-2-0331	月曜日
	(長湊町) "	—	—	—

都道府 県 名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
埼 玉	※吉見町勤労青少年 フレンドシップセンター	〒355-01 比企郡吉見町大字黒岩 ⁶⁰²	04935-4-2030	
	※川口市 青少年工業人センター	〒332 川口市栄町 3-7-1	0482-53-2882	月曜日
	※埼玉県本荘 勤労青少年ホーム	〒367 本荘市小島南 1-8-2	0495-21-1684	日曜日
	※埼玉県狭山 勤労青少年ホーム	〒350-13 狭山市入間川 4-14-8	0429-53-2777	月 2 回日曜日
	※埼玉県行田 “	〒361 行田市佐間 1-22-11	0485-56- ⁸⁶⁷⁴ 2649	第 3 日曜日
	※埼玉県熊谷 “	〒360 熊谷市大字石原 1407-1	0485-23-3122	
	※埼玉県蓮田 “	〒349-01 蓮田市見沼町 4-3	0487-68-8743	第 4 日曜日
	※埼玉県幸手 “	〒340-01 北葛飾郡幸手町総台 ²⁻¹⁻⁷	04804-2-5800	
千 葉	千葉県 勤労青少年ホーム	〒260 千葉市新港 43	0472-43-9589	金曜日
	船橋市 “	〒273 船橋市夏見町 2-11-44	0474-22-3979	木曜日
	茂原市 “	〒297 茂原市千代田町 2-8-12	04752-2-5090	木曜日
	柏市 “	〒277 柏市根戸高野台 467	0471-31-6098	木曜日
	野田市 “	〒278 野田市鶴奉 5-1	0471-22-4548	木曜日
	八千代市 “	〒276 八千代市八千代台北 8-9-12	0474-82-0913	金曜日
	旭市 “	〒289-25 旭市中谷里 8340-44	04796-2-0686	月曜日
	流山市 “	〒270-01 流山市後平井 173	0471-59-0798	金曜日
	八日市場市 “	〒289-21 八日市場市イ 2030	04797-3-4515	月曜日 祝日の翌日
	(市川市) “	—	—	—
	※市川市 “	〒272 市川市南八幡 5-20-3	0473-25-1357 23-3404	木曜日
	※千種 勤労青少年センター	〒281 千葉市千種町 286	0472-59-0201	8 月 14 日, 15 日 16 日
	※全国勤労青少年会 館 (サンブラザ)	〒164 東京都中野区中野 4-1-1	03-388-1151	
	※豊島区 勤労青少年センター	〒170 東京都豊島区北大塚 1-15-10	03-915-2334	日曜日
東 京	※北区 “	〒114 東京都北区西ヶ原 2-16-2	03-918-9741	水曜日
神奈川 新 潟	横浜市 勤労青少年センター	〒220 横浜市西区老松町 25	045-241-0673	月曜日
	長岡市 勤労青少年ホーム	〒940 長岡市今朝白 1-10-12	0258-32-4429	
	新潟市 “	〒951 新潟市古町通り 13 番地 5148-2	0252-22-2728	日曜日
	上越市 “	〒943 上越市本城町 8-1	0255-23-2440	日曜日
	三条市 “	〒955 三条市本町 1-6-18	02563-2-3362	日曜日
	十日町市 “	〒948 十日町市辰甲 815-1	02575-7-8918	日曜日

都道府 県 名	ホ ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
新 潟	新発田市 勤労青少年ホーム	〒957 新発田市御幸町 3-1-21	02542-3-3219	土曜日
	栃尾市	〒940-02 栃尾市滝の下町 1-5	02585-2-4432	日曜日
	燕市	〒959-12 燕市水道町 1-3-28	02566-3-5666	金曜日 祝日の翌日
	柏崎市	〒945 柏崎市諏訪町 6-6	02572-3-3340	日曜日
	新井市	〒944 新井市学校町 1-17	02557-2-4825	日曜日
	糸魚川市	〒941 糸魚川市大字横町 3-1	02555-2-2859	日曜日
	加茂市	〒959-13 加茂市大字狭口字駒岡 1082-1	02565-2-6116	日曜日
	五泉市	〒959-16 五泉市粟島 851	02504-3-1050	月曜日 第3日曜日
	吉田町	〒959-02 西蒲原郡吉田町大字本所 178-1	02569-2-4100	火曜日
	小千谷市	〒947 小千谷市大字穉生乙 1234	02588-2-8510	
	六日町	〒947-67 南魚沼郡六日町字二日町 428-1	02577-3-6678	日曜日
	村上市	〒958 村上市大字瀬波 771-5	02545-3-2005	日曜日
	両津市	〒952-34 両津市大字城腰字開山 363	02592-7-7521	月曜日
	与板町	〒940-24 三島郡与板町大字与板乙 2469	025872-2015	月曜日
	(中条町)	—	—	—
富 山	富山市第1 勤労青少年ホーム	〒930 富山市牛島町 2-3	0764-32-0241	土曜日
	高岡市	〒933 高岡市御馬出町51-1	0766-22-0320	日曜日
	魚津市	〒937 魚津市火の宮町 1-19	0765-22-4330	日曜日
	氷見市	〒935 氷見市南大町26-13	0766-72-5510	日曜日
	滑川市	〒936 滑川市清水町 106	0764-75-2090	日曜日
	新湊市	〒934 新湊市放生津町19-4	07668-2-6314	日曜日
	福岡町	〒939-01 西砺波郡福岡町荒屋敷 634	07666-4-3485	日曜日
	新川広域圏事務組合	〒939-06 新川郡入善町下飯野364	0765-72-2788	火曜日 祝日の翌日
	小矢部市	〒932 小矢部市小矢部町10-1	0766-67-0304	日曜日
	砺波市	〒939-13 砺波市中村 629	07633-3-1541	日曜日
	立山町	〒930-02 中新川郡立山町榎 1	07646-3-4655	火曜日 祝日の翌日
	富山市第2	〒930-11 富山市山室 181	0764-92-1256	土曜日
	小杉町	〒939-03 射水郡小杉町黒河 711	07665-6-6562	日曜日
	砺波市	〒939-18 東砺波郡城端町 969-27	07636-2-2267	第3日曜日

都道府 県名	ホ ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
石 川	小松市 勤労青少年ホーム	〒923 小松市御宮町 1	0761-22-7000	日曜日
	金沢市 "	〒920 金沢市本多町 3-2-26	0762-20-2202	土曜日
	輪島市 "	〒928 輪島市河井町18-36	07682-2-3299	水曜日
	加賀市 "	〒922 加賀市大聖寺東町 2-3	07617-2-4005	日曜日
	松任市 "	〒924 松任市成町 404	0762-76-1345	月曜日
	七塚町 "	〒929-11 河北郡七塚町字遠塚口 57-6	07628-5-1989	火曜日
	根上町 "	〒929-01 能美郡根上町西二口町601	07615-5-2000	火曜日
福 井	福井市 勤労青少年ホーム	〒910 福井市左内町 7-1	0776-35-1023	日曜日
	丸岡坂井 "	〒910-02 坂井郡丸岡町西里丸岡 12-21	0776-66-5880	月曜日 第3日曜日
	武生市 "	〒915 武生市高瀬 2-9-32	0778-24-0444	日曜日
	金津町 "	〒919-06 坂井郡金津町東 2-14-1	07767-3-3825	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日
	朝日町 "	〒916-01 丹生郡朝日町西田中 8-27-1	07783-4-2050	第1,3日曜日
	鯖江市 "	〒916 鯖江市水落町 2-24-2	0778-52-5988	日曜日
	敦賀市 "	〒914 敦賀市木崎24-7-1	07702-5-8141	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日
	大野市 "	〒912 大野市中野 3-1-16	07796-5-7221	日曜日
	今立町 "	〒915-02 今立郡今立町西庄境 21-7-1	07784-3-1290	月曜日
	豪福井市森田 "	〒910-01 福井市下森田町三字36-1	0776-56-0200	日曜日
山 梨	塩山市 勤労青少年ホーム	〒404 塩山市下於曾 1704	05533-3-6955	日曜日
	山梨県東部地方 勤労青年センター	〒409-06 大月市猿橋町猿橋字峰通 867	05542-3-1271	月曜日 祝日の翌々日
	山梨県狭南地方 "	〒409-29 南巨摩郡中富町宮木1705	05564-2-2770	月曜日 祝日の翌々日
	山梨県狭中地方 "	〒409-38 中巨摩郡玉穂村一町畑 字形見 1189	05527-3-6479	月曜日 祝日の翌々日
	山梨県富士北麓 "	〒401-04 南都留郡鳴沢村字丸尾 8531-45	05558-5-2884	月曜日
	(山梨県東山梨 勤労青少年ホーム)	—	—	—
長 野	上田市 勤労青少年ホーム	〒386 上田市二の丸 3-23	0268-22-7117	日曜日
	下諏訪町 "	〒393 諏訪郡下諏訪町西鷹野町 4613-4	02662-7-3204	火曜日
	長野市北部 "	〒380 長野市吉田 1-13-8	0262-43-1358	日曜日
	松本市 "	〒390 松本市双葉 4-8	0263-26-1083 1084	火曜日
	更埴市 "	〒387 更埴市大字杭瀬下 1150	02627-2-1056	日曜日
	岡谷市 "	〒394 岡谷市下浜 8824	02662-3-2201	日曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
長 野	中野市 勤労青少年ホーム	〒383 中野市三好町 1 - 4 - 27	02692-2-2801	日曜日
	塩尻市	〒399-07 塩尻市大字広岡原新田 291-2	02635-2-0157	月曜日
	大町市	〒398 大町市大字常盤泉 5640-4	02612-2-7658	日曜日
	伊那市	〒396 伊那市大字伊那 5839	02657-2-3090	日曜日
	飯山市	〒389-24 飯山市大字照里 1215	02696-5-2841	日曜日
	茅野市	〒391 茅野市宮川 4552-2	02667-2-8079	日曜日
	飯田市	〒395 飯田市松尾 7443	0265-23-5571	月曜日
	須坂市	〒382 須坂市大字小山 3 - 55	02624-8-0393	月曜日 祝日の翌日
	諏訪市	〒392 諏訪市湖岸通り 5-12-18	02665-8-5298	月曜日
	長野市南部	〒388 長野市篠ノ井小森 578	0262-93-4435	日曜日
	※富士見勤労青少年 フレンドシップセンター	〒399-02 諏訪郡富士見町落合 10039-4	02666-2-2400	月曜日
	※長野市青少年の家	〒380 長野市大字長野西野1028-1	0262-93-4435	日曜日
岐 阜	羽島市 勤労青少年ホーム	〒501-62 羽島市竹鼻町86	0583-92-1126	第1, 3, 5 月曜日 第2, 4 火曜日
	多治見市	〒507 多治見市弁天町 4 - 2	0572-22-4969	月曜日
	瑞浪市	〒509-61 瑞浪市上平町 1 - 1	0572-68-3027	月曜日
	関市	〒501-32 関市塔之洞字岩本 3885-1	05752-2-3242	月曜日
	中津川市	〒508 中津川市手賀野字会所沢 172-1	05736-6-5204	月曜日
	各務原市	〒509-01 各務原市鶴沼朝日町 3 丁目 163-1	0583-84-6254	月曜日
	土岐市	〒509-53 土岐市妻木町字東山 3009-47	05725-7-3010	火曜日
	美濃市	〒501-37 美濃市曾代 117-14	05753-5-1476	月曜日
	※高山市	〒506 高山市花岡町 2 - 39	0577-32-0394	第1, 3 土曜日 第2, 4 日曜日
	浜松市 勤労青少年ホーム	〒432 浜松市鹿谷町11-2	0534-71-6206	日曜日
静 岡	富士市	〒417 富士市石坂 456-5	0545-21-6129	日曜日
	清水市	〒424 清水市桜が丘町 7 - 1	0543-52-6412	月曜日 第3 日曜日
	沼津市	〒410 沼津市御幸町15-1	0559-31-1071	日曜日
	島田市	〒427 島田市横井 2 - 7 - 9	05473-7-7376	月曜日
	磐田市	〒438 磐田市中央町 2989-2	05383-2-8647	日曜日
	三島市	〒411 三島市大宮町 1 - 8 - 38	0559-75-2562	日曜日
	静岡市	〒420 静岡市駿府町 2 - 80	0542-53-0731	日曜日

都道府県名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
静 岡	浜北市 勤労青少年ホーム	〒434 浜北市貴布弥 289-3	05358-7-2201	日曜日
	湖西市	〒431-04 湖西市古見 1070	05357-6-2746	日曜日
	裾野市	〒410-11 裾野市佐野 784-5	05599-2-3800	月曜日
	富士宮市	〒418 富士宮市大宮 1715-1	0544-24-0094	日曜日
	菊川町	〒439 小笠郡菊川町堀之内61	05373-5-3510	日曜日
	天竜市	〒431-33 天竜市山東 2290-1	05392-6-1930	火曜日
	袋井市	〒437 袋井市上田町 267-5	05384-3-4594	日曜日
	藤枝市	〒426 藤枝市田中 3-7-45	0546-44-7922	月曜日 第3日曜日
愛 知	豊橋市 勤労青少年ホーム	〒440 豊橋市鍵田町55-3	0532-55-0413	金曜日
	西尾市	〒445 西尾市鶴ヶ崎町 6-2	05635-6-3923	月曜日
	岡崎市	〒444 岡崎市上六名 3-3-7	0564-51-4104	月曜日
	蒲郡市	〒443 蒲郡市三谷町水神町通10-2	0533-69-3815	火曜日
	稲沢市	〒492 稲沢市井之口沖ノ田町38	0587-32-7905	水曜日 第3日曜日
	瀬戸市	〒489 瀬戸市熊野町98	0561-83-3579	月曜日
	大山市	〒484 大山市大字羽黒新田字上堅茂 1-1	0568-67-3772	火曜日
	高浜市	〒444-13 高浜市高取町下小脇 100-1	0566-52-4017	金曜日 祝日の翌日
	新城市	〒441-13 新城市西入船 5-2	05362-3-1123	月曜日
	尾張旭市	〒488 尾張旭市東大道町山の内 2410-2	05615-4-4787	
	(豊田市)	—	—	—
	幸三好町	〒470-02 西加茂郡三好町三好 仲ヶ山43-2	05613-2-3044	月曜日
	幸一色町	〒444-04 幡豆郡一色町大字前野 字新田38-1	05637-3-4348	月曜日
	幸祖父江町	〒495 中島郡祖父江町上牧字下川田 454	05879-7-2121 (内線75)	木曜日
	幸勤労センター憩の家	〒473 豊田市本町朝日20	0565-52-0362	月曜日
三 重	松坂市 勤労青少年ホーム	〒515 松坂市殿町 1563	0598-21-3430	日曜日
	桑名市	〒511 桑名市鍛冶町14	0594-21-3260	日曜日
	四日市市	〒510 四日市市日永東 1-2-28	0593-45-3286	日曜日
	津市	〒514 津市大字藤方 1623-2	0592-27-4919	日曜日
	鈴鹿市	〒510-02 鈴鹿市白子駅前 6-33	0593-87-6125	日曜日
	大津市 勤労青少年ホーム	〒520 大津市打出浜13-22	0775-22-7474	火曜日

都道府 県名	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
滋 賀	彦根市 勤労青少年ホーム	〒522 彦根市尾末町 8-1	0749-22-8153	水曜日
	草津市 "	〒525 草津市野村町58-7	0775-63-3700	日曜日
	八日市市 "	〒527 八日市市市辺町 2353	07482-2-1288	火曜日 祝日の翌日
	安曇川町 "	〒520-12 高島郡安曇川町大字田中 630-1	07403-2-0003	月曜日 祝日の翌日
	山東町 "	〒521-02 坂田郡山東町志賀谷	07495-5-3029	水曜日 祝日の翌日
	浅井町 "	〒526-02 東浅井郡浅井町野瀬 809	07497-6-0001	月曜日
	甲西町 "	〒520-32 甲賀郡甲西町大字吉永 302	07487-2-4199	月曜日 祝日の翌日
	(長浜市) "	—	—	—
	(彦根市) "	—	—	—
京 都	京都西陣 勤労青少年ホーム	〒603 京都市北区紫野北船岡町42 船岡山公園内	075-451-6700	火曜日
	京都市南 "	〒601 京都市南区西九条南田町72	075-671-0356	火曜日
	京都市東山 "	〒605 京都市東山区東大路七条上ル 妙法院前側町 446	075-541-0619	火曜日
	京都市下京 "	〒600 京都市下京区西 7 条北東野町 90	075-314-5636	火曜日
	福知山市 "	〒620 福知山市字岡ノ 175-1	0773-23-1616	水曜日
	京都市山科 "	〒607 京都市山科区竹鼻 4 丁野町 42	075-593-4911	火曜日
	※京都市 中京青年の家	〒604 京都市中京区東洞院通 六角下ル	075-231-0640	火曜日
	※京都市 伏見青年の家	〒612 京都市伏見区御駕籠町91	075-611-4910	火曜日
大 阪	大阪府立中央 勤労青少年ホーム	〒540 大阪市東区石町 2-35	06-941-2681	水曜日
	大阪市立中央 "	〒541 大阪市東区安土町 1-7	06-271-4953	月曜日
	大阪府立豊中 "	〒560 豊中市北桜塚 3-1-28	06-854-1400	水曜日
	大阪府立阿倍野 "	〒545 大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-628-0003	水曜日
	守口市 "	〒570 守口市菊水通 4-52	06-996-9360	火曜日
	大阪府立東大阪 "	〒577 東大阪市中小坂 5-14-30	06-723-1210	水曜日
	吹田市 "	〒564 吹田市寿町 2-19-20	06-383-4101	祝日の翌々日 火曜日
	大阪市立福島 "	〒553 大阪市福島区海老江 6-1-14	06-453-0207	月曜日
	岸和田市春木 "	〒596 岸和田市春木宮川町 5-16	0724-38-1007	火曜日
	寝屋川市 "	〒572 寝屋川市東大和町 2-14	0720-28-0761	月曜日
	大阪市立東淀川 "	〒533 大阪市東淀川区豊新 2-1-4	06-327-5650	月曜日
	大阪市立旭 "	〒535 大阪市旭区森小路 2-5-29	06-955-1144	月曜日

都道府 県	ホー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
大 阪	大阪市立天王寺 勤労青少年ホーム	〒543 大阪市天王寺区味原町 9-14	06-763-3525	月曜日
	大阪市立住之江 "	〒559 大阪市住之江区浜口西 3-4-22	06-674-5405	月曜日
	和泉市 "	〒594 和泉市府中町 913	0725-44-9221	水曜日
	大阪市立浪速 "	〒556 大阪市浪速区下寺 2-2-12	06-643-0694	月曜日
	大阪市立大正 "	〒551 大阪市大正区泉尾 3-9-16	06-554-5377	月曜日
	大阪市立大淀 "	〒531 大阪市大淀区本庄東 1-24-11	06-374-0870	月曜日
	大阪市立鶴見 "	〒538 大阪市鶴見区今津中 1-1-14	06-967-1033	月曜日
	熊取町 "	〒590-04 泉南郡熊取町大字野田 2183-1	07245-3-0600	火曜日
	忠岡町 "	〒595 泉北郡忠岡町忠岡 1-17-19	0725-22-1130	木曜日
	大阪市立東住吉 "	〒546 大阪市東住吉区東田辺 2-11-28	06-699-3600	月曜日
	大阪市立西 "	〒550 大阪市西区本田 3-7-2	06-582-9553	月曜日
	泉大津市 "	〒595 泉大津市下条町11-28	0725-32-6432	
	大阪市立西成 "	〒557 大阪市西成区梅南 1-10-8	06-658-4528	月曜日
	大阪市立生野 "	〒544 大阪市生野区巽北 2-112-1	—	—
	(大阪市立北) "	—	—	—
	※ 泉佐野勤労青少年 フレンドシップセンター	〒598 泉佐野市日根野 5565	0724-68-0300	
	※ 高槻市 勤労青少年ホーム	〒569 高槻市城西町 2-30	0726-71-5805	日曜日
	※ 大阪市立港 "	〒552 大阪市港区磯路 2-11-10	06-573-7792	月曜日
	※ 大阪市立城東 "	〒536 大阪市城東区新喜多東 1-1-7	06-968-3350	月曜日
	※ 大阪市立東成 "	〒537 大阪市東成区東中本 2-3-16	06-976-0300	月曜日
	※ 大阪市立平野 "	〒547 大阪市平野区瓜破 3-3-64	06-707-0900	月曜日
	※ 大阪市立西淀川 "	〒555 大阪市西淀川区姫里 2-13-22	06-474-7245	月曜日
	※ 大阪市立加美 ユースセンター	〒547 大阪市平野区加美鞍作町 1-2-31	06-791-8618	月曜日
	※ 大阪市立生野 ユースセンター	〒544 大阪市生野区中川東 2-4-16	06-752-8000	月曜日
	※ 大阪市立此花 ユースセンター	〒554 大阪市此花区西貫島 2-26-17	06-463-1881	月曜日
	※ 大阪市立大畑山 会館	〒581 八尾市大字恩智 1045	0729-43-7236	月曜日
兵 庫	姫路市 勤労青少年ホーム	〒670 姫路市西延末字手柄山 509	0792-94-0424	火曜日
	伊丹市 青少年センター	〒664 伊丹市瑞原 2-59	0727-82-1728	木曜日
	尼崎市 勤労青少年ホーム	〒660 尼崎市栗山前田町 3	06-429-3020	木曜日

都道府 県名	ホー ム名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
兵 庫	高砂市 勤労青少年ホーム	〒676 高砂市高砂町朝日町 1-2-1	07944-2-4832	日曜日
	西宮市 "	〒662 西宮市松原町 2-37	0798-35-5286	火曜日
	宝塚市 "	〒665 宝塚市御殿山 2-1-2	0797-84-1881	日曜日
	三木市 "	〒673-04 三木市上の丸町 8-30	07948-2-0941	火曜日
	氷上町 "	〒669-36 氷上郡氷上町成松字甲賀 1	07958-2-3719	火曜日
奈 良	奈良市 勤労青少年ホーム	〒677 西脇市西脇 801-52	07952-2-6329	金曜日
	桜井市 勤労青少年ホーム	〒633 桜井市桜井 281-9	07444-2-2396	日曜日
	奈良市 "	〒630 奈良市大宮 1-10-2	0742-33-0516	水曜日 祝日の翌日
	大和高田市 "	〒635 大和高田市大字野口 20-1	0745-22-6045	火曜日 祝日の翌日
	大和郡山市 "	〒639-11 大和郡山市今国府町 60-9	07435-6-4581	火曜日 祝日の翌日
和歌山	橿原市 "	〒634 橿原市小房町 30	07442-4-4782	火曜日 月曜日の午後
	和歌山市 勤労青少年ホーム	〒640 和歌山市寄合町 37	0734-31-2500	土曜日
	海南市 "	〒642 海南市日方 1290-14	07348-2-4114	水曜日
	田辺市 "	〒646 田辺市上屋敷町 193-14	0739-25-0272	日曜日
	御坊市 "	〒644 御坊市園 88-1	07382-2-5436	日曜日
鳥 取	新宮市 "	〒647 新宮市新宮 4800	0735-21-0755	水曜日
	橋本市 "	〒648 橋本市東家 1-1-19	07363-3-1575	日曜日
	鳥取市 勤労青少年ホーム	〒680 鳥取市吉成 739-1	0857-24-1702	火曜日
	倉吉市 "	〒682 倉吉市上井町 2-9-8	08582-6-0041	日曜日
	(米子市) "	—	—	—
島 根	出雲市 勤労青少年ホーム	〒693 出雲市今市町北本町 1-7	0853-21-0424	火曜日
	浜田市 "	〒697 浜田市殿町 123-10	08552-2-5043	火曜日
	安来市 "	〒692 安来市南十神町 33	08542-2-4333	日曜日
	大田市 "	〒694 大田市大田町大田イ 125	08548-2-2450	火曜日
	江津市 "	〒695 江津市嘉久志町イ 1505-1	08555-2-2152	月曜日
岡 山	益田市 "	〒698 益田市赤城町 18-6	08562-2-8699	火曜日
	平田市 "	〒691 平田市平田町 2280-1	08536-3-3077	火曜日
	木次町 "	〒699-13 大原郡木次町大字木次 1012-1	08544-2-5211	月曜日
	井原市 勤労青少年ホーム	〒715 井原市井原町 3619	08666-2-1364	木曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
岡 山	倉敷市児島 勤労青少年ホーム	〒711 倉敷市児島小川 2-1-10	0864-73-1523	水曜日 第3日曜日
	岡山市 "	〒703 岡山市小橋町 1-1-30	0862-72-7881	水曜日
	津山市 "	〒708 津山市勝部 20-2	08682-2-5605	水曜日
	備前市 "	〒705 備前市伊郎 2523-3	08696-4-4895	水曜日
	総社市 "	〒719-11 総社市総社 235	08669-2-5558	月曜日
	笠岡市 "	〒714 笠岡市六番町 1-16	08656-3-4055	水曜日
	倉敷市水島 "	〒712 倉敷市連島中央 4-2-18	0864-46-6288	水曜日
	玉野市 "	〒706 玉野市田井 5-22-2	0863-31-9101	水曜日
	新見市 "	〒718 新見市下熊谷 23-4	08677-2-3375	水曜日
	高梁市 "	〒716 高梁市落合町近似 267-7	08662-2-1880	月曜日
広 島	福山市福山 勤労青少年ホーム	〒720 福山市草戸町 2276-1	0849-53-2006	水曜日
	府中市 "	〒726 府中市用土町城山 438-1	0847-45-6560	水曜日
	広島市中央 "	〒730 広島市中区八丁堀 3-2	0822-22-2513	日曜日, 8月6日
	三原市 "	〒723 三原市城町 6	08486-3-4077	日曜日
	尾道市 "	〒722 尾道市西土堂町 18-5	0848-22-5396	水曜日
	五日市町 "	〒738 佐伯郡五日市町新宮苑 11-43	0829-22-8424	水曜日
	福山市松永 "	〒729-01 福山市松永町 1383	08485-3-5320	水曜日
	海田町 "	〒736 安芸郡海田町海田市 158-1	08282-3-1936	日曜日
	広島市安佐 "	〒731-01 広島市安佐南区安古市町 大字大町 933-7	08287-9-1512	水曜日, 8月6日
	大竹市 "	〒739-06 大竹市立戸 1-6-1	08275-3-6677	水曜日 第3日曜日
	(竹原市) "	—	—	—
山 口	徳山市 勤労青少年ホーム	〒745 徳山市岐山通 2-10	0834-22-8722	日曜日
	防府市 "	〒747 防府市緑町 1-9-2	0835-23-1500	
	下関市 "	〒750 下関市大字彦島字老の山公園 1-1	0832-67-1146	火曜日
	光市 "	〒743 光市大字光井 3946-1	0833-72-2245	水曜日
	新南陽市 "	〒746 新南陽市大字富田 2569	0834-62-0001	火曜日
	平生町 "	〒742-11 熊毛郡平生町大字平生村 字横割 178	08205-6-4219	日曜日
	山陽町 "	〒757 厚狭郡山陽町大字鶴庄 3-5	08367-2-1998	水曜日 火曜日の午後
	美祿市 "	〒759-22 美祿市大嶺町東分字前川 285-1	08375-2-3500	火曜日

都道府県名	ホー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
山 口	小野田市 勤労青少年ホーム	〒756 小野田市大字東高泊 1739-2	08368-3-3146	月曜日
	※ 宇部市 勤労青少年会館	〒755 宇部市松山町 1-12	0836-31-5515	
徳 島	※ 柳井市 勤労青少年ホーム	〒742 柳井市大字柳井 3718	08202-2-0680	月曜日の夜間
	徳島市 勤労青少年ホーム	〒770 徳島市福島 1-8-19	0886-52-7914	日曜日
	阿南市	〒774 阿南市富岡町トノ町24-21	0884-22-4572	日曜日
	藍住町	〒771-12 板野郡藍住町奥野字 矢上前 32-1	088692-3620	日曜日
	鳴門市	〒772 鳴門市撫養町南浜字東浜 27-3	08868-5-5179	月曜日, 5月15日
	市場町	〒771-16 阿波郡市場町大字興崎 字北分 60	088336-5511	火曜日 祝日の翌日
	(小松島市)	—	—	—
香 川	小豆島 勤労青少年ホーム	〒761-44 小豆郡内海町西村甲 1070-1	08798-2-0201	日曜日
	志度町	〒769-21 大川郡志度町大字鴨庄 2576	08789-5-2200	日曜日
愛 媛	新居浜市 勤労青少年ホーム	〒792 新居浜市一宮町 2-2-17	0897-32-9246	日曜日
	伊予三島市	〒799-04 伊予三島市中曾根町 500	0896-23-1192	月曜日
	宇和島市	〒798 宇和島市和霊東町 3-1-9	0895-22-2089	日曜日
	今治地区	〒794 今治市北宝来町 1-1-16	0898-32-2698	月曜日
	大洲市	〒795 大洲市大洲 1 番地甲-5	08932-4-3161	日曜日
	八幡浜市	〒796 八幡浜市大字矢野町 1377-1	08942-4-1822	月曜日
	砥部町	〒791-21 伊予郡砥部町宮内 1369	08996-2-4822	日曜日
	須崎市 勤労青少年ホーム	〒785 須崎市西糺町 4-4	08894-2-0670	日曜日
	北九州市立八幡 勤労青少年ホーム	〒805 北九州市八幡東区桃園 2-5-1	093-681-2798	日曜日
	北九州市立小倉	〒803 北九州市小倉北区大門 1-6-10	093-561-1262	日曜日
高 知 福 岡	甘木市	〒838 甘木市大字菩提寺 71	09462-2-7409	第2,4日曜日 第1,3火曜日
	直方市	〒822 直方市大字感田 3601-4	09492-4-6200	月曜日 第3日曜日
	大川市	〒831 大川市大字向島 1840-2	09448-8-0106	日曜日
	北九州市立若松	〒808 北九州市若松区浜町 2-15-6	093-761-7500	日曜日
	北九州市立門司	〒801 北九州市門司区清滝 3-2-3	093-331-7177	日曜日
	那珂川町	〒811-12 筑紫郡那珂川町大字西隈 64-1	09295-3-2211 (内線 193)	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日
	久留米市	〒830 久留米市野中町 1075-2	0942-34-4996	第1,3月曜日
	中間市	〒809 中間市大字中間 5867	093-25-3511	日曜日

都道府 県名	ホー ム名	所 在 地	電 話 番 号	休 館 日
福 岡	豊前市 勤労青少年ホーム	〒828 豊前市大字吉木 955	09798-2-1111 (内線294)	日曜日
	八女市	〒834 八女市大字馬場 420	09432-4-0029	第1, 2, 4, 5 火曜日 第3日曜日
	田主丸町	〒839-12 浮羽郡田主丸町大字常盤 1111-1	09437-3-3060	月曜日 第3日曜日
	久山町	〒811-25 粕屋郡久山町大字久原 3505	09297-6-1847	月曜日
	(筑紫野市)	—	—	—
佐 賀	鳥栖市 勤労青少年ホーム	〒841 鳥栖市元町 1239-1	09428-2-4780	第1, 3, 5 火曜日 第2, 4日曜日
	唐津市	〒847 唐津市藤崎通り 6929	09557-2-3424	火曜日
	武雄市	〒843 武雄市武雄町大字武雄 5535	09542-3-5165	火曜日
	有田町	〒844 西松浦郡有田町中部内 1002-2	09554-2-6207	日曜日
	大町町	〒849-21 杵島郡大町町大字福母 158-1	095282-3500	月曜日
長 崎	大村市 勤労青少年ホーム	〒856 大村市西三城町 8	09575-3-1353	日曜日
	佐々町	〒857-03 北松浦郡佐々町本田 123	09566-2-3127	日曜日
	長与町	〒859-06 西彼杵郡長与町嬉里郷 431-1	09588-3-6224	—
	(松浦市)	—	—	—
	熊本市 勤労青少年ホーム	〒862 熊本市新屋敷 1-18-28	0963-64-0633	日曜日
熊 本	八代市	〒866 八代市蛇籠町 3-29	09653-3-2383	水曜日
	荒尾市	〒864 荒尾市荒尾 4051	09686-3-0622	火曜日
	本渡市	〒863 本渡市船の尾町 11-4	09692-3-4049	日曜日 祝日の翌日
	山鹿市	〒861-05 山鹿市大字山鹿 1026-2	09684-3-1131	日曜日
	人吉市	〒868 人吉市西間下町 20	09662-4-3871	火曜日
大 分	菊池市	〒861-13 菊池市大字隈府 1272-2	09682-4-1044	—
	中津市 勤労青少年ホーム	〒871 中津市中央町 1-3-45	0979-22-7637	日曜日
	日田市	〒877 日田市中城町 1-66	09732-3-3835	日曜日
	竹田市	〒878 竹田市大字玉来 1-11	09746-3-1047	日曜日
	佐伯市	〒876 佐伯市 11766-2	09722-3-1010	日曜日
大 分	宇佐市	〒879-04 宇佐市大字四日市 264	09783-2-3316	—
	豊後高田市	〒879-06 豊後高田市大字高田 1008-3	09782-4-2270	日曜日
	別府市	〒874 別府市上野口町19-22	0977-21-5890	月曜日 祝日の翌日
	延岡市 勤労青少年ホーム	〒882 延岡市西階町 1-4341-1	0982-32-4071	日曜日
	宮 崎			

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
宮崎県	都城市 勤労青少年ホーム	〒885 都城市松元町 4-14	0986-23-5160	月曜日
	宮崎市	〒880 宮崎市神宮東 1-2-27	0985-24-9138	日曜日
	日南市	〒887 日南市油津 1-4-21	09872-2-5666	日曜日
	日向市	〒883 日向市本町10-5	09825-2-2111 (内線635)	日曜日
	串間市	〒888 串間市大字西方 5655	09877-2-1352	火曜日
	小林市	〒886 小林市細野38-1	09842-3-9653	日曜日
	えびの市	〒889-43 えびの市原田 3456	09843-3-1115	日曜日
	西都市	〒881 西都市大字右松 2534-1	09834-3-1111 (内線627)	月曜日
	出水市 勤労青少年ホーム	〒899-02 出水市上知識 3878	09966-3-2136	火曜日 第3日曜日
	鹿屋市	〒893 鹿屋市向江町29-1	09944-3-4640	水曜日
	国分市	〒899-43 国分市中央 3-2-27	09954-5-5111 (内線308)	日曜日 祝日の翌日
	鹿児島市	〒890 鹿児島市鴨池 2-32-30	0992-55-5771	土曜日
	枕崎市	〒898 枕崎市西鹿籠 12746-1	09937-2-2277	月曜日
	西之表市	〒891-31 西之表市西之表 15-182-1	09972-2-1579	日曜日
	川内市	〒895 川内市西開聞町 5-1	0996-20-1281	日曜日
	高山町	〒893-12 肝属郡高山町前田西三宮	09946-5-0452	火曜日
沖縄県	(串木野市)	—	—	—
	那覇市 勤労青少年ホーム	〒900 那覇市旭町 35	0988-62-6037	日曜日
	宜野湾市	〒901-22 宜野湾市伊佐 289-296	09889-8-4700	月曜日
	平良市	〒906 平良市字下里 416-4	09807-2-0362	月曜日

注1) () 印のホームは昭和56年度設置予定のものを示す。

2) ※印は地方公共団体が国の補助を受けなくて設置したもの及びホームの類似施設を示す。

3) 休館日は、原則として週1回に定められたものを示す。なお、各ホームとも祝日、年末年始を休館日としているところが多いが、多少ホームによって異なる。

労働省婦人少年局調べ

4 有給教育訓練休暇奨励給付金

有給教育訓練休暇奨励給付金は定年退職前職業講習，職業訓練，職業安定促進講習，職場適応訓練，職業訓練派遣奨励給付金と並んで能力開発事業各種給付金の1つである。この給付金は労働者の教育訓練の受講機会を確保し，その職業能力の開発向上を図ることを目的としており，雇用する労働者に有給的教育訓練休暇を与える事業主が受給できるものである。

(1) 受給できる事業主

有給教育訓練休暇奨励給付金の支給を受けられる事業主は，一定の教育訓練を受ける労働者に対して，次のすべてに該当する有給教育訓練休暇を与える事業主である。

- イ 有給教育訓練休暇は，労働協約又は就業規則に基づき与えられるものであること。この場合において，有給教育訓練休暇を与えられる労働者の範囲が不当に限定されていないこと。
- ロ 有給教育訓練休暇の全期間について，所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金が支払われるものであること。
- ハ 有給教育訓練休暇が労働者の申出に基づいて与えられるものであること。
- ニ 有給教育訓練休暇の日数が一教育訓練コースについて10労働日以上であること。ただし，公共職業訓練施設又は職業訓練大学校の行う職業訓練を受ける場合には当該職業訓練の日数が10日未満であっても対象となる。

なお，一定の教育訓練とは，次の(イ)から(イ)までのいずれかをいう。

- (イ) 公共職業訓練施設又は職業訓練大学校の行う職業訓練
- (ロ) 高等学校，大学又は高等専門学校を行う学校教育
- (ハ) 専修学校，各種学校等の行う教育のうち労働大臣の指定したもの

(2) 受給できる額

- イ 受給できる額は次のとおりである。

有給教育訓練休暇奨励給付金，休暇を付与された労働者1人につき

1,220 円（中小企業事業主は、1,620 円）に教育訓練を受けた日数を乗じて得た額

- ロ 受給できる日数は、労働者 1 人につき 100 日（45 歳以上の労働者は、150 日）が限度である。

(3) 受給のための手続

有給教育訓練休暇奨励給付金又は中高年齢者教育訓練受講奨励金の支給を受けようとする事業主は、有給教育訓練休暇付与計画書に有給教育訓練休暇に関する労働協約又は就業規則及びその細則の写を添えて、有給教育訓練休暇を労働者に与える前（期日が定められている。）までに、事業所の所在地を担当する都道府県立公共職業訓練施設の長を経由して、都道府県知事に提出すること。

次いで、有給教育訓練休暇に係る教育訓練の修了後 2 箇月以内に有給教育訓練休暇奨励給付金支給申請書に当該労働者が受けた教育訓練の修了証明書及び教育訓練期間中賃金が支払われたことを証明する書類を添えて上記職業訓練施設の長を経由して、都道府県知事に提出すること。

5 勤労青少年ホーム災害補償保険制度

(1) 制度の趣旨

ホーム利用者及びホーム主催（共催）行事等参加者が被むる不測の事故に対処するため「勤労青少年ホーム災害補償保険制度」を設立・運営し、もってホーム利用者等の事故に際し十分かつ、速やかな補償を行えるようにし、ひいてはホーム活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(2) 制度の概要

- 本制度は「傷害保険」と「賠償責任保険」を一体不可分に組み合わせ、ホーム利用者等の事故に際してできるだけ漏れのない十分な補償を行えるようにしたものである。

また、保険契約は社団法人全国勤労青少年ホーム協議会が代表契約者となっていくので個別に加入するより有利な内容となっている。

○ 補償の対象

傷害保険……傷害保険加入者がホーム活動中に被った傷害事故が補償の対象となる。

賠償責任保険……ホーム側の責任で傷害事故が発生した場合のホーム側が負担する法律上の損害賠償金が補償の対象となる。

- 本制度は「ホーム活動」中の事故が対象となる。「ホーム活動」とはホームの管理下において行われる活動であって以下の各種活動（例：奉仕活動・文化活動・スポーツ活動等）をいう。

ホーム施設内で行われる各種活動

ホーム施設外の各種活動のうちホームが主催若しくは共催する活動
又は事前にホームに書面で届出て行われる団体活動

これらは、所定の集合地でホームの管理下に入った時から所定の解散地で解散するまでの間が補償の対象となる。

※届出の内容……責任者、行事種目、日程、参加者氏名

- ホーム活動中に災害が発生した場合に適用される保険は以下のとおり

である。

区 分	災害の発生に対するホーム側の責任	
	な し	あ り
傷害保険加入者	傷 害 保 険	傷害保険+賠償責任保険
上記以外の者		賠 償 責 任 保 険

○ 傷害保険の保険金の種類及び保険金額

種 類	内 容	保 険 金 額	
		Aタイプ	Bタイプ
死 亡 保 険 金	事故の日から180日以内に死亡	300万円	150万円
後遺障害保険金	事故の日から180日以内に後遺障害が発生	程度により 9～300万円	程度により 4.5～150万円
医 療 保 険 金	入院180日、非入院90日を限度として8日目より支給	入 院 1日につき1,500円 非入院 1日につき1,000円	

○ 傷害保険加入依頼金（1名当たり）

Aタイプ…… 290円（年額） Bタイプ…… 190円（年額）

※Aタイプ・Bタイプの選択は加入者ごとに自由にできる。

○ 賠償責任保険補償限度額

人身事故のみを補償する。被害者1名につき3,000万円を限度（免責金額3万円）、同一の原因の事故発生につき1億円を限度とする。

○ 賠償責任保険加入依頼金（1ホーム当たり）

ホーム施設の延床面積

1,000㎡未満…………… 5,900円（年額）

1,000㎡以上～2,000㎡未満… 7,600円（年額）

2,000㎡以上…………… 9,300円（年額）

(3) 加入手続き等

「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼書」に加入依頼金の「振り込み領収書（写）」を添えて協議会に提出する。加入手続きの概略は次のとおりである。

手続き 1 傷害保険加入者の取りまとめ「傷害保険加入者名簿」の作成

手続き 2 傷害保険加入者の取りまとめ完了後「ホーム災害補償保険制度加入依頼書」の作成

手続き 3 「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼金」の振り込み

手続き 4 「勤労青少年ホーム災害補償保険制度加入依頼書」と加入依頼金合計額の「振り込み振り替え領収書（銀行又は郵便局が発行）」（写）の送付

申込期間（ホームが加入必要書類を協議会へ発送する時期）	3月20日までに発送	4月8日までに発送	5月20日までに発送	8月20日までに発送	11月20日までに発送
保険（補償）期間	4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時	4月15日午前0時から翌年4月14日午後12時	6月1日午前0時から翌年5月31日午後12時	9月1日午前0時から翌年8月31日午後12時	12月1日午前0時から翌年11月30日午後12時

※各ホームでは保険期間を上記のうちから1つ選択する。

手続き 5 傷害保険中途加入者の取扱い

「傷害保険加入者名簿」への追加記載

「傷害保険中途加入者報告書」の作成と送付

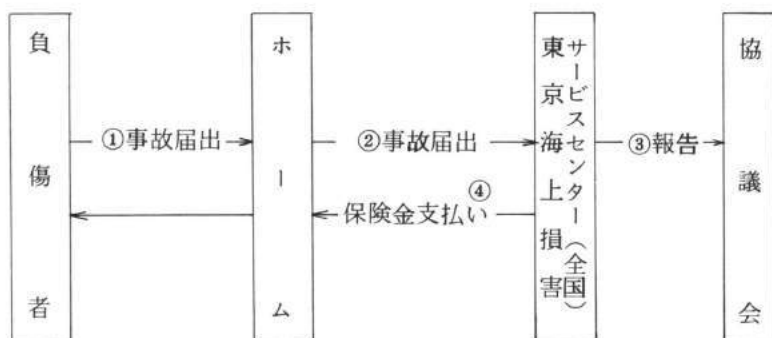
○ 「中途加入依頼金」（傷害保険依頼金のみ）

保険期間開始後6箇月未満までに中途加入の「中途加入依頼金」は年間加入依頼金と同一（Aタイプ290円、Bタイプ190円）である。

保険期間開始後6箇月を経て後に中途加入した者の「中途加入依頼金」はAタイプ150円、Bタイプ100円となる。

(4) 事故の際の手続き

○ 傷害保険の場合



昭和57年1月10日 発行

昭和56年版

勤 勞 青 少 年 の 現 状

年少労働資料 36号

発行 労働省婦人少年局

郵便番号 100

東京都千代田区大手町1の3の1

印刷 大蔵省印刷局

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00742241

(大蔵省印刷局製造)